

官報

号外 平成二年十二月十八日

○第百二十九回 衆議院会議録 第四号(一)

平成二年十二月十八日(火曜日)

午後一時 本会議

官報(号外)

○本日の会議に付した案件
原子力安全委員会委員任命につき同意を求める
の件
科学技術会議議員任命につき同意を求める
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき
同意を求めるの件
中央更生保護審査会委員任命につき同意を求
めるの件
公安審査委員会委員任命につき同意を求める
の件
社会保険審査会委員任命につき同意を求める
の件
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意
を求めるの件
労働保険審査会委員任命につき同意を求める
の件
○議長(櫻内義雄君) お詫びいたします。
内閣から、
原子力安全委員会委員に内田秀雄君、内藤奎爾
君及び宮永一郎君を、
科学技術会議議員に大澤弘之君及び森井清二君
を、
公害健康被害補償不服審査会委員に出原幸夫君
及び服部坦君を、
中央更生保護審査会委員に小野義秀君及び野田
愛子君を、
公安審査委員会委員に堀田勝二君及び山内一夫
君を、
社会保険審査会委員に木暮保成君及び三橋昭男
君を、
運輸審議会委員に石山陽君を、
日本放送協会経営委員会委員に石井幹子君、草

正する法律案(内閣提出)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣
提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結につ
いて承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結
について承認を求めるの件

小包郵便物に関する約定の締結について承認を
求めるの件

郵便為替に関する約定の締結について承認を求
めるの件

日本体育・学校健康センター法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の
一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)

緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置
法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)

原子力安全委員会委員任命につき同意を求めるの件等九件

午後一時三分開議
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

柳大蔵君、中村紀伊君及び松山公一君を、
労働保険審査会委員に志賀嚴君及び仙田明雄君
を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいと
の申し出があります。

まず、原子力安全委員会委員及び公安審査委員
会委員の任命について、申し出のとおり同意を貰
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いずれ
も同意を与えるに決しました。

次に、科学技術会議議員、運輸審議会委員及び
日本放送協会経営委員の任命について、申し出のとおり同意を貰えるに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、いずれ
も同意を与えるに決しました。

次に、公害健康被害補償不服審査会委員、中央
更生保護審査会委員の任命について、申し出のとお
り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よって、いかれも同意を与えるに決しました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与等に関する法律
の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に
関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設
置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正
する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報
告を求め、その審議を進められることを望みま
す。

平成二年十一月十八日 総議院会議録第四号(一)

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案外二案 地方交付税法等の一部を改正する法律案

一一

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔岸田文武君登壇〕

○岸田文武君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題いたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長岸田文武君。

次に、特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、内閣総理大臣、國務大臣、大使、公使及び秘書官並びに国際花と緑の博覧会政府代表等の特別職の職員について、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題いたします。

次に、特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○島村宣伸君 〔島村宣伸君登壇〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔一〕に掲載〕

本案は、今回の補正予算により増加することとなりました地方交付税六千五百五十七億円について、地方財政の状況にかんがみ、地方公務員の給与改定に対する補てんに要する額一千二千八億円、消費課税の減額に対する補てんに要する額一千二千八億円、その他の財政需要の増に伴い必要となる額二百四十五億円等、合わせて五千六百八十五億円を地方公共団体に交付するとともに、残余の額八百七十二億円を交付税特別会計における借入金の減額等に充てることとするため、平成二年度分の地方交付税の総額について特別を設けることとするほか、給与改定等に伴い必要となる財源を措置するため、普

○議長(櫻内義雄君) 〔島村宣伸君登壇〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(櫻内義雄君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長島村宣伸君。

〔島村宣伸君登壇〕

本案は、今回の補正予算により増加することとな

りました地方交付税六千五百五十七億円について、

地方財政の状況にかんがみ、地方公務員の給与改定

に対する補てんに要する額一千二千八億円、消費課税の減額

に対する補てんに要する額一千二千八億円、その他の

財政需要の増に伴い必要となる額二百四十五億円等、合わせて五千六百八十五億円を地方公共団

体に交付するとともに、残余の額八百七十二億円

を交付税特別会計における借入金の減額等に充て

ることとするため、平成二年度分の地方交付税の

総額について特別を設けることとするほか、給与

改定等に伴い必要となる財源を措置するため、普

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号〔一〕に掲載〕

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔柿澤弘治君登壇〕

○柿澤弘治君 ただいま議題となりました五件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

万国郵便連合憲章外関係五文書は、平成元年十一月十三日よりワシントンで開催された第二十回大会議において、国際郵便業務における最近の事

情にかんがみ、料金その他の業務上の事項について修正及び補足が行われ、憲章については、追加議定書の形でその一部が改正され、その他の文書については、現行の文書にかわる新たな文書が作成され、同年十二月十四日に署名されたものであります。

また、万国郵便連合憲章第四追加議定書は、連合の文書における貨幣単位を国際通貨基金の特別引出権とすること及び連合への加入、加盟または脱退の手続等を国際事務局長が行うことと改めるものであります。

次に、万国郵便連合一般規則は、執行理事会の権限に条約及び約定の施行規則を改正する権限等を加えること、郵便研究諮問理事会の権限にバー

コードを利用する場合等の技術、業務その他の実

施基準を作成する等の権限を加えること並びに連

合の年次経費及び次回の大会議開催の経費の最高限度額を定めたこと等を内容としており、また、

万国郵便条約は、通常郵便物從来の種別のほかに、取扱速度に従つた新たな種別を導入すること及び通常郵便物の普通料金について基本料金の上

限下限を撤廃し、ガイドラインとして定める等の改正を行うものであります。

次に、小包郵便約定は、二国間の合意により二十キログラムを超える小包の交換を可能にするこ

と等の改正を行つるものであります。

次に、郵便為替約定は、通常為替一口の最高限度額を関係郵政庁間の合意により定めること及び

振り出しの際に差出人から徴収する通常為替一口の料金の最高限度額を引き上げること等の改正を行ふものであります。

次に、郵便小切手約定は、郵政機関以外の機関の小切手業務の交換への参加、郵便小切手業務に

おける業務の種類の明記等の改正を行うものであります。

以上五件は、去る十一月外務委員会に付託され、本日中山外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました

結果、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
〔本号(一)に掲載〕

〔柿澤弘治君登壇〕

○議長(櫻内義雄君) 五件を一括して採決いたしました。

五件は委員長報告のとおり承認するに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、五件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

〔本号(一)に掲載〕

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、日本体育・学校健康センター法の一

部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を

求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日本体育・学校健康セン

ター法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長船田元君。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正す

る君。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正す

る法律案及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔船田元君登壇〕

○船田元君 ただいま議題となりました日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国のスポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助の業務を行わせようとするものであります。その主な内容は、

第一に、センターの目的に、スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助を追加すること。

第二に、センターの業務に、スポーツ団体及び優秀なスポーツ選手等が行う競技力の向上を図るために活動等に対し、資金の支給その他必要な援助を行う業務を追加すること。

第三に、センターは、援助業務に必要な経費の基盤を設け、政府からの出資金と政府以外のものからの出捐金をもつてこれに充てること、

第四に、本案は、公布の日から施行すること、

本件は、去る十一月十一日本院に提出され、同

日本委員会に付託となり、本日保利文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

官 報 (号 外)

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君
議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案につき採決いたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○草川昭三君　ただいま議長から御報告のあります
したとおり、本院議員丹羽兵助先生は、去る十一
月二日逝去されました。まことに痛惜の念にたえ
ません。私は、ここに、皆様の御同意を得て、議

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがありま

議員丹羽兵助君は、去る十一月一日逝去されま
す。

した。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君は丈二の弓書院 講長を兼ねて去る十一月
七日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

衆議院は 多年憲政のために尽力し 特に院議
[總員起立]

をもってその功労を表彰され、さきに農林省
産委員長文教委員長の要職につき、またしな

しば國務大臣の重任にあたられた議員勲一等
丹羽兵助君の長逝を哀悼し つつしんで弔詞を

新編
古今圖書集成

故藤原丹羽兵助君に対する追悼演説

○議長(橋内謙吉君) この際 年意を表する。始め、草川昭三君から発言を求められております。

一部を改正する法律案外一案 議員丹羽兵助君逝去

て先生に追悼の言葉を申し述べることは、まことに悲しみにたえません。

丹羽先生は、明治四十四年五月、愛知県名古屋市にお生まれになり、名古屋中学校を経て、牧師を志して関西学院神学部に進まれました。しかし、学業半ばにして父上を失われ、長男として家業の土木建築請負業を継ぎ、一家を背負われるようになりました。先生の温厚、実直なお人柄は同業者の信望を集め、やがて地元業界の指導的立場を占められるに至りました。

私はかつて、先生が政界入りをされた動機をお尋ねしたことがあります。先生は、父親が死んで家業の土建業を継ぎだ、でも仕事がもらえぬ、偉い人についてを求める連中はいつも仕事がある、不公平だ、平等に仕事がもらえるような世の中にしたいと義憤に燃えたと語っておられました。

こののような正義感で先生が政治の道に進まれたのは昭和十五年、二十九歳のときであります。守山町議会議員を経て、昭和二十二年には愛知県議会議員、そして副議長を務め、昭和三十年の第二十七回衆議院議員総選挙に際し、立候補をされ、見事当選されました。(拍手)

本院に議席を得られてからの先生は、地方政界時代の豊富な政治経験と知識をもとに、昼夜をおかず政策研究に励まれるとともに、終始熱心に国庫長につかれました。

委員長としての先生は、党派を超えて公正な立場を守り、各党の意見を十分に聞き、まとめ役として重責を果たされたのであります。内閣にあっては、まず昭和四十九年に第二次田

内閣の労働大臣として三たび入閣、リクルート事件という労働省創設以来の危機に際しては、就任早々ではありました、職員の陣頭に立つて綱紀の東正を徹底させるとともに、労働行政の信頼回復に努められたのであります。

他方、自由民主党にあっては、昭和四十八年から六十三年までの間に三たびも党総合農政調査会長を務められ、有数の農政通として農業政策の企画立案に先導的な役割を果たされ、米価シーザンには立て役者として大変活躍をされました。

(拍手)生産者の激しい要求と厳しい政府側の査定との間に立ち、党の責任者として、徹夜の交渉の結果中で米価をまとめていくという手腕は名人芸とも言うべきで、まさに「米の丹羽兵」の面目躍如たるものがありました。(拍手)

今日、食糧安保守論が叫ばれていますが、先生は、九年前に既に「食糧安全保障への提言」という著書を出版され、いかに食糧の安定確保を図るかとの問題提起をしておられます。また、多忙な活動の合間を縫つて多くの著書を発表されておりましたが、それらの著作の中でバイオテクノロジーに得ませんでした。

同僚議員の信頼の厚かった先生は、昭和六十二年、推されて自由民主党代議士会会長の要職につかれ、党内の意見調整のかなめとして尽力され

ました。郷土愛知県にあっては、愛知用水二期工事の大事業を推進し、土地改良事業を全国に先駆けて実施し、知多半島を日本有数の酪農地帯に育て上げるなど、多大な尽力をなされました。

先生は、地元を決して忘れず大切にされる方でありました。「地域を最優先する政治」をモットーとされ、第一等旭日大綬章受章の弁も、「選舉区の人々のおかげ、地方が栄えてこそ国の発展がある。」というものでした。

かくて、本院議員に当選すること実に十二回、在職三十三年二ヶ月の長きにわたりました。昭和五十七年十一月には、永年在職議員として院議をもって表彰を受けております。その際に吐露された言葉は、政治は清かるべし、政治は正しかるべきとの政治信条でした。これは、先生が初当選以来私報していた三木元総理の「信なくんば立たず」の政治姿勢に傾倒されたこと、また、先生が若いころに、社会運動家として有名な賀川豊彦氏の影響を受けたゆえと考えられます。

先生は人の心をじんわりと温める政治家であり、丹羽兵さんの愛称で親しまれ、長老になつてもおどらず、庶民性を失われませんでした。いつも名古屋弁で「あのよーう」と率直に語りかけ、だれしもが親しみを感じ、信頼を寄せたのであります。

また、先生は、「おじぎの丹羽兵」とも呼ばれました。先生の一礼には心があり、哲学があります。かつて私たるおじぎをするのはけじめを

ますが、それが、講場への出入りに際しても深々と一札をさされ、また、衛視さんにも御苦勞さまでと頭を下げておられました。私はそのお姿に、眞の議会人としての心構えを教えられたことを思い起します。(拍手)

さきょうの先生の議席には、清廉な人柄にふさわしく白い花が飾られています。再びこの講場で先生のお姿を見ることはできません。ただただ寂しさをかみしめるばかりです。内外情勢極めて多難な時期に、練達堪能な指導者を本院より失いました。

私たちも、丹羽先生がこの講場から永遠に奪われしとは、国家国民のために大きな不幸であり、惜しみても余りあることと申さなければなりません。

去られた悔しさを改めて銘記し、このような悲しき出来事が二度と繰り返されないと存じます。

ここに、丹羽兵助先生の生前の御功績をたたえ、追悼の言葉といたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

出席国務大臣

法務大臣 堀山 静六君
外務大臣 中山 太郎君
文部大臣 保利 耕輔君
厚生大臣 津島 雄二君

官 報 (号 外)

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号(一)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物記可

官報

号外 平成二年十二月十八日

○第一百二十九回 衆議院会議録 第四号(二)

[本号(一)参照]

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

平成二年十二月二十一日

内閣総理大臣 海部 傑樹

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「二十五万五千円」を「二十六万五千円」に改め、同項第二号中「四万五千円」を「四万七千円」に改める。

第十二条の七第二項第一号中「二万五百円」を「二万三千円」に、「一万五千円」を「一万三千円」に改める。

第十三条の四第六項中「第十九条の三第一項」を

右

国会に提出する。

「第十九条の三第三項」に、「第十九条の四第二項」を「同条第四項並びに第十九条の四第二項及び第三項」に改め、「これらに対する調整手当」であるのは「これらに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と「これを削る。

第十九条の三第一項の表以外の部分を次のように改める。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「二十五万五千円」を「二十六万五千円」に改め、同項第二号中「四万五千円」を「四万七千円」に改める。

第十二条の七第二項第一号中「二万五百円」を「二万三千円」に、「一万五千円」を「一万三千円」に改める。

第十三条の四第六項中「第十九条の三第一項」を

員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準額について準用する。この場合において、同条

第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準

額に現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額を加算した額に百分の六十を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の規定は、第二項の勤勉手当基礎

額について準用する。この場合において、同条

第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

行商賈雜論卷(二)

年齢の 年	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳
号 俸	俸給月額 円										
1	—	157,300	185,100	201,500	220,300	238,400	258,200	289,600	325,500	371,000	428,200
2	113,600	143,100	163,400	185,200	210,200	229,300	247,600	267,500	301,400	388,500	388,500
3	117,300	142,900	169,800	201,400	219,100	238,300	256,900	277,700	313,200	380,900	402,000
4	121,200	157,200	176,400	210,000	227,700	247,400	266,300	287,600	325,000	385,700	417,400
5	125,600	162,900	183,200	218,800	236,300	256,500	275,800	297,700	337,000	376,600	432,800
6	130,900	167,700	190,700	227,300	244,800	265,600	285,300	307,300	349,000	389,500	448,200
7	135,100	172,500	198,100	235,600	253,300	274,800	294,900	317,900	361,200	402,500	463,600
8	141,200	177,300	205,400	243,800	261,600	284,100	304,600	327,900	373,400	415,300	479,000
9	145,300	181,500	211,800	251,700	270,000	288,400	314,300	337,900	385,400	428,000	493,900
10	148,600	185,800	217,900	259,500	278,200	302,900	323,900	347,900	397,100	440,200	508,800
11	151,400	190,000	223,700	267,400	286,200	312,500	333,300	357,900	408,200	450,700	520,200
12	154,200	194,300	229,400	275,300	294,100	321,900	342,600	367,800	419,300	460,600	527,700
13	156,700	198,500	235,000	282,600	301,700	321,100	351,500	377,300	428,800	483,900	534,800
14	158,900	201,800	240,200	289,900	309,100	340,000	359,400	386,600	436,300	486,800	541,200
15	161,000	204,800	245,200	296,300	315,200	348,200	366,400	394,200	443,600	493,600	546,000
16	162,600	208,000	250,100	302,500	320,800	354,800	372,700	401,800	448,700	496,800	546,000
17	211,000	254,600	307,100	325,900	361,000	378,200	406,000	435,500	457,800	476,800	546,000
18	213,900	258,400	311,100	330,100	365,500	383,000	410,400	440,400	476,800	496,800	546,000
19	215,900	262,000	315,000	334,100	369,800	387,400	414,800	444,800	481,900	496,800	546,000
20	264,800	317,900	337,600	374,000	391,700	418,900	446,000	476,800	496,800	496,800	546,000
21	267,600	320,700	340,900	378,200	395,800	422,700	450,000	476,800	496,800	496,800	546,000
22	270,300	323,500	344,100	382,300	399,500	429,500	456,800	484,800	496,800	496,800	546,000
23	273,000	326,800	347,400	386,200	399,800	431,200	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
24	275,400	329,200	350,600	389,800	399,800	434,800	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
25	277,900	332,000	353,500	392,700	399,800	437,500	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
26	280,800	334,800	356,300	396,300	399,800	437,500	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
27	282,600	337,300	358,600	398,800	399,800	439,800	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
28	284,900	339,700	360,800	401,200	399,800	441,200	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
29	287,200	342,000	363,500	403,500	399,800	443,500	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
30	289,400	344,300	366,800	406,800	399,800	446,800	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000
31	291,600	346,600	370,100	409,100	399,800	449,100	458,800	486,800	496,800	496,800	546,000

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(外) 報 告

行政職俸給表(二)

職級の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	139,200	156,000	172,200	195,800	222,800	271,000
2	101,800	145,200	161,400	177,700	202,400	229,400	255,500
3	105,000	150,500	166,800	183,400	208,900	236,300	289,600
4	108,100	156,000	172,200	189,800	215,500	243,900	301,400
5	111,000	160,300	177,600	195,900	222,000	251,600	313,200
6	114,400	165,600	183,300	202,200	228,500	259,600	325,000
7	118,800	170,200	189,200	206,000	234,700	267,800	337,000
8	122,400	175,000	195,100	213,600	240,500	275,600	349,000
9	127,300	179,700	201,000	219,200	246,100	283,700	389,500
10	132,900	184,500	206,500	224,700	251,700	281,600	402,500
11	139,200	189,400	212,000	229,700	257,300	298,400	420,200
12	145,200	194,200	217,100	234,800	262,900	307,000	443,200
13	150,400	199,000	222,300	239,900	268,600	314,700	463,600
14	155,500	203,500	227,000	245,000	274,100	321,400	483,800
15	159,900	208,000	231,800	250,000	278,400	328,000	508,800
16	164,100	212,100	236,600	255,100	284,600	334,500	493,900
17	168,000	216,000	241,500	259,600	289,600	341,000	534,800
18	171,900	219,700	246,500	263,800	294,800	346,800	551,200
19	175,100	223,500	251,000	267,500	298,700	352,300	576,300
20	177,200	226,100	255,200	271,100	302,900	357,100	596,600
21	180,500	228,400	258,500	274,400	306,800	361,900	614,300
22	183,200	230,700	261,500	277,800	310,600	366,400	633,500
23	186,000	233,000	264,100	280,800	313,400	369,800	653,700
24	188,600	235,100	266,700	283,800	316,100	370,900	674,800
25	191,000	237,200	269,100	286,300	318,600	375,200	694,800
26	188,200	239,200	271,500	288,900	321,000	379,500	715,900
27	195,400	241,500	273,800	291,400	323,400	382,100	736,900
28	197,500	243,700	276,100	293,600	325,100	385,700	757,800
29	199,600	245,800	278,300	295,800	327,600	388,400	778,700
30	201,600	247,800	280,500	298,000	330,100	391,100	799,600
31	203,400	249,700	282,500	299,800	332,600	393,800	820,500
32	205,200	251,600	284,500	301,100	335,100	396,500	841,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の行為及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職級の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	186,200	201,300	218,800	239,600	289,600	371,000
2	131,600	194,200	230,300	268,500	301,400	338,200	386,500
3	136,300	202,400	238,300	278,200	313,200	350,900	402,000
4	143,700	211,200	248,500	288,200	325,000	368,700	417,400
5	150,500	220,000	257,800	298,200	337,000	376,600	432,800
6	157,700	228,500	267,100	308,200	349,000	389,500	448,200
7	164,200	236,900	276,500	318,100	361,200	402,500	463,600
8	170,700	245,400	285,900	328,000	373,400	415,300	479,000
9	177,400	253,700	295,400	325,400	387,900	428,000	493,900
10	184,100	262,000	305,000	347,900	397,100	440,200	508,800
11	191,500	270,300	314,600	357,900	408,200	450,700	520,200
12	198,800	278,400	324,100	367,800	419,300	460,600	527,700
13	206,100	286,400	333,400	377,300	428,800	468,900	534,800
14	212,300	294,100	342,700	386,600	436,300	476,300	541,200
15	218,300	301,700	351,600	394,200	443,600	480,900	546,000
16	224,100	308,700	359,400	404,300	448,700	494,700	551,700
17	229,600	314,000	366,400	406,000	453,500	493,500	556,300
18	235,100	318,100	370,900	410,400	457,800	497,800	561,200
19	240,200	322,000	375,200	414,800	462,700	499,700	566,300
20	245,200	325,400	379,500	418,900	467,800	504,300	571,200
21	250,100	328,800	383,700	422,700	472,700	509,300	576,300
22	254,800	331,700	387,900	427,700	477,800	515,300	581,200
23	258,400	334,600	392,100	432,700	482,700	522,300	586,300
24	262,000	337,400	395,700	437,700	487,800	527,300	591,200
25	264,800	340,200	398,700	442,700	492,800	532,300	596,300

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的知識、技術等を必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額											
1	—	—	180,900	210,800	228,700	247,600	266,100	285,800	315,600	349,300	386,600
2	126,800	162,500	187,500	218,700	237,600	256,300	275,900	295,700	325,600	361,600	398,900
3	132,300	168,700	194,100	223,600	243,600	263,000	283,800	303,700	335,800	373,900	411,200
4	138,300	176,900	200,600	237,400	255,700	275,800	295,700	315,600	344,100	385,600	423,500
5	144,600	182,600	206,900	246,800	264,600	285,700	305,500	325,600	354,500	397,200	435,800
6	150,700	187,100	214,100	255,800	273,500	285,500	315,300	335,500	366,800	407,600	448,200
7	156,700	191,000	221,200	263,800	282,400	305,300	325,200	345,500	377,200	417,800	463,800
8	162,600	194,200	227,700	272,200	291,100	315,100	335,000	355,800	387,500	427,800	473,000
9	168,300	197,400	232,600	280,400	299,700	324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	483,900
10	174,900	200,500	238,200	288,500	308,000	324,600	354,800	376,500	407,700	447,800	503,800
11	170,000	203,800	243,500	286,600	315,200	344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
12	172,000	206,800	248,800	304,800	321,600	354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
13	173,900	209,800	253,400	310,100	327,800	364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,800
14	176,500	212,900	257,600	314,900	334,000	373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
15	215,000	261,400	318,400	339,600	388,300	400,100	425,300	455,400	489,800	544,000	
16		265,000	323,800	345,100	380,100	407,000	433,100	460,200			
17		267,200	327,300	356,100	386,800	412,700	437,800	464,700			
18			380,600	354,200	402,100	418,200	442,300	468,800			
19			383,600	368,200	406,500	422,600	446,800	471,800			
20			386,500	361,900	410,900	428,800					
21			389,100	364,700	415,100	430,800	454,800				
22			341,700	419,200	434,500						
23			344,100	423,000	426,600						
24											

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外(号)報官

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

4 公安職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	—	—	—	186,500	229,200	247,600	266,100	285,800	315,600	349,300	386,600
2	132,400	144,500	166,300	203,700	238,100	256,800	275,900	295,700	325,600	361,600	398,900
3	138,200	150,500	174,700	211,300	247,200	266,000	285,800	305,700	335,800	373,900	411,200
4	144,200	158,400	182,500	220,100	256,200	275,900	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
5	150,200	166,300	188,500	229,100	265,100	285,700	305,600	325,600	356,500	397,200	435,800
6	157,500	174,000	196,100	228,000	273,900	295,500	315,300	335,500	363,900	407,600	448,200
7	165,300	181,800	202,900	247,000	282,800	305,500	325,600	345,600	377,200	417,300	458,600
8	172,800	188,100	208,100	255,900	291,500	315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	479,000
9	180,000	194,300	216,800	264,600	300,100	324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	488,900
10	186,800	200,400	224,700	273,100	308,600	334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
11	192,800	206,600	232,400	281,400	317,000	344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
12	198,900	213,300	240,200	289,400	325,200	354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
13	205,100	220,900	248,100	297,400	332,300	364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,800
14	211,500	228,500	255,500	305,300	341,500	373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
15	218,800	236,100	263,900	312,900	349,800	388,300	400,100	425,300	455,400	498,800	546,000
16	226,100	243,700	270,800	320,500	357,600	390,100	407,000	433,100	460,200	486,700	534,800
17	233,100	250,500	278,700	327,900	365,200	396,800	412,700	437,800	464,700	491,400	548,900
18	239,500	257,400	286,700	335,400	372,000	402,100	418,200	442,300	468,800	498,800	551,200
19	245,800	264,400	294,600	342,900	378,100	406,500	422,600	446,800	471,000	498,800	554,000
20	252,200	271,200	302,200	349,800	382,600	410,800	428,800	451,000	478,800	504,700	561,200
21	258,600	277,900	309,800	356,700	386,400	415,100	430,300	454,800	481,200	508,700	564,800
22	264,900	284,800	317,200	363,500	390,200	419,200	434,500	462,800	489,200	516,700	571,200
23	271,400	291,400	324,700	369,500	393,900	423,000	442,800	470,500	497,200	524,700	581,200
24	277,700	298,100	332,200	373,500	397,500	426,600	446,800	474,500	501,200	528,700	584,800
25	283,600	304,600	339,100	377,100	400,900	431,100	451,000	478,800	504,700	531,200	584,800
26	289,900	311,100	346,000	380,600	404,100	435,100	454,800	481,200	508,700	536,700	591,200
27	295,600	317,500	352,800	384,000	404,100	435,100	454,800	481,200	508,700	536,700	591,200
28	301,200	323,500	358,800	387,400	408,000	438,000	457,800	484,500	511,200	538,700	594,800
29	305,600	329,100	362,800	390,600	412,600	442,600	462,300	490,000	517,200	544,700	598,800
30	306,900	334,000	366,400	396,400	412,600	442,600	462,300	490,000	517,200	544,700	598,800
31	314,300	338,900	369,900	398,900	414,100	444,100	464,800	492,500	521,200	551,200	601,200
32	318,600	342,200	373,300	398,900	414,100	444,100	464,800	492,500	521,200	551,200	601,200
33	321,200	345,400	376,700	401,600	417,600	451,600	471,300	499,000	521,200	551,200	601,200
34	321,200	348,600	379,900	401,600	417,600	451,600	471,300	499,000	521,200	551,200	601,200
35	321,200	351,800	382,800	404,100	417,600	451,600	471,300	499,000	521,200	551,200	601,200
36	324,500	354,500	386,400	404,100	417,600	451,600	471,300	499,000	521,200	551,200	601,200

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外(号)報(号)

□ 公安職俸給表(二)

職員番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	俸給月額										
1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	126,600	162,500	180,900	210,800	223,700	247,600	266,100	285,800	315,600	349,300	386,600
3	132,500	169,700	187,500	218,700	237,600	265,800	275,700	295,700	325,600	361,600	398,900
4	139,000	176,900	200,600	237,400	255,700	275,800	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
5	145,700	182,600	206,900	244,300	264,600	285,700	305,500	325,600	356,500	397,200	435,800
6	152,400	187,900	214,100	253,300	273,500	295,500	315,300	335,500	366,900	407,600	448,200
7	158,300	192,600	221,200	263,800	282,400	305,300	325,200	345,600	377,200	417,800	453,600
8	163,600	197,200	227,600	272,200	291,100	315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	473,000
9	167,900	201,500	233,800	280,400	299,700	324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	473,900
10	172,000	205,800	240,000	288,500	308,000	334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
11	176,100	210,400	245,100	286,600	315,800	344,400	364,300	386,800	417,500	457,800	520,200
12	180,200	215,300	251,800	304,800	322,900	354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
13	183,900	220,400	257,500	311,100	329,900	364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,900
14	187,200	225,300	283,200	316,800	336,900	373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
15	190,500	229,700	288,800	322,200	342,800	383,300	400,100	425,300	455,400	498,800	546,000
16	193,700	238,600	277,800	327,300	348,700	390,100	407,000	433,100	460,200	497,800	547,200
17	196,700	287,700	278,400	381,100	354,200	396,600	412,700	437,800	464,700	497,800	547,200
18	199,300	241,400	282,800	324,600	358,500	402,100	418,200	442,800	468,800	498,800	547,200
19	201,800	243,600	286,400	337,600	362,700	406,500	422,600	448,800	475,000	501,000	547,200
20	204,000	289,000	340,500	366,600	410,800	428,800	451,000	480,800	494,800	514,500	547,200
21	206,000	291,600	343,300	370,000	415,100	430,800	454,800	480,800	494,800	514,500	547,200
22		294,200	346,100	372,800	419,200	428,000	448,800	475,000	491,000	514,500	547,200
23		296,800	348,800	375,600	423,000	434,500	454,800	480,800	494,800	514,500	547,200
24		299,400	351,200								
25		301,800									
26		304,100									

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

1 海事職俸給表(一)

職種の順	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	俸給月額
号俸	俸給月額	円						
1	—	—	213,400	252,500	285,200	319,800	399,000	円
2	136,400	179,600	221,800	263,400	296,200	322,800	412,300	
3	144,300	188,100	230,300	274,300	307,300	345,700	425,500	
4	152,300	196,500	240,200	285,100	318,100	358,600	438,600	
5	160,700	203,700	250,000	295,700	328,900	371,200	451,400	
6	169,300	210,500	259,600	306,200	339,500	383,600	464,000	
7	177,400	216,900	268,000	316,500	349,500	395,800	476,600	
8	183,900	223,100	277,500	325,200	359,700	407,900	487,900	
9	190,200	230,400	286,200	335,600	369,500	419,800	498,400	
10	194,900	237,400	294,300	344,400	378,100	430,900	507,200	
11	198,400	244,100	302,300	353,000	388,700	441,800	515,700	
12	201,700	250,100	309,900	361,800	397,900	452,400	523,800	
13	205,000	255,900	317,500	370,600	406,600	462,000	530,900	
14	208,200	261,600	325,000	379,200	415,200	470,500	538,900	
15	211,300	268,700	382,400	386,800	422,500	478,300	541,500	
16	214,400	271,500	339,700	394,400	428,700	485,400	551,800	
17	217,700	276,300	346,600	401,800	434,600	492,100	561,800	
18	221,100	279,600	383,100	407,400	440,000	497,000	576,900	
19	223,200	—	—	—	—	—	—	
20	—	—	—	—	—	—	—	
21	—	—	—	—	—	—	—	
22	—	—	—	—	—	—	—	
23	—	—	—	—	—	—	—	
24	—	—	—	—	—	—	—	
25	—	—	—	—	—	—	—	
26	—	—	—	—	—	—	—	
27	—	—	—	—	—	—	—	
28	—	—	—	—	—	—	—	
29	—	—	—	—	—	—	—	
30	—	—	—	—	—	—	—	
31	—	—	—	—	—	—	—	
32	—	—	—	—	—	—	—	
33	—	—	—	—	—	—	—	
34	—	—	—	—	—	—	—	
35	—	—	—	—	—	—	—	
36	—	—	—	—	—	—	—	
37	—	—	—	—	—	—	—	
38	—	—	—	—	—	—	—	
39	—	—	—	—	—	—	—	
40	—	—	—	—	—	—	—	
41	—	—	—	—	—	—	—	
42	—	—	—	—	—	—	—	
43	—	—	—	—	—	—	—	
44	—	—	—	—	—	—	—	
45	—	—	—	—	—	—	—	
46	—	—	—	—	—	—	—	
47	—	—	—	—	—	—	—	
48	—	—	—	—	—	—	—	
49	—	—	—	—	—	—	—	
50	—	—	—	—	—	—	—	
51	—	—	—	—	—	—	—	
52	—	—	—	—	—	—	—	
53	—	—	—	—	—	—	—	
54	—	—	—	—	—	—	—	
55	—	—	—	—	—	—	—	
56	—	—	—	—	—	—	—	
57	—	—	—	—	—	—	—	
58	—	—	—	—	—	—	—	
59	—	—	—	—	—	—	—	
60	—	—	—	—	—	—	—	
61	—	—	—	—	—	—	—	
62	—	—	—	—	—	—	—	
63	—	—	—	—	—	—	—	
64	—	—	—	—	—	—	—	
65	—	—	—	—	—	—	—	
66	—	—	—	—	—	—	—	
67	—	—	—	—	—	—	—	
68	—	—	—	—	—	—	—	
69	—	—	—	—	—	—	—	
70	—	—	—	—	—	—	—	
71	—	—	—	—	—	—	—	
72	—	—	—	—	—	—	—	
73	—	—	—	—	—	—	—	
74	—	—	—	—	—	—	—	
75	—	—	—	—	—	—	—	
76	—	—	—	—	—	—	—	
77	—	—	—	—	—	—	—	
78	—	—	—	—	—	—	—	
79	—	—	—	—	—	—	—	
80	—	—	—	—	—	—	—	
81	—	—	—	—	—	—	—	
82	—	—	—	—	—	—	—	
83	—	—	—	—	—	—	—	
84	—	—	—	—	—	—	—	
85	—	—	—	—	—	—	—	
86	—	—	—	—	—	—	—	
87	—	—	—	—	—	—	—	
88	—	—	—	—	—	—	—	
89	—	—	—	—	—	—	—	
90	—	—	—	—	—	—	—	
91	—	—	—	—	—	—	—	
92	—	—	—	—	—	—	—	
93	—	—	—	—	—	—	—	
94	—	—	—	—	—	—	—	
95	—	—	—	—	—	—	—	
96	—	—	—	—	—	—	—	
97	—	—	—	—	—	—	—	
98	—	—	—	—	—	—	—	
99	—	—	—	—	—	—	—	
100	—	—	—	—	—	—	—	
101	—	—	—	—	—	—	—	
102	—	—	—	—	—	—	—	
103	—	—	—	—	—	—	—	
104	—	—	—	—	—	—	—	
105	—	—	—	—	—	—	—	
106	—	—	—	—	—	—	—	
107	—	—	—	—	—	—	—	
108	—	—	—	—	—	—	—	
109	—	—	—	—	—	—	—	
110	—	—	—	—	—	—	—	
111	—	—	—	—	—	—	—	
112	—	—	—	—	—	—	—	
113	—	—	—	—	—	—	—	
114	—	—	—	—	—	—	—	
115	—	—	—	—	—	—	—	
116	—	—	—	—	—	—	—	
117	—	—	—	—	—	—	—	
118	—	—	—	—	—	—	—	
119	—	—	—	—	—	—	—	
120	—	—	—	—	—	—	—	
121	—	—	—	—	—	—	—	
122	—	—	—	—	—	—	—	
123	—	—	—	—	—	—	—	
124	—	—	—	—	—	—	—	
125	—	—	—	—	—	—	—	
126	—	—	—	—	—	—	—	
127	—	—	—	—	—	—	—	
128	—	—	—	—	—	—	—	
129	—	—	—	—	—	—	—	
130	—	—	—	—	—	—	—	
131	—	—	—	—	—	—	—	
132	—	—	—	—	—	—	—	
133	—	—	—	—	—	—	—	
134	—	—	—	—	—	—	—	
135	—	—	—	—	—	—	—	
136	—	—	—	—	—	—	—	
137	—	—	—	—	—	—	—	
138	—	—	—	—	—	—	—	
139	—	—	—	—	—	—	—	
140	—	—	—	—	—	—	—	
141	—	—	—	—	—	—	—	
142	—	—	—	—	—	—	—	
143	—	—	—	—	—	—	—	
144	—	—	—	—	—	—	—	
145	—	—	—	—	—	—	—	
146	—	—	—	—	—	—	—	
147	—	—	—	—	—	—	—	
148	—	—	—	—	—	—	—	
149	—	—	—	—	—	—	—	
150	—	—	—	—	—	—	—	
151	—	—	—	—	—	—	—	
152	—	—	—	—	—	—	—	
153	—	—	—	—	—	—	—	
154	—	—	—	—	—	—	—	
155	—	—	—	—	—	—	—	
156	—	—	—	—	—	—	—	
157	—	—	—	—	—	—	—	
158	—	—	—	—	—	—	—	
159	—	—	—	—	—	—	—	
160	—	—	—	—	—	—	—	
161	—	—	—	—	—	—	—	
162	—	—	—	—	—	—	—	
163	—	—	—	—	—	—	—	
164	—	—	—	—	—	—	—	
165	—	—	—	—	—	—	—	
166	—	—	—	—	—	—	—	
167	—	—	—	—	—	—	—	
168	—	—	—	—	—	—	—	
169	—	—	—	—	—	—	—	
170								

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 標	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円
1	—	212,900	244,100	312,300	312,300
2	136,100	170,200	221,300	254,600	323,800
3	142,700	178,700	229,900	265,300	335,600
4	150,700	187,200	253,700	276,100	347,900
5	159,000	195,800	248,200	287,000	359,000
6	165,600	204,300	257,800	298,000	371,100
7	172,500	212,800	267,900	308,000	383,200
8	179,600	221,200	277,900	318,900	395,200
9	187,500	228,700	287,800	320,700	407,100
10	195,300	236,500	297,600	341,200	419,000
11	202,500	247,300	307,100	351,200	430,900
12	210,500	256,100	316,400	360,500	442,800
13	218,200	264,700	325,600	369,600	454,700
14	225,600	272,400	334,700	378,600	468,700
15	232,300	279,900	343,600	387,300	478,700
16	239,000	286,800	352,500	395,800	490,400
17	245,300	293,900	360,900	404,100	500,800
18	251,500	299,800	369,300	412,400	511,100
19	257,700	306,800	377,500	420,400	521,200
20	263,500	312,600	385,700	427,800	530,700
21	269,500	318,900	393,500	435,000	539,400
22	275,100	325,000	401,300	442,200	546,000
23	280,300	331,900	408,200	448,600	551,300
24	285,500	338,800	414,700	455,000	556,100
25	289,700	342,600	419,300	460,700	562,200
26	295,800	347,600	423,000	464,700	567,200
27	297,600	351,600	426,700	468,500	571,100
28	301,800	355,100	430,400	472,000	576,900
29	304,000	358,600	438,600	488,800	582,600
30	306,700	362,100	446,800	498,800	588,100
31	309,400	365,600	423,000	464,700	593,200
32	312,100	369,000	426,700	468,500	598,000
33	314,500	372,300	430,400	472,000	603,800
34	317,100	375,400	438,600	488,800	609,500
35	318,800	378,400	446,800	498,800	615,400
36	322,000	381,400	453,000	505,600	621,600

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 標	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円
1	—	124,400	160,400	207,400
2	—	129,900	167,300	227,100
3	—	135,600	174,100	226,200
4	—	142,100	181,000	286,600
5	—	149,600	188,000	305,700
6	—	157,400	195,000	315,200
7	—	163,800	202,100	324,700
8	—	170,300	209,700	334,800
9	—	177,100	217,700	353,500
10	—	183,800	225,900	363,100
11	—	190,100	235,000	372,800
12	—	196,900	244,400	382,000
13	—	204,200	253,700	391,300
14	—	211,400	263,100	400,400
15	—	218,900	272,300	409,400
16	—	226,000	281,500	418,300
17	—	233,300	290,800	427,300
18	—	240,400	299,900	436,200
19	—	246,800	309,000	444,300
20	—	253,200	318,000	452,100
21	—	260,700	327,000	459,700
22	—	269,200	327,000	468,800
23	—	275,200	335,900	471,000
24	—	277,100	344,900	473,000
25	—	276,900	353,400	478,000
26	—	282,600	361,300	486,800
27	—	288,100	369,200	495,700
28	—	293,300	377,200	503,600
29	—	302,300	385,000	511,500
30	—	302,300	391,900	519,400
31	—	305,800	398,500	526,300
32	—	309,500	404,100	533,200
33	—	312,700	409,100	540,100
34	—	315,400	418,900	547,000
35	—	318,800	421,600	553,900
36	—	322,800	427,500	560,800
37	—	325,500	434,200	567,700
38	—	328,700	441,100	574,600
39	—	330,900	448,000	581,500
40	—	332,100	454,900	588,400

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、義務教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外号報

八 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	俸給月額	2 級	俸給月額	3 級	俸給月額	4 級	俸給月額
号俸		円		円		円		円
1	—	—	220,000	357,100	357,100	357,100	407,000	407,000
2	124,400	138,900	238,500	366,300	366,300	366,300	418,900	418,900
3	129,900	144,100	248,100	375,400	375,400	375,400	430,800	430,800
4	135,600	151,600	257,700	384,300	384,300	384,300	442,700	442,700
5	142,100	160,400	267,400	393,400	393,400	393,400	454,600	454,600
6	148,900	167,300	277,100	402,500	402,500	402,500	466,500	466,500
7	157,400	174,100	286,800	411,500	411,500	411,500	478,600	478,600
8	163,800	181,000	296,200	420,200	420,200	420,200	490,400	490,400
9	170,200	188,000	305,700	428,100	428,100	428,100	500,800	500,800
10	176,900	195,000	315,100	436,000	436,000	436,000	511,100	511,100
11	183,000	202,100	324,400	443,300	443,300	443,300	521,200	521,200
12	189,200	209,700	332,900	450,400	450,400	450,400	530,700	530,700
13	195,500	217,700	341,400	458,400	458,400	458,400	546,100	546,100
14	202,200	225,900	350,000	461,800	461,800	461,800	551,400	551,400
15	208,600	235,500	358,500	465,900	465,900	465,900	556,200	556,200
16	215,000	244,400	366,800	474,900	474,900	474,900	561,200	561,200
17	221,400	252,100	375,000	483,100	483,100	483,100	571,100	571,100
18	227,500	268,100	383,800	491,300	491,300	491,300	581,200	581,200
19	234,400	272,300	391,600	499,700	499,700	499,700	591,400	591,400
20	239,100	281,500	399,700	507,300	507,300	507,300	607,100	607,100
21	244,500	290,300	407,300	514,100	514,100	514,100	618,000	618,000
22	249,700	299,800	414,000	520,000	520,000	520,000	621,200	621,200
23	254,600	308,800	420,300	526,700	526,700	526,700	631,300	631,300
24	259,200	317,700	428,500	532,500	532,500	532,500	642,800	642,800
25	263,100	325,900	429,800	539,500	539,500	539,500	654,700	654,700
26	268,800	333,800	438,500	547,300	547,300	547,300	666,700	666,700
27	270,100	341,600	438,800	552,400	552,400	552,400	677,100	677,100
28	273,000	349,200	439,800	557,400	557,400	557,400	688,200	688,200
29	276,600	356,400	442,500	562,400	562,400	562,400	699,300	699,300
30	278,100	363,300	442,800	566,400	566,400	566,400	710,000	710,000
31	280,400	369,900	448,500	571,300	571,300	571,300	721,200	721,200
32	282,300	376,300	458,800	576,300	576,300	576,300	732,500	732,500
33	284,900	382,200	469,800	581,400	581,400	581,400	743,800	743,800
34	288,200	388,200	475,500	586,400	586,400	586,400	755,000	755,000
35	293,200	393,100	482,800	591,300	591,300	591,300	766,200	766,200
36	297,600	398,900	488,500	596,400	596,400	596,400	777,500	777,500
37	301,800	401,900	498,800	601,400	601,400	601,400	788,800	788,800
38	305,300	406,800	499,800	606,400	606,400	606,400	800,000	800,000
39	309,300	408,400	499,800	611,700	611,700	611,700	811,300	811,300

二 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	俸給月額	2 級	俸給月額	3 級	俸給月額	4 級	俸給月額	5 級
号俸		円		円		円		円	
1	—	—	171,300	212,900	212,900	212,900	245,300	245,300	245,300
2	143,500	152,400	221,300	257,900	257,900	257,900	287,000	287,000	287,000
3	152,400	161,400	221,200	268,200	268,200	268,200	298,000	298,000	298,000
4	161,400	170,200	221,200	278,500	278,500	278,500	311,200	311,200	311,200
5	170,200	204,400	225,900	286,200	286,200	286,200	351,200	351,200	351,200
6	177,300	212,800	247,400	299,900	299,900	299,900	407,100	407,100	407,100
7	184,200	221,200	256,300	311,100	311,100	311,100	521,200	521,200	521,200
8	191,500	229,700	265,700	321,000	321,000	321,000	530,700	530,700	530,700
9	198,500	208,600	275,300	331,300	331,300	331,300	546,100	546,100	546,100
10	206,200	244,400	284,900	341,300	341,300	341,300	551,400	551,400	551,400
11	213,200	252,100	294,200	351,500	351,500	351,500	561,400	561,400	561,400
12	221,100	260,700	303,600	360,800	360,800	360,800	571,100	571,100	571,100
13	228,700	272,300	312,500	370,000	370,000	370,000	581,200	581,200	581,200
14	235,900	281,500	320,900	375,100	375,100	375,100	591,400	591,400	591,400
15	243,100	290,300	329,500	387,500	387,500	387,500	601,700	601,700	601,700
16	250,000	303,600	339,500	397,500	397,500	397,500	612,000	612,000	612,000
17	256,700	312,500	348,200	407,100	407,100	407,100	622,800	622,800	622,800
18	263,200	320,900	357,100	417,500	417,500	417,500	633,500	633,500	633,500
19	269,500	329,500	362,800	427,300	427,300	427,300	643,800	643,800	643,800
20	275,400	337,400	371,500	437,500	437,500	437,500	654,700	654,700	654,700
21	280,800	345,700	378,100	444,100	444,100	444,100	666,700	666,700	666,700
22	286,400	354,000	385,700	451,000	451,000	451,000	677,100	677,100	677,100
23	291,800	362,300	393,100	457,500	457,500	457,500	688,200	688,200	688,200
24	296,800	370,300	400,200	462,200	462,200	462,200	704,200	704,200	704,200
25	301,400	378,100	403,000	463,000	463,000	463,000	510,000	510,000	510,000
26	306,900	385,700	409,500	469,500	469,500	469,500	515,000	515,000	515,000
27	309,100	393,100	414,400	474,400	474,400	474,400	519,300	519,300	519,300
28	312,500	402,200	420,200	480,800	480,800	480,800	524,500	524,500	524,500
29	315,600	407,000	426,200	486,000	486,000	486,000	532,500	532,500	532,500
30	318,900	413,000	431,000	491,000	491,000	491,000	540,000	540,000	540,000
31	322,100	418,700	436,400	496,400	496,400	496,400	548,000	548,000	548,000
32	325,000	424,300	442,100	502,100	502,100	502,100	555,700	555,700	555,700
33	327,900	428,100	447,500	507,500	507,500	507,500	563,500	563,500	563,500
34	331,700	434,700	452,800	512,800	512,800	512,800	571,200	571,200	571,200
35	335,500	439,500	458,200	518,200	518,200	518,200	579,500	579,500	579,500

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事院の指定期定するものに勤務する校長、園長、教頭、助教頭、講師、助講師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助講師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職種の番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	218,600	258,000	299,700
2	113,700	151,700	228,400	288,200	311,500
3	117,400	160,500	238,100	278,500	323,400
4	121,600	169,100	248,000	289,700	335,600
5	126,500	177,500	257,900	298,900	347,900
6	132,600	186,200	268,000	309,100	361,100
7	138,000	184,800	278,000	318,900	374,400
8	145,500	201,800	287,800	325,700	387,800
9	152,100	208,600	297,600	338,200	401,100
10	158,800	217,400	307,100	347,500	414,400
11	165,700	224,900	315,700	355,800	427,500
12	172,700	232,200	324,100	365,100	440,600
13	179,500	239,400	332,100	375,300	453,500
14	186,300	246,600	339,200	384,300	466,400
15	194,100	254,200	346,000	393,300	479,200
16	201,900	261,800	352,800	402,300	491,300
17	209,300	268,800	359,300	411,200	504,400
18	216,500	275,800	365,700	420,100	515,200
19	222,700	282,500	372,100	428,800	523,200
20	229,500	289,400	378,000	436,300	530,300
21	234,200	286,200	383,600	443,500	538,200
22	239,900	302,900	388,900	448,900	541,800
23	245,400	308,500	395,800	453,800	546,000
24	250,800	314,800	398,100	457,500	547,800
25	255,900	323,800	402,200		
26	260,000	323,800	405,900		
27	264,000	327,500	408,400		
28	267,100	331,300			
29	270,200	335,000			
30	273,100	338,600			
31	276,800	341,800			
32	278,300				

(外) 報号

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職種の番号	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	264,500	290,900
2	200,800	265,500	303,200	388,100
3	210,200	278,700	315,500	401,300
4	220,700	290,900	327,700	413,300
5	231,300	303,100	380,800	425,200
6	242,800	315,200	352,000	436,900
7	254,500	327,300	384,400	448,300
8	266,300	338,300	376,800	450,500
9	277,300	351,300	389,000	470,800
10	289,100	363,300	401,100	481,500
11	298,800	373,800	412,900	492,400
12	307,800	383,700	424,100	503,300
13	316,700	393,500	435,200	514,200
14	325,500	403,000	446,100	525,100
15	334,300	412,300	456,900	534,300
16	343,100	421,600	467,300	543,800
17	351,900	430,900	477,500	553,100
18	359,600	440,100	487,600	563,800
19	364,800	447,400	497,800	564,200
20	370,000	454,300	505,200	566,000
21	378,100	460,600	512,700	572,700
22	386,100	465,100	517,900	577,900
23	394,600	469,600	522,900	582,900
24	402,900	473,900	527,800	586,500
25	411,100	478,100	532,500	591,800
26	419,300	481,800	536,300	596,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

外(外)報

医療賃俸給表(二)

職種の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級	15 級	16 級	17 級	18 級	19 級	20 級	21 級	22 級	23 級	24 級	25 級	26 級	27 級	28 級	29 級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	—	—	173,400	195,300	229,300	267,900	300,000	363,200	426,400	492,600	563,800	635,000	706,200	777,400	848,600	919,800	991,000	1062,200	1133,400	1204,600	1275,800	1347,000	1418,200	1489,400	1560,600	1631,800	1703,000	1774,200	1845,400	1916,600	1987,800	2059,000	2130,200	2201,400	2272,600	2343,800	2415,000	2486,200	2557,400	2628,600	2699,800	2771,000	2842,200	2913,400	2984,600	3055,800	3127,000	3198,200	3269,400	3340,600	3411,800	3483,000	3554,200	3625,400	3696,600	3767,800	3839,000	3910,200	3981,400	4052,600	4123,800	4195,000	4266,200	4337,400	4408,600	4479,800	4551,000	4622,200	4693,400	4764,600	4835,800	4907,000	4978,200	5049,400	5120,600	5191,800	5263,000	5334,200	5405,400	5476,600	5547,800	5619,000	5690,200	5761,400	5832,600	5903,800	5975,000	6046,200	6117,400	6188,600	6259,800	6331,000	6402,200	6473,400	6544,600	6615,800	6687,000	6758,200	6829,400	6890,600	6961,800	7033,000	7104,200	7175,400	7246,600	7317,800	7389,000	7460,200	7531,400	7602,600	7673,800	7745,000	7816,200	7887,400	7958,600	8029,800	8101,000	8172,200	8243,400	8314,600	8385,800	8457,000	8528,200	8599,400	8670,600	8741,800	8813,000	8884,200	8955,400	9026,600	9097,800	9169,000	9240,200	9311,400	9382,600	9453,800	9525,000	9596,200	9667,400	9738,600	9809,800	9881,000	9952,200	10023,400	10094,600	10165,800	10237,000	10308,200	10379,400	10450,600	10521,800	10593,000	10664,200	10735,400	10806,600	10877,800	10949,000	11020,200	11091,400	11162,600	11233,800	11305,000	11376,200	11447,400	11518,600	11589,800	11661,000	11732,200	11803,400	11874,600	11945,800	12017,000	12088,200	12159,400	12230,600	12301,800	12373,000	12444,200	12515,400	12586,600	12657,800	12729,000	12799,200	12870,400	12941,600	13012,800	13084,000	13155,200	13226,400	13297,600	13368,800	13439,000	13510,200	13581,400	13652,600	13723,800	13795,000	13866,200	13937,400	14008,600	14079,800	14151,000	14222,200	14293,400	14364,600	14435,800	14507,000	14578,200	14649,400	14720,600	14791,800	14863,000	14934,200	15005,400	15076,600	15147,800	15219,000	15290,200	15361,400	15432,600	15503,800	15575,000	15646,200	15717,400	15788,600	15859,800	15931,000	16002,200	16073,400	16144,600	16215,800	16287,000	16358,200	16429,400	16490,600	16561,800	16633,000	16704,200	16775,400	16846,600	16917,800	17089,000	17160,200	17231,400	17302,600	17373,800	17445,000	17516,200	17587,400	17658,600	17729,800	17791,000	17862,200	17933,400	18004,600	18075,800	18147,000	18218,200	18289,400	18360,600	18431,800	18503,000	18574,200	18645,400	18716,600	18787,800	18859,000	18930,200	19001,400	19072,600	19143,800	19215,000	19286,200	19357,400	19428,600	19499,800	19571,000	19642,200	19713,400	19784,600	19856,800	19928,000	20000,200	20071,400	20142,600	20213,800	20285,000	20356,200	20427,400	20498,600	20569,800	20641,000	20712,200	20783,400	20854,600	20926,800	21000,000	21071,200	21142,400	21213,600	21285,800	21357,000	21428,200	21499,400	21570,600	21641,800	21713,000	21784,200	21855,400	21926,600	21997,800	22069,000	22140,200	22211,400	22282,600	22354,800	22426,000	22497,200	22568,400	22639,600	22710,800	22782,000	22853,200	22924,400	22995,600	23066,800	23138,000	23209,200	23280,400	23351,600	23422,800	23494,000	23565,200	23636,400	23707,600	23778,800	23849,000	23920,200	24000,400	24071,600	24142,800	24214,000	24285,200	24356,400	24427,600	24498,800	24569,000	24640,200	24711,400	24782,600	24853,800	24925,000	25000,200	25071,400	25142,600	25213,800	25285,000	25356,200	25427,400	25498,600	25569,800	25641,000	25712,200	25783,400	25854,600	25926,800	26000,000	26071,200	26142,400	26213,600	26285,800	26357,000	26428,200	26499,400	26570,600	26641,800	26713,000	26784,200	26855,400	26926,600	27000,000	27071,200	27142,400	27213,600	27285,800	27357,000	27428,200	27499,400	27570,600	27641,800	27713,000	27784,200	27855,400	27926,600	28000,000	28071,200	28142,400	28213,600	28285,800	28357,000	28428,200	28499,400	28570,600	28641,800	28713,000	28784,200	28855,400	28926,600	29000,000	29071,200	29142,400	29213,600	29285,800	29357,000	29428,200	29499,400	29570,600	29641,800	29713,000	29784,200	29855,400	29926,600	30000,000	30071,200	30142,400	30213,600	30285,800	30357,000	30428,200	30499,400	30570,600	30641,800	30713,000	30784,200	30855,400	30926,600	31000,000	31071,200	31142,400	31213,600	31285,800	31357,000	31428,200	31499,400	31570,600	31641,800	31713,000	31784,200	31855,400	31926,600	32000,000	32071,200	32142,400	32213,600	32285,800	32357,000	32428,200	32499,400	32570,600	32641,800	32713,000	32784,200	32855,400	32926,600	33000,000	33071,200	33142,400	33213,600	33285,800	33357,000	33428,200	33499,400	33570,600	33641,800	33713,000	33784,200	33855,400	33926,600	34000,000	34071,200	34142,400	34213,600	34285,800	34357,000	34428,200	34499,400	34570,600	34641,800	34713,000	34784,200	34855,400	34926,600	35000,000	35071,200	35142,400	35213,600	35285,800	35357,000	35428,200	35499,400	35570,600	35641,800	35713,000	35784,200	35855,400	35926,600	36000,000	36071,200	36142,400	36213,600	36285,800	36357,000	36428,200	36499,400	36570,600	36641,800	36713,000	36784,200	36855,400	36926,600	37000,000	37071,200	37142,400	37213,600	37285,800	37357,000	37428,200	37499,400	37570,600	37641,800	37713,000	37784,200	37855,400	37926,600	38000,000	38071,200	38142,400	38213,600	38285,800	38357,000	38428,200	38499,400	38570,600	38641,800	38713,000	38784,200	38855,400	38926,600	39000,000	39071,200	39142,400	39213,600	39285,800	39357,000	39428,200	39499,400	39570,600	39641,800	39713,000	39784,200	39855,400	39926,600	40000,000	40071,200	40142,400	40213,600	40285,800	40357,000	40428,200	40499,400	40570,600	40641,800	40713,000	40784,200	40855,400	40926,600	41000,000	41071,200	41142,400	41213,600	41285,800	41357,000	41428,200	41499,400	41570,600	41641,800	41713,000	41784,200	41855,400	41926,600	42000,000	42071,200	42142,400	42213,600	42285,800	42357,000	42428,200	42499,400	42570,600	42641,800	42713,000	42784,200	42855,400	42926,600	43000,000	43071,200	43142,400	43213,600	43285,800	43357,000	43428,200	43499,400	43570,600	43641,800	43713,000	43784,200	43855,400	43926,600	44000,000	44071,200	44142,400	44213,600	44285,800	44357,000	44428,200	44499,400	44570,600	44641,800	44713,000	44784,200	44855,400	44926,600	45000,000	45071,200	45142,400	45213,600	45285,800	45357,000	45428,200	45499,400	45570,600	45641,800	45713,000	45784,200	45855,400	45926,600	46000,000	46071,200	46142,400	46213,600	46285,800	46357,000	46428,200	46499,400	46570,600	46641,800	46713,000	46784,200	46855,400	46926,600	47000,000	47071,200	47142,400	47213,600	47285,800	47357,000	47428,200	47499,400	47570,600	47641,800	47713,000	47784,200	47855,400	47926,600	48000,000	48071,200	48142,400	48213,600	48285,800	48357,000	48428,200	48499,400	48570,600	48641,800	48713,000	48784,200	48855,400	48926,600	49000,000	49071,200	49142,400	49213,600	49285,800	49357,000	49428,200	49499,400	49570,600	49641,800	49713,000	49784,200	49855,400	

官報(号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	円 518,000
2	573,000
3	637,000
4	706,000
5	760,000
6	817,000
7	888,000
8	958,000
9	1,025,000
10	1,092,000
11	1,157,000
12	1,180,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

受けこととなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日に

おいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

7 附則第三項から前項までの規定の適用について

では、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

は、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払のみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

改正後の法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

- 3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の一號俸である職員の切替日ににおける号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。
(特定の号俸の切替え等)

- 5 切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

附則別表

俸給表	職務の級
行政職俸給表(一)	1級 2級
行政職俸給表(二)	1級
専門行政職俸給表	1級
税務職俸給表	1級 2級
公安職俸給表(一)	1級 2級
公安職俸給表(二)	1級 2級
海事職俸給表(一)	1級 2級
海事職俸給表(二)	1級 2級
教育職俸給表(一)	1級 2級
教育職俸給表(二)	1級 2級
教育職俸給表(三)	1級 2級
教育職俸給表(四)	1級 2級
研究職俸給表(一)	1級 2級
医療職俸給表(二)	1級 2級
医療職俸給表(三)	1級 2級

官報号外

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成二年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、住居手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎額について官職の職制上の段階、職務の級等を考慮した加算措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成二年八月七日付けの給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改め、六千三百円ないし五万五千円引き上げた額とする。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当について、医療職俸給表

(2) の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を、二十五万五千円から二十六万五千円に引き上げるとともに、

医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受けれる医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占

める職員に対する支給月額の限度額を、四万五千五百円から四万七千円に引き上げること。

こと。

(2) 住居手当について、月額二万三千円(現行二万五百円)以下の家賃を支払っている職員に対する支給月額は家賃の月額から一万一千円を控除した額とし、月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員にあってはその超える額の二分の一を一万三千円(現行一万五千五百円)を限度として一万円(現行九千五百円)に加算した額に引き上げること。

(3) 期末手当について、三月期の支給割合を百分の五十から百分の五十五に、六月期の支給割合を百分の百五十から百分の百六十に、十二月期の支給割合を百分の百九十から百分の二百に、それぞれ引き上げるとともに、行政職俸給表(四級以上)である職員等の同手当の算定の基礎額を、現行の基礎額に、官職の職制上の段階、職務の級等を考慮した区分に応じ、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額の百分の二十以内の額を加算した額とする。

(4) 勤勉手当について、その算定の基礎額を、現行の基礎額に期末手当と同様の額を加算した額とすること。

(5) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する

手当について、支給限度額を日額二万九千六百円から三万三千円に引き上げること。

(6) 通勤による災害を受けた職員に対する給与の取扱いについて、休職の期間は給与の全額を支給することとし、病気休暇等の期間中は俸給の半減を行わないとする

こと。

3 その他

(1) この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定等は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。

平成二年十一月十二日
右

国会に提出する。

平成二年十一月十二日

内閣総理大臣 海部 桂樹

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案

(1) 俸給表の改定に伴う所要の切替措置等について規定すること。

(2) 通勤による災害を受けた職員に対する休職の期間中の給与の取扱いの改定に伴う所要の経過措置について規定すること。

二 議案の可決理由

本案は、平成二年八月七日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう改定する。

第三条第二項中「百十二万五千円」を「百十八万円」に改め、同条第三項中「百三十七万九千円」を「百四十四万七千円」に、「七十二万四千円」を「七十六万円」に改める。

第四条第一項中「二万九千六百円」を「三万九百円」に、「五万一千八百円」を「五万五千三百円」に改める。

三 本案施行に要する経費は、約二千百十億円で

ある。

右報告する。

平成二年十一月十八日

内閣委員長 岸田 文武
衆議院議長 横内 義雄殿

第七条の二中「法律第九十五号」の下に「以下「一般職給与法」という。」を加え、「同法第十九条の三第二項」を「一般職給与法第十九条の三第三項」に改める。

第七条の三に次のただし書きを加える。

ただし、一般職給与法第十九条の四第四項において読み替えて準用する一般職給与法第十九条の三第四項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第九条中「二万九千六百円」を「三万一千百円」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項として、附則第五項を附則第四項とする。

別表第一俸給月額の欄中「一、八九一、〇〇〇円」を「一、九八五、〇〇〇円」、「一、三七九、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」、「一、三一九、〇〇〇円」を「一、三八四、〇〇〇円」、「一、一一五、〇〇〇円」を「一、一八〇、〇〇〇円」、「一、一〇三、〇〇〇円」を「一、一七〇、〇〇〇円」、「九七七、〇〇〇円」を「一、〇一五、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三一九、〇〇〇円」を「一、三八四、〇〇〇円」、「一、一一五、〇〇〇円」を「一、一七〇、〇〇〇円」、「一、一〇三、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」、「九七七、〇〇〇円」を「一、一七〇、〇〇〇円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の給与法又は昭和六十一年法律第六十五号の規定を適用する場合にお

〇円」を「九七七、〇〇〇円」を「一、〇一五、〇〇〇円」に、「八六八、〇〇〇円」を「九一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「四四一、〇〇〇円」

を「四五五、六〇〇円」に、「四〇四、四〇〇円」

を「四一七、七〇〇円」に、「三六六、九〇〇円」

を「三七九、四〇〇円」に、「三三九、一〇〇円」

を「三四〇、三〇〇円」に、「二九四、四〇〇円」

を「三〇四、七〇〇円」に、「二六三、〇〇〇円」

を「三一七、一〇〇円」に、「二三七、七〇〇円」

を「一四六、七〇〇円」に、「一一八、四〇〇円」

を「一二七、一〇〇円」に改める。

（国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正）

第一条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和六十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百十二万五千円」を「百十七万円」に改める。

附 則

一 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

百三十万九千円から百三十八万四千円に、

大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百十一万五千

千円から百四十四万七千円に、大使五号俸は

百三十一万九千円から百三十八万四千円に、

大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百十一万五千

円ないしおよそ七十二万四千円から百十七万円ないしおよそ七十六万円にそれぞれ引き上げること。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、四十四万円（八号俸）ないしおよそ

十一万八千四百円（一号俸）から四十五万五千

六百円（八号俸）ないしおよそ二十二万七千円（二号俸）にそれぞれ引き上げること。

4 期末手当及び勤勉手当について、一般職の職員に対する措置と同様の措置を講ずるため

の改定を行うこと。

5 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を、日額五万二千八百円から五万五千三百円に引き上げること。

政務次官等

百十八万円（百十二万五千円）

内閣官房副長官等

百十七万円（百十一万五千円）

国家公安委員会委員等

百十五万七千円（百十万三千円）

公事等調整委員会の常勤の委員等

百二万五千円（九十七万七千円）

大臣及び公使の俸給について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十七万九千円から百四十四万七千円に、大使五号俸は

6 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額

が、日額二万九千六百円から三万三千円となる。

か、上げる」といふ。

7 内閣総理大臣及び国務大臣の調整手当に關する特例措置を廃止する」といふ。

8 國際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を、百十一万五千円から百十七万円に引き上げる」といふ。

9 この法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する」といふ。

なお、この法律の適用に關し必要な措置を定める」といふこととする。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかかるべき妥切な措置と認め、これを可決すべきものと認決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約五億円である。

右報告する。

平成二年十一月十八日

内閣委員長 岸田 文武
衆議院議長 櫻内 義雄殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年十一月十八日

内閣総理大臣 海部 桂樹

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第一二四六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一十二条第一項及び第十七三条第一項において」を「二十四」に改める。

第十八条第二項中「六千五百二十円」を「六千五百六十円」と改める。

第十九条の二「ただし書中「ただ」」を「」の場合における」一般職給与法第十九条の三第四項中「職務の級等」とあるのは、「職務の級、階級等」とし」と、「(勤労手当)を(官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤労手当)」と、「一般職給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二项」を「同項(一般職給与法第十九条の四第二项)において準用する場合を除む。」に改める。

第二十三条第一項中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は運動により負傷し、若しくは疾病にかかり」に改める。

第十五条第一項中「七万四千八百円」を「八万四千円」に改め、同条第三項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の三第二項」に改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 等	俸給の額					号 等	指定職 俸給月額
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
1	203,200	233,400	317,900	387,800	407,200	1	518,000
2	212,100	264,600	330,800	371,200	424,200	2	573,000
3	221,200	304,800	343,800	385,100	441,200	3	637,000
4	230,700	315,700	356,900	398,200	458,100	4	706,000
5	241,800	328,700	369,900	413,400	475,000	5	760,000
6	251,700	337,800	383,100	427,600	491,900	6	817,000
7	261,700	348,900	396,500	441,900	508,800	7	883,000
8	271,800	359,900	409,800	465,800	525,700	8	955,000
9	282,000	370,900	423,000	489,800	542,100	9	1,025,000
10	292,300	381,900	435,900	483,200	558,500	10	1,092,000
11	302,700	392,800	448,100	494,700	571,000	11	1,157,000
12	313,100	403,700	460,200	505,600	579,200		
13	323,700	414,100	470,700	514,600	586,300		
14	334,300	424,300	478,900	522,800	594,000		
15	345,000	432,700	486,900	527,900	599,300		
16	355,500	440,500	492,500				
17	365,800	445,600	497,800				
18	376,000	455,500	502,800				
19	386,300	465,200					
20	394,500	459,900					
21	402,200	464,300					
22	408,100						
23	415,100						
24	420,400						
25	424,700						

参考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で取立て定めるものとする。

別表第一
自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第三十七条の三、第三十八条の三)關係

(二) この表の陸海軍、海軍及び空軍に定める額の俸給を支給するものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国務公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

官報(号外)

5 旧俸給月額が附則別表の俸給表の欄及び職務
(特定の俸給月額の切替え等)

平成二年十二月十八日 衆議院会議録第四号】

防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

附則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第二十三条第一項の改正規定並びに附則第十二項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正後の防衛厅の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、附則第五項から附則第七項までに定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛厅の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)別表第一の陸将補、海将補及び空将補の(二欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄をい、以下同じ。))におけるその者が受けた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において適用する一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定(総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間(総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

の級又は階級の欄に掲げる区分に応じ旧俸給月額の欄に掲げる金額である職員の新俸給月額

は、それぞれ当該旧俸給月額の欄に掲げる金額に対応して新俸給月額の欄に掲げる金額とし、当該新俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

6 切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、新俸給月額及びこれを受けることとなる期間を調整することが前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる総理府令で定める職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定めることとなる。

7 切替日の前日において職務の級又は階級の最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)
8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の防衛厅の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第一号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第五若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のある職員のうち、総理府令で定める職員の、改正後の防衛厅の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等)
9 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職

員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

10 (旧俸給月額等の基礎)
附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内扱)
11 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内扱とみなす。

12 (休職者の給与に関する経過措置)
新法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通算により負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(政令への委任)
13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表 特定の俸給月額である職員の俸給月額の切替表(附則第五項関係)

俸 給 表	職務の級又は階級	旧俸給月額	新俸給月額
一般職給与法別表第一イ	1 2 級 級	103,400円 126,300	113,600円 143,100
一般職給与法別表第一ロ	1 級	92,700	101,800
一般職給与法別表第五イ	1 2 級 級	122,000 157,900	136,400 179,600
一般職給与法別表第五ロ	1 2 級 級	105,700 129,700	115,600 144,800
一般職給与法別表第六イ	1 2 級 級	121,600 149,400	136,100 170,200
一般職給与法別表第六ロ	1 2 級 級	112,700 140,400	124,400 160,400
一般職給与法別表第六ニ	1 級	126,300	143,500
一般職給与法別表第七	1 2 級 級	103,500 131,800	113,700 151,700
一般職給与法別表第八イ	1 級	179,900	200,800
一般職給与法別表第八ロ	1 2 級 級	106,700 130,600	117,500 147,500
一般職給与法別表第八ハ	1 2 級 級	111,800 128,500	123,500 144,700
法 别 表 第 二	2 2 2 等 等 等 陆 海 空 曹 曹 曹	156,200	179,000
	1 1 1 等 等 等 陆 海 空 士 士 士	131,400	146,800

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定すること。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生活当の月額を、七万四千八百円から八万五千円に引き上げること。

3 営外居住者に対する營外手当の月額を、六千百三十円から六千六百六十円に引き上げること。

4 一般職の職員の例に準じて、通勤による災害を受けた職員に対する給与上の取扱いを公務上の災害を受けた場合と同様とすること。

5 期末・勤勉手当について、一般職の職員に対する措置と同様の措置を講ずるための改正を行うこと。

施行期日等

この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。なお、事務官等の俸給のほか、住居手当及び医師等に対する初任給調整手当等については、別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
1 警察費	1 道路橋りょう	一人につき	八、二九四、〇〇〇円
2 河川費	(1) 経常経費 (2) 投資的経費	一千平方メートルにつき	一一六、〇〇〇
3 港湾費	(1) 経常経費 (2) 投資的経費	一キロメートルにつき	一〇一、〇〇〇
4 費	4 その他の土木費	河川の延長	六、三八六、六〇〇
5 費	5 教育費	道路の面積	一キロメートルにつき
6 施行期日等	6 地方交付税法等の一部を改正する法律案	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一四〇七、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	右	郭施設の延長	一キロメートルにつき
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	平成二年十一月二十二日	漁港における外郭施設の延長	一四、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一メートルにつき	一一、九〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	一メートルにつき	二八、九〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一メートルにつき	八五五〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	一人につき	三、九一、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一人につき	三、九四六、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	一人につき	六、三九三、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一人につき	四四、三〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	一人につき	三七、八〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一人につき	三、九五九、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	一人につき	一七九、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一人につき	七八六、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	内閣総理大臣 海部 俊樹	一人につき	九八五、〇〇〇
この法律は、公布の日(通勤災害に関する改正規定は、平成三年一月一日)から施行し、平成二年四月一日から適用すること。	衆議院議長 櫻内 義雄殿	一人につき	三、四三〇

官 報 (号 外)

五		四		三		二		一		六	
1	農業行政費	2	社会福祉費	3	厚生労働費	4	その他の教育費	5	投資的経費	6	下水道費
農業経済費	産業経済費	保健衛生費	経常経費	(1) 投資的経費	(2) 生活保護費	(1) 経常経費	(2) その他の教育費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費
労働費	清掃費	経常経費	投資的経費	生活保護費	厚生労働費	社会福祉費	その他の教育費	経常経費	投資的経費	中学校費	小学校費
失業者数	人口	人口	人口	市部人口	人口	人口	人口	人口	人口	児童数	人口
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	五、五九六	四、四五八	六、二七二	五、八六〇	二七二	六、二七〇	五、八六〇	四、二二〇	六、四三〇、〇〇〇	六、一七四、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	五、五九六	四、五八二	六、二七〇	五、八六〇	二七二	六、二七〇	五、八六〇	四、二二〇	六、六〇六、〇〇〇	六、六三一、〇〇〇
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	五、五九六	四、五八二	六、二七〇	五、八六〇	二七二	六、二七〇	五、八六〇	四、二二〇	六、六三一、〇〇〇	六、六三一、〇〇〇

十一 地域財政特例 対策債償還費			
十二 臨時財政特別債償還費			
策のため昭和五十七年度から平成元年度までの各別に発行を許された地方債の額			千円につき
臨時財政特例対策のため昭和六十年度から平成元年度までの各別に発行を許された地方債の額			千円につき
元年一度までの各別に発行を許された地方債の額			一〇〇
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)			
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。			
附則第五条第一項中「一兆五千七百四十億三千五百百万円」を「一兆五千二百二十一億三千五百百万円」に改め、同項の表を次のように改める。			
年	度	控除額	
平成三年度		八百一十二億円	
平成四年度		一千二百二十七億円	
平成五年度		一千二百八十九億円	
平成六年度		一千三百六十億円	
平成七年度		一千四百三十九億円	
平成八年度		一千五百十七億円	
平成九年度		一千六百十億円	
平成十一年度		一千六百九十七億円	
平成十二年度		一千七百九十八億円	
千八百九十九億九千五百百万円			

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

改定に要する経費等を基準財政需要額に算入するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の

一部を改定するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

三 本案施行に要する経費
平成二年度特別会計補正予算(特第1号)の交付税及び譲与税配付金勘定の歳入に六千五百五十七億四千四百二十万五千円が計上されている。

右報告する。
平成二年十二月十八日
地方行政委員長 島村 宜伸
衆議院議長 櫻内 義雄殿

一 議案の目的及び要旨
本案は、地方公務員の給与改定等に要する経費を措置するため、地方交付税の総額の特例、基準財政需要額の算定方法の改正等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

補正予算により平成二年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが増額されることに伴い、同特別会計の一時借入金及び借入金の利子の支払に充てるため必要な額を三百五十三億円増額することともに、同特別会計における借入金を五百十九億円減額すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

給与改定、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定すること。

3 その他所要の改正を行うこと。

議案の可決理由
地方財政の状況にかんがみ、平成二年度分の地方交付税の総額の特例等を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
内閣総理大臣 海部 俊樹
右
国会に提出する。

平成二年十二月二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
内閣総理大臣 海部 俊樹

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百十一万五千円」を「百十七万円」に、「九十一万二千円」を「九十五万八千円」に改め。

第十六条を削る。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)		区	分	報酬月額
最高裁判所長官	最高裁判所判事			
東京高等裁判所長官	東京高等裁判所判事			一、九八五、〇〇〇円
その他高等裁判所長官	その他高等裁判所判事			一、四四七、〇〇〇円
一号				一、三八四、〇〇〇円
二号				一、二八二、〇〇〇円
				一、一五七、〇〇〇円
				一、〇一五、〇〇〇円

判事																				
三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	
九五八、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	四一八、六〇〇円	三七八、三〇〇円	三五五、一〇〇円	三三五、六〇〇円	三〇一、三〇〇円	二八四、三〇〇円	二六四、七〇〇円	二五四、〇〇〇円	二二九、九〇〇円	二〇六、六〇〇円	一九八、一〇〇円	一一五、六〇〇円	一〇一、三〇〇円	九〇一、三〇〇円	八〇一、三〇〇円
三五二、一〇〇円	三三五、六〇〇円	三〇一、三〇〇円	二八四、三〇〇円	二六四、七〇〇円	二四〇、三〇〇円	二二九、九〇〇円	二〇六、六〇〇円	一九八、一〇〇円	一八七、〇〇〇円	一七〇、三〇〇円	一五四、〇〇〇円	一三九、九〇〇円	一二六、六〇〇円	一一〇、三〇〇円	一〇六、六〇〇円	九五八、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	
三五二、一〇〇円	三三五、六〇〇円	三〇一、三〇〇円	二八四、三〇〇円	二六四、七〇〇円	二四〇、三〇〇円	二二九、九〇〇円	二〇六、六〇〇円	一九八、一〇〇円	一八七、〇〇〇円	一七〇、三〇〇円	一五四、〇〇〇円	一三九、九〇〇円	一二六、六〇〇円	一一〇、三〇〇円	一〇六、六〇〇円	九五八、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	
三五二、一〇〇円	三三五、六〇〇円	三〇一、三〇〇円	二八四、三〇〇円	二六四、七〇〇円	二四〇、三〇〇円	二二九、九〇〇円	二〇六、六〇〇円	一九八、一〇〇円	一八七、〇〇〇円	一七〇、三〇〇円	一五四、〇〇〇円	一三九、九〇〇円	一二六、六〇〇円	一一〇、三〇〇円	一〇六、六〇〇円	九五八、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	

簡易裁判所判事

九
号

三一〇、六〇〇円

簡易裁判所判事

十
号

二八四、三〇〇円

簡易裁判所判事

十一
号

二六四、七〇〇円

簡易裁判所判事

十二
号

二五四、〇〇〇円

簡易裁判所判事

十三
号

二二九、九〇〇円

簡易裁判所判事

十四
号

二〇六、六〇〇円

簡易裁判所判事

十五
号

一九八、一〇〇円

簡易裁判所判事

十六
号

一七〇、三〇〇円

簡易裁判所判事

十七
号

一五四、〇〇〇円

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与との内払とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬額を改善する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 議案の目的及び要旨
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬額を改善する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

2 議案の可決理由
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬額を改善する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、三十九億二千九百五十七万円である。

右報告する。

官 報 (号 外)

平成二年十一月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄殿 法務委員長 小澤 漢

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

国会に提出する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「六十万七千円」を「六十三万七千円」に

第十条を削る。

国会に提出する。

別表(第二条関係)

事	総 長	分 給	月 額
檢 察 廳	檢 事 長	檢 事	檢 察 廳
一 号	一、一五七、〇〇〇円	一、一八〇、〇〇〇円	一、四四七、〇〇〇円
二 号	一、〇一五、〇〇〇円	一、二八二、〇〇〇円	
三 号	九五八、〇〇〇円	一、一八〇、〇〇〇円	
四 号	八一七、〇〇〇円		
五 号	七〇六、〇〇〇円		
六 号	六三七、〇〇〇円		
七 号	五七三、〇〇〇円		
八 号	五一八、〇〇〇円		
九 号	四一八、六〇〇円		
十 号	三七八、三〇〇円		
十一 号	三三五、一〇〇円		
十二 号	三三五、六〇〇円		

1 附則
この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二年四月

十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	二十一号	二十二号	二十三号	二十四号	二十五号	二十六号	二十七号	二十八号	二十九号	三十号
一七六、〇〇〇円	一八五、一〇〇円	一九八、一〇〇円	二〇六、六〇〇円	二一〇、三〇〇円	二五四、〇〇〇円	二五五、六〇〇円	二五九、九〇〇円	二六四、七〇〇円	二六九、九〇〇円	二七四、〇〇〇円	二八四、三〇〇円	二九八、一〇〇円	三〇一、三〇〇円	三〇九、七〇〇円	三一八、六〇〇円	三二九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円
一七六、〇〇〇円	一八五、一〇〇円	一九八、一〇〇円	二〇六、六〇〇円	二一〇、三〇〇円	二五四、〇〇〇円	二五五、六〇〇円	二五九、九〇〇円	二六四、七〇〇円	二六九、九〇〇円	二七四、〇〇〇円	二八四、三〇〇円	二九八、一〇〇円	三〇一、三〇〇円	三〇九、七〇〇円	三一八、六〇〇円	三二九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円
一七六、〇〇〇円	一八五、一〇〇円	一九八、一〇〇円	二〇六、六〇〇円	二一〇、三〇〇円	二五四、〇〇〇円	二五五、六〇〇円	二五九、九〇〇円	二六四、七〇〇円	二六九、九〇〇円	二七四、〇〇〇円	二八四、三〇〇円	二九八、一〇〇円	三〇一、三〇〇円	三〇九、七〇〇円	三一八、六〇〇円	三二九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円
一七六、〇〇〇円	一八五、一〇〇円	一九八、一〇〇円	二〇六、六〇〇円	二一〇、三〇〇円	二五四、〇〇〇円	二五五、六〇〇円	二五九、九〇〇円	二六四、七〇〇円	二六九、九〇〇円	二七四、〇〇〇円	二八四、三〇〇円	二九八、一〇〇円	三〇一、三〇〇円	三〇九、七〇〇円	三一八、六〇〇円	三二九、〇〇〇円	三三九、〇〇〇円

一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与との内訳とみなす。

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改善する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 檢事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国务大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、その他の検察官の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 特別職の職員の給与に関する法律の調整手当に関する特例措置の廃止に伴い、検事総長、次長検事及び検事長に支給する調整手当に関する暫定措置を取りやめること。

3 俸給月額の改定等は、平成二年四月一日にさかのばって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官の俸給月額を改善する等の措置を講じようとするものであり、その措置は妥当なものである。

のと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二十四億千六百五十二万円である。

右報告する。

平成二年十一月十八日

法務委員長 小澤 深

衆議院議長 横内 義雄殿

右

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件

平成二年十一月十一日

内閣総理大臣 海部 優樹

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この追加議定書は、万国郵便連合の組織及び運営について所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章を改正するものである。我が国がこの追加議定書を締結することは、引き続き万国郵便連合加盟国として活動する上において必要であると考えられる。よって、この追加議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

憲章第十二条を次のように改める。

第一項 第二項

1 国際連合加盟国ではない国は、その請求が加盟国の少なくとも三分の二によつて承認された場合には、連合員として加盟したものとされる。四箇月以内に回答しない加盟国は、棄権したものとみなされる。

2 加入又は連合員としての加盟は、国際事務局長が加盟国政府に通告する。加入又は加盟権は、その通告の日から効力を生ずる。

第三条

憲章第十二条を次のように改める。

第一項 第二項

1 憲章は、連合の基本的文書とする。憲章は、連合の組織規定を内容とする。

2 一般規則は、憲章の適用及び連合の運営を確保するための規定を内容とする。一般規則は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

3 万国郵便条約及びその施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便の業務に関する規定を内容とする。これらの文書は、すべての加盟国について義務的な文書とする。

4 連合の約定及びその施行規則は、その締約国である加盟国間の業務(通常郵便の業務を

合憲章第三十条の規定にかんがみ、批准を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条 同意する。 第二十二条 連合の経費、加盟国の分担金

憲章第二十一条を次のように改める。

1 各大会議は、次の経費の最高限度額を定め 第二十二条 連合の経費、加盟国の分担金

1 (a) 連合の年次経費 第二十二条 連合の経費

(b) 次回の大會議の開催に係る経費 第二十二条 連合の経費

1 に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことができる。

2 国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3 連合の経費(2の規定に基づく超過分を含む。)は、加盟国が共同で負担する。このた

め、各加盟国は、自國が属することを希望す

ることを条件として、超過することができる。

4 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。分担等級は、一般規則で定める。

5 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

6 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

7 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

8 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

9 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

10 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

11 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

12 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

13 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

14 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

15 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

16 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

17 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

18 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

19 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

20 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

21 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

22 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

23 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

24 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

25 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

26 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

棄通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第四条

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十二条 連合の経費、加盟国の分担金

憲章第二十一条を次のように改める。

第二十二条 連合の経費、加盟国の分担金

1 各大会議は、次の経費の最高限度額を定め 第二十二条 連合の経費、加盟国の分担金

(a) 連合の年次経費 第二十二条 連合の経費

(b) 次回の大會議の開催に係る経費 第二十二条 連合の経費

1 に規定する経費の最高限度額は、やむを得ない場合には、一般規則の関係規定に従うことができる。

2 国際連合加盟国でない主権国は、連合員としての加盟を請求することができる。

3 連合の経費(2の規定に基づく超過分を含む。)は、加盟国が共同で負担する。このた

め、各加盟国は、自國が属することを希望す

ることを条件として、超過することができる。

4 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。分担等級は、一般規則で定める。

5 加盟請求の文書は、関係国政府が国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、加入又は加盟請求に照合して加盟国に諮詢を通告し、又は加盟請求について加盟国に諮詢する。

6 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

7 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

8 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

9 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

10 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

11 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

12 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

13 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

14 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

15 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

16 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

17 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

18 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

19 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

20 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

21 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

22 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

23 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

24 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

25 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

26 第二十二条の規定による加入又は加盟の場合には、関係国は、連合の経費の分担上自國が属することを希望する分担等級を選定する。

おいて、また、我が国の国際郵便業務の円滑な運営のため必要であると考えられる。よって、この一般規則及び条約を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウェーブで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 連合の機関の運営

第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織

1 加盟国の代表者は、前回の大会議の文書の効力発生の日の後五年以内に、大会議として会合する。
2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自國のはかに二以上の加盟国を代表することができない。
3 加盟国は、審議において一の票を有する。
4 3 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定をすることができないこと又はその指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、執行理事会は、大会議の開催される国を、これと合意の上、指定することができる。
5 招請政府は、国際事務局と合意の上、大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。招請政府は、また、大会議において行われた決定をすべての加

6.1 6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	6.13	6.14	6.15	6.16	6.17
6.1.1	6.1.2	6.1.3	6.1.4	6.1.5	6.1.6	6.1.7	6.1.8	6.1.9	6.1.10	6.1.11	6.1.12	6.1.13	6.1.14	6.1.15	6.1.16
6.1.1.1	6.1.1.2	6.1.1.3	6.1.1.4	6.1.1.5	6.1.1.6	6.1.1.7	6.1.1.8	6.1.1.9	6.1.1.10	6.1.1.11	6.1.1.12	6.1.1.13	6.1.1.14	6.1.1.15	6.1.1.16
6.1.1.1.1	6.1.1.1.2	6.1.1.1.3	6.1.1.1.4	6.1.1.1.5	6.1.1.1.6	6.1.1.1.7	6.1.1.1.8	6.1.1.1.9	6.1.1.1.10	6.1.1.1.11	6.1.1.1.12	6.1.1.1.13	6.1.1.1.14	6.1.1.1.15	6.1.1.1.16
6.1.1.1.1.1	6.1.1.1.1.2	6.1.1.1.1.3	6.1.1.1.1.4	6.1.1.1.1.5	6.1.1.1.1.6	6.1.1.1.1.7	6.1.1.1.1.8	6.1.1.1.1.9	6.1.1.1.1.10	6.1.1.1.1.11	6.1.1.1.1.12	6.1.1.1.1.13	6.1.1.1.1.14	6.1.1.1.1.15	6.1.1.1.1.16

6.1.1.1.1.1	6.1.1.1.1.2	6.1.1.1.1.3	6.1.1.1.1.4	6.1.1.1.1.5	6.1.1.1.1.6	6.1.1.1.1.7	6.1.1.1.1.8	6.1.1.1.1.9	6.1.1.1.1.10	6.1.1.1.1.11	6.1.1.1.1.12	6.1.1.1.1.13	6.1.1.1.1.14	6.1.1.1.1.15	6.1.1.1.1.16
6.1.1.1.1.1.1	6.1.1.1.1.1.2	6.1.1.1.1.1.3	6.1.1.1.1.1.4	6.1.1.1.1.1.5	6.1.1.1.1.1.6	6.1.1.1.1.1.7	6.1.1.1.1.1.8	6.1.1.1.1.1.9	6.1.1.1.1.1.10	6.1.1.1.1.1.11	6.1.1.1.1.1.12	6.1.1.1.1.1.13	6.1.1.1.1.1.14	6.1.1.1.1.1.15	6.1.1.1.1.1.16
6.1.1.1.1.1.1.1	6.1.1.1.1.1.1.2	6.1.1.1.1.1.1.3	6.1.1.1.1.1.1.4	6.1.1.1.1.1.1.5	6.1.1.1.1.1.1.6	6.1.1.1.1.1.1.7	6.1.1.1.1.1.1.8	6.1.1.1.1.1.1.9	6.1.1.1.1.1.1.10	6.1.1.1.1.1.1.11	6.1.1.1.1.1.1.12	6.1.1.1.1.1.1.13	6.1.1.1.1.1.1.14	6.1.1.1.1.1.1.15	6.1.1.1.1.1.1.16
6.1.1.1.1.1.1.1.1	6.1.1.1.1.1.1.1.2	6.1.1.1.1.1.1.1.3	6.1.1.1.1.1.1.1.4	6.1.1.1.1.1.1.1.5	6.1.1.1.1.1.1.1.6	6.1.1.1.1.1.1.1.7	6.1.1.1.1.1.1.1.8	6.1.1.1.1.1.1.1.9	6.1.1.1.1.1.1.1.10	6.1.1.1.1.1.1.1.11	6.1.1.1.1.1.1.1.12	6.1.1.1.1.1.1.1.13	6.1.1.1.1.1.1.1.14	6.1.1.1.1.1.1.1.15	6.1.1.1.1.1.1.1.16

政庁に諮問の上、大会議が決定するまでの間規則を定め又は新たな方法をとることを勧告すること。

6.23 郵便研究諮問理事会の作成する年次報告書及び、必要があるときは、同理事会の提出する議案を検討すること。

6.24 第百四条⁶の規定により郵便研究諮問理事会に研究課題を付託すること。

6.25 前条⁴に規定する場合において次回の大会議の開催される国を指定すること。

6.26 適当な時期に大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

6.27 適当な時期に、大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

6.28 加盟国は、議長を除く。)に参加する各理事国(の代表者は、ニコノミー・クラスの往復航空切符の代金を超過しない範囲内の費用に限る。)は一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(ニコノミー・クラスの往復航空切符の代金を超過しない範囲内の費用に限る。)の償還を受ける権利を有する。

6.29 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の中立的な地理的配分ができる限り考慮する。

6.30 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国は、報告書をもつて大会議の委員会の会合の議事録に代える必要があるかないかを決定すること。

6.31 執行理事会は、職員をD₂の等級に任命するに当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有する候補者の職務上の適格性を審査する。この場合には、同理事会は、国際事務局次長補の職が、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるよう留意し、国際事務局の能率に最大の注意を払い、かつ、昇級に関する同事務局

8 の内部制度を尊重する。

9 執行理事会は、大会議の議長が招集する最初の会合において、理事国うちから四の副議長を選出し、及びその内部規則を定める。

10 執行理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合を開催する。

11 執行理事会の会合(大会議の会期中に開催される会合を除く。)に参加する各理事国(の代表者は、ニコノミー・クラスの往復航空切符の代金を超過しない範囲内の費用に限る。)の償還を受ける権利を有する。

12 郵便研究諮問理事会の議長は、執行理事会の会合の議事日程に郵便研究諮問理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便研究諮問理事会を代表する。

13 同理事会の各委員会の議長は、同理事会の活動と執行理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして執行理事会の会合に参加することができる。

14 執行理事会は、同理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。同理事会は、また、その議事録に代える必要があるかないかを決定する。

1 執行理事会は、各会期の後に、加盟国の郵政政院に送付する。

2 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

3 第百四条⁶郵便研究諮問理事会の構成、運営及び会合

4 郵便研究諮問理事会の各理事国(の代表者は、当該理事国の郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。)

5 郵便研究諮問理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。同理事会に参加する郵政庁の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該郵政庁が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされたる国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くは、ニコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用(ニコノミー・クラスの往復航空切符の代金を超過しない範囲内の費用に限る。)の償還を受ける権利を有する。

6 郵便研究諮問理事会は、大会議の議長が招集しつつ開会する最初の会合において、理事国うちから一の議長国、一の副議長国及び各委員会の議長国を選出する。

7 郵便研究諮問理事会は、原則として、毎年連

8 場所は、同理事会の議長が執行理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

9 同理事会の各委員会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、指導委員会を構成する。指導委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が指導委員会に委任することを決定したすべての任務を行う。

10 (a) 議事概要
(b) 報告書、議事録、議事概要、決議及び決定を内容とする執行理事会書類集

11 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

12 第百四条⁶郵便研究諮問理事会の構成、運営及び会合

13 上及び職業訓練上の問題を研究すること。

14 開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務が必要とするものを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

15 執行理事会と合意の上、すべての加盟国、特に開発途上にある新たな国との技術協力の分野において適切な措置をとること。

16 郵便研究諮問理事会の理事国、執行理事会又は加盟国の郵政庁から提出される他のすべての問題を検討すること。

17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を郵政庁に対する勧告として作成し、

提示すること。また、郵便研究諮問理事会は、必要な場合には、既に作成した基準を変更する。

郵便研究諮問理事会の理事国は、同理事会の活動に実際に参加する。理事国でない加盟国は、申請を行った上で、同理事会の行う研究に協力することができる。

郵便研究諮問理事会は、必要があるときは、この条に定める活動から直接生ずる議案は、執行理事会のために作成する。これらの議案は、執行理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、郵便研究諮問理事会が執行理事会と合意の上提出する。

郵便研究諮問理事会は、大会議に先立つ同理事会の会期において、加盟国、執行理事会及び国際事務局の要請を考慮して、大会議に提出する次期の郵便研究諮問理事会の基本活動計画案を作成する。この基本活動計画は、現実的でありかつ共通の利益となる課題に関する限られた数の研究を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年見直す。

執行理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、同理事会の活動と郵便研究諮問理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして郵便研究諮問理事会の会合に参加することができる。

郵便研究諮問理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができるとする。(a) 郵便研究諮問理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者(b) 郵便研究諮問理事会の理事国でない加盟国の郵政省

郵便研究諮問理事会は、各会期の後に、加盟国は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれかの言語への同時通訳を確保する。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

次の書類を送付する。

(a) 議事概要
(b) 報告書、議事録及び議事概要を内容とする郵便研究諮問理事会書類集

郵便研究諮問理事会は、その活動に関する年次報告書を執行理事会のために作成し、大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

第一百六条 大会議内部規則

1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方針につき、この一般規則に附属する大会議内部規則を適用する。

2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従つて改正することができる。

第百七条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中國語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。

2 構成国による書類の作成について連合の負担する費用は、当該言語集団の構成国との間で他の分担基準により分担することもできる。ただし、構成国が、これについて合意しない場合の負担する費用が増加しないことを条件として、使用することができる。

3 上の加盟国は、一つの言語集団を構成する。明示的施設(電子装置の有無を問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国との協議の上、裁量によつて行う。

4 上の言語以外の言語も、9に規定する会合及ぶ審議の際に使用することができる。

5 加盟国の郵政庁と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。

6 公用語以外の言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む)は、当該言語を請求した言語集団が負担する。連合が受領した英語、アラビア語又はスペイン語による書類及び通信の公用語への翻訳の費用並びに書類の提供に関するその他のすべての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中國語、ポルトガル語及びロシア語による書類への翻訳の費用並びに書類の提供に関するその他の費用は、連合が負担する。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国との間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国との間で他の分担基準により分担することもできる。ただし、構成国が、これについて合意しない場合の負担する費用が増加しないことを条件として、使用することができる。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択について行う変更の請求を、一定の期間(二年を超えないものとする)の後に処理する。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない)により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国との協議の上、裁量によつて行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれかの言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国との間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

第二章 國際事務局

第一百八条 國際事務局長及び國際事務局次長の選挙

1 國際事務局長及び國際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、五年を下回らないものとし、語は、フランス語とする。

2 國際事務局長及び國際事務局次長は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

3 國際事務局長は、大会議の開会の七箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には國際事務局長及び國際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の國際事務局長及び國際事務局次長が任期の更新について関心を有するか有しないかについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の二箇月前に必要な書類を作成する。國際事務局長及び國際事務局次長の選挙は、秘密投票により行う。選挙は、まず、國際事務局長の職について行う。

4 國際事務局長が欠けた場合には、國際事務局次長が國際事務局長について定められた任期の終了まで國際事務局長の職務を行う。この場合には、國際事務局次長は、國際事務局次長とし

(外)号報

ての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、執行理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、執行理事会は、国際事務局長の提議に基づき、国際事務局次長補の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第一百九条 国際事務局長の職務

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し及び統括し、並びにこれを法的に代表する。国際事務局長は、G1からD1までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し及び昇級させる権限を有する。国際事務局長は、P1からD1までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有する候補者の職務上の適格性を審査する。この場合には、国際事務局長は、大陸間の平衡な地理的配分、言語その他のすべての關係事項を考慮し、かつ、昇級に関する国際事務局の内部制度を尊重する。国際事務局長は、また、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとし、職員のP4からD1までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、連合の活動に関する報告書において、執行理事会に対して通知する。

2 国際事務局長は、次の権限を有する。

2.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。

2.2

執行理事会が定め又は改正した施行規則をすべての郵政庁に通告すること。

2.3

連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に執行理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た当該予算を加盟国に通知すること。

2.4

次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

2.5 連合と連合との間

連合と国際連合との間

2.6 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該監督すること。

連合の機関の活動の準備及び組織

書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

連合の機関の会合の期間における当該機関の事務局の運営

2.7 連合の機関の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。

2.8 第百十条 国際事務局次長の職務

1 国際事務局次長は、国際事務局長を補佐し、国際事務局長に対しても責任を負う。

2.9 国際事務局次長が不在であり又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局次長が行使する。第百八条3にいう

3 国際事務局は、また、加盟国の郵政庁の請求に基づき、特定の問題について他の加盟国の郵政庁の意見を知るために照会を行う。照会の結果を取りまとめたものは、議決の性質及び拘束力のいずれもあるするものではない。

4 国際事務局は、有益と認める場合には、郵便研究諮詢理事会の権限に属する問題を同理事会の議長に提起する。

5 国際事務局は、国際郵便業務に関する各種の勘定の清算につき、その仲介を請求する加盟国の郵政庁の間における決済機関として仲介を行ふ。

6 国際事務局長が欠けた場合にも、同様とする。

7 第百十一条 連合の機関の事務局

連合の機関の事務局は、国際事務局長の責任の下に国際事務局が行う。同事務局は、各会期の際に発行されるすべての書類を、当該機関の

2.10

執行理事会が定め又は改正した施行規則をすべての郵政庁に通告すること。

2.11

連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に執行理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た当該予算を加盟国に通知すること。

2.12

次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

2.13

連合と国際連合との間

2.14

連合の機関との間

2.15

連合の機関の事務局長の職務を行い、当該監督すること。

2.16

連合の機関の活動の準備及び組織

2.17

書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

2.18

連合の機関の会合の期間における当該機関の事務局の運営

2.19

連合の機関の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。

2.20

第百十三条 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与

2.21

1 国際事務局は、要請があつたときは、いつでも、執行理事会、郵便研究諮詢理事会及び加盟国郵政庁に対し、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する各種の情報を収集し、整理し、発行及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によつて同事務局に付託されたりは連合のために同事務局に委託される研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国の郵政庁の請求に基づき、特定の問題について他の加盟国の郵政庁の意見を知るために照会を行う。照会の結果を取りまとめたものは、議決の性質及び拘束力のいずれもあるするものではない。

4 国際事務局は、有益と認める場合には、郵便研究諮詢理事会の権限に属する問題を同理事会の議長に提起する。

5 国際事務局は、国際郵便業務に関する各種の勘定の清算につき、その仲介を請求する加盟国の郵政庁の間における決済機関として仲介を行ふ。

6 国際事務局長が欠けた場合にも、同様とする。

7 第百十四条 技術協力

国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

8 第百十五条 国際事務局の供給する用紙

該機関が行う研究に協力する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。

9 第百十六条 限定連合の文書及び特別取扱

国際事務局は、加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に現状に合致させておく。

10 第百十七条 連合の機関誌

国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

11 第百十八条 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、執行理事会の承認を得た上で、加盟国の郵政庁、限定連合及び国際連合に送付する。

12 第三章 議案の提出及び審査の手続

13 第百十九条 大会議への議案の提出の手続

局に到着する議案は、受理する。

14 第二十条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

15 第二十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

16 第二十二条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

17 第二十三条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

18 第二十四条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

19 第二十五条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

20 第二十六条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

21 第二十七条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

22 第二十八条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

23 第二十九条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

24 第三十条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

25 第三十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

26 第三十二条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

27 第三十三条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

28 第三十四条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

29 第三十五条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

30 第三十六条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

31 第三十七条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

32 第三十八条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

33 第三十九条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

34 第四十条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

35 第四十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

36 第四十二条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

37 第四十三条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

38 第四十四条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

39 第四十五条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

40 第四十六条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

41 第四十七条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

42 第四十八条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

43 第四十九条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

44 第五十条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

45 第五十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

46 第五十二条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

47 第五十三条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

48 第五十四条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

49 第五十五条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

50 第五十六条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

51 第五十七条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

52 第五十八条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

53 第五十九条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

54 第六十条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

55 第六十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

56 第六十二条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

57 第六十三条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

58 第六十四条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

59 第六十五条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

60 第六十六条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

61 第六十七条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

62 第六十八条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

63 第六十九条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

64 第七十条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

65 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

66 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

67 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

68 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

69 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

70 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

71 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

72 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

73 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

74 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

75 第七十一条 大会議の開会日

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号

76 第七十一条 大会議の開会日

官報(号外)

- (b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は受理しない。
- (c) 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも「の加盟国の郵政局の支持がない限り、受理しない。
- (d) 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも八の加盟国の支持がない限り、受理しない。
- (e) 議案に対する支持の通告は、当該議案と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。
- 2 議案及び一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の一以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、また、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象としない。
- 3 各議案は、原則として一の目的のみを有しかつ、その目的にかなつた変更のみを内容とななければならぬ。
- 4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が郵政局が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。
- 5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に規定する議案の提出及び既に提出された議案の修正案についても、適用しない。

第百二十条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求める件及び同報告書

- 1 いづれかの加盟国の郵政局が万国郵便条約又は約定に關して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とするためには、少なくとも他の二の加盟国の郵政局の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要の支持の通告とともに受領しない場合に、審査の対象としない。
- 2 1の議案は、国際事務局の仲介によって他の加盟国の郵政局に送付する。
- 3 施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、執行理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、審査の対象とする。
- 第百二十一条 大会議から大会議までの間における議案の審査
- 1 条約及び約定並びにこれららの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。
- 加盟国の郵政局は、国際事務局の回覈によって通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。国際事務局は、回答を取りまとめ、これを加盟国の郵政局に通知し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政局は、棄権したものとみなす。これらの期間は、国際事務局の回覈の日付の日から起算する。
- 第百二十二条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続
- 1 条約及び約定並びにこれららの最終議定書の改訂扱う。
- 2 施行規則を改正する議案は、執行理事会が取扱う。
- 3 議案が約定又は約定の最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国の郵政局のみが、1の手続に参加することができる。
- 4 第百二十三条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続

- 1 執行理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国の郵政局に通告する。条約第九十三条(c)及び約定のこれに相当する条項に規定する規定の解釈についても、同様とする。
- 第百二十四条 連合の経費の決定及び決済
- 1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、一千九百九十一以後の年について次の金額を超してはならない。
- 第二章 財政
- 1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、一千九百九十一以後の年について次の金額を超してはならない。
- 2 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定めた修理の費用を賄うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。
- 3 執行理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。
- 4 執行理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。
- 5 1の規定にかかると、執行理事会（特に緊急の場合は、国際事務局長）は、国際事務局の所掌の重要なかつ予期することのできない手当を含む）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。
- 6 1及び2の経費について、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定めた最高限度額を超過することができる。超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。
- 7 連合に加入し又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。
- 8 加盟国は、執行理事会の決定する予算に基づいて、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払いする。分担金は、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。期限を超過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利息を生ずる。
- 9 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定め

- 1 条約及び約定並びにこれららの最終議定書の改訂扱う。
- 2 次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、三

- 百六十七万六千スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。
- 3 執行理事会は、国際連合がジエーヴにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。
- 4 執行理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。
- 5 1の規定にかかると、執行理事会（特に緊急の場合は、国際事務局長）は、国際事務局の所掌の重要なかつ予期することのできない手当を含む）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることがある。
- 6 1及び2の経費について、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定めた最高限度額を超過することができる。超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。
- 7 連合に加入し又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。
- 8 加盟国は、執行理事会の決定する予算に基づいて、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払いする。分担金は、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。期限を超過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目からは年六パーセントの割合で利息を生ずる。
- 9 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定め

- 10 一時的な資金不足に關しては、スイス連邦政府は、合意により定める条件に従い、必要な短期の立替払を行う。スイス連邦政府は、大會議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

第百一十五条 分担等級

1 加盟国は、自國の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五〇単位等級

四〇単位等級

三五単位等級

二五単位等級

二〇単位等級

一五単位等級

一〇単位等級

五単位等級

三単位等級

二単位等級

一単位等級

2 二分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他執行理事会が指定する国のためにもの）

3 いづれの加盟国も、1に掲げられた分担等級に代えて、五十単位を超える分担単位数を選定することができる。

4 加盟国は、憲章第二十一一条⁴に定める手続に従い、連合への加入又は加盟の際に、1の分担等級の1を割り当てられる。

5 加盟国は、その後、大會議の開会前に国際事務局に通告することを条件として、分担等級を変更することができる。その通告は、大會議に提示されるものとし、大會議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。

加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級に

変更することを要求することができない。大会

を取り決めることができる。単一の仲裁者は、国際事務局とすることができる。

一通を各締約国に送付する。

大會議內部規則

- | | | | |
|---|--|--|--|
| 6 然災害のよな例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従つた分担金を維持することができなくなつたことを立証した場合には、執行理事会は、当該加盟国の請求に応じて一段階低い分担等級に変更することを承認することができる。 | | 7 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。 | |
| 第一百二十六条 国際事務局の供給する物品についての支払 | | 第一百二十七条 仲裁手続 | |
| 国際事務局が加盟国の郵政庁に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、期限を経過した日から年五ペーセントの割合で利子を生ずる。 | | 第五章 仲裁 | |
| 1 仲裁によつて解決を図る紛議が生じた場合は、その当事者である各加盟国の郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の加盟国の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この1の規定の適用上、单一の郵政庁とみなす。 | | 2 いづれか一方の当事者である加盟国の郵政庁が仲裁の提議に対し六箇月以内に措置をとらなかつた場合において、国際事務局に対して請求がされたときは、同事務局は、当該郵政庁に対し仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。 | |
| 3 係争当事者は、单一の仲裁者を指定すること | | 4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行ふ。 | |
| 5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛議の解決のため、同様に係争に利害関係を有しない他の一の加盟国の郵政庁を選定する。選定について合意に達しない場合には、国際事務局が、仲裁者による選定の対象とならなかつた加盟国の郵政庁のうちから係争に利害関係を有しない一の郵政庁を指定する。 | | 6 約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国の郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指定することができる。 | |
| 6 第六章 最終規定 | | 第七章 第百二十九条 この一般規則に関する議案の承認の条件 | |
| この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、加盟国の三分の二以上が出席してしなければならない。 | | 1 「代表団」とは、加盟国が大会議への参加のために指定した者又はこれらの全体をいう。代表団は、代表団の長並びに、必要があるときは、代表団の長の代理、一人又は二以上の代表及び秘書等を含む。で構成する。 | |
| 第七百二十九条 国際連合との協定に関する議案 | | 2 代表団の長、その代理及び代表は、次条に定める条件を満たす委任状を有する場合には、憲章第十四条 ² にいう加盟国の代表者とする。 | |
| 前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、これらの協定において改正の条件を定めている場合には、当該改正の条件による。 | | 3 隨員は、会合に出席することができる。また、審議に参加する権限を有するが、原則として投票する権限を有しない。もつとも、代表団の長は、隨員に対し、委員会の会合において自国民の名により投票する権限を与えることができる。 | |
| 第七百三十条 この一般規則の効力発生及び有効期間 | | 4 投票する権限の付与については、会合の開始に先立ち、書面により当該委員会の議長に届け出る。 | |
| 1 代表の委任状には、その国の元首、政府の長又は外務大臣が署名する。委任状は、良好妥当なものでなければならぬ。連合の文書に署名する権限を有する代表（全権委員）の委任状には、その署名の効力（署名が批准又は承認を条件とするものであるか、追認をするものであるか、最終的なものであるか）について記載する。その記載がない場合には、署名は、批准又 | | 5 第三条 代表の委任状 | |
| この一般規則は、千九百九十九年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。 | | 6 以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その副本 | |
| 千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。 | | 一千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。 | |

は承認を条件とするものとみなす。連合の文書に署名する権限を与える委任状は、審議に参加しかつ投票する権限を与えるものとされる。権限のある当局から、効力について記載がない全権委任状を与えた代表は、当該委任状に明示的に別段の記述がない限り、連合の文書について審議に参加し、投票し、かつ、署名することができる。

2 委任状は、大会議の開会後速やかに、指定された当局に寄託する。

3 委任状を有せず又はこれを寄託していない代表であっても、その氏名が自国の政府により招請政府に通知されている場合には、大会議の活動への参加の当初から審議に参加し及び投票することができる。委任状が正規のものでないところが正規のものでないことを確認した委任状審査委員会の最終報告書が大会議によって承認された時からこのようない状態が是正されるまでの間、投票権を有しない。大会議による最終報告書の承認は、大会議の議長の選挙以外の選挙及び連合の文書案の承認に先立つて行われなければならない。

4 加盟国が大会議において自國を他の加盟国の代表団に代表させるための委任状（代理権に係る委任状）は、1の委任状と同様良好妥当なものでなければならぬ。

5 電報による委任状（代理権に係るもの）を含むことは、認められない。もとより、委任状に関する照会に対し回答を電報で行うことは、認められる。

6 委任状を寄託した後に一又は二以上の会合に出席することができなくなった代表団は、その旨を書面により当該会合の議長に通知することを条件として、他国の代表団に自國を代表させることができる。ただし、一つの代表団は、自國

のほかに二以上の国を代表することができない。

7 約定の締約国でない加盟国の代表は、当該約定に關する大会議の審議に投票権なしで参加することができる。

第四条 席順

1 大会議及び委員会の会合における代表団の席順は、代表を出している加盟国のフランス語に

2 執行理事会の議長は、適当な時期に、大会議及び委員会の会合の際に最前列の最初の席に着席する代表団の国を抽せんによって決定する。

第五条 オブザーバー

1 國際連合の代表者は、大会議の審議に参加することができる。

2 政府間国際機関のオブザーバーは、当該政府間国際機関に關係のある問題が討議される場合には、大会議の議長又は大会議の委員会の会合に出席することができる。國際的な非政府機関のオブザーバーは、当該国際的な非政府機関に關係のある問題が討議される場合において、関係委員会が同意するときは、当該関係委員会の会合に出席することができる。

3 憲章第八条の規定に基づいて設立された限定連合の資格のある代表者も、当該限定連合が希望する場合には、オブザーバーとして出席することができます。

4 1から3までに規定するオブザーバーは、投票権なしで審議に参加する。

第六条 大会議の長老

1 大会議開催国の郵政局は、国際事務局との合意により、大会議の長老として指名される者を示唆するものとし、執行理事会は、適当な時期にその指名を行う。

2 長老は、大会議の第一回本会議の開会の時から大会議がその議長を選出する時まで議長の職務を行うものとし、また、この規則によつて付与されるその他の職務を行う。

第七条 大会議及び委員会の議長及び副議長

1 大会議は、第一回本会議において、長老の提議に基づき、大会議の議長を選出し、次いで、提議に基づき、大会議の副議長国及び副議長となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国に指名する。議長国及び副議長国地位は、加盟国の中平地理的配分をできる限り考慮して割り当てる。

2 議長は、会合を開会し及び閉会し、討議を司会し、発言を許し、議案を投票に付し、議決に必要な多数を示し、決定された事項を発表し、並びに場合により決定された事項の解釈を行う。ただし、解釈については、大会議の承認を得なければならない。

3 議長は、この規則の遵守及び会合における秩序の維持を確保する。

4 代表団は、大会議又は委員会の議長がこの規則の規定又はその解釈に基づいて行った決定につき、大会議又は委員会に対して異議を申し立てることができる。もとより、議長の決定は、出席しかつ投票する加盟国過半数による議決で取り消されない限り、有効とする。

5 議長國である加盟国がその責務を遂行することができなくなつた場合には、大会議又は委員会は、当該加盟国に代わつて議長國となる国を副議長國のうちから指定する。

第八条 議長団会議

1 議長団会議は、大会議の活動を指導することを任務とする中央機関とし、大会議の議長及び副議長並びに委員会の議長により構成する。議長団会議は、大会議及び委員会の活動の進行を検討するため、また、これらの活動の進行を容易にする目的とする勧告を行つため、定期的に会合する。議長団会議は、各本会議の議事日程及び委員会の活動の調整について大会議の議長を補佐するものとし、また、大会議の開会に關する勧告を行う。

2 大会議の事務局長及び事務局次長は、投票権なしで審議に参加することを条件に大会議及び議長団会議の会合に出席するものとし、また、同様の条件で、委員会の会合に出席し、又は国際事務局の高級職員を代理として出席させることができ。

3 大会議、議長団会議及び委員会の事務局の事務は、国際事務局の職員が開催国の郵政局と協力して行う。

4 国際事務局の高級職員は、大会議、議長団会議及び委員会の書記の職務を行うものとし、会合において議長を補佐し、及び議事録又は報告書の作成について責任を負う。

第二十一条 事務局次長は、議長団会議の会合に出席する。

第九条 委員会の構成国

1 大会議に代表を出している加盟国は、当然に、憲章、一般規則、条約及び条約の施行規則に關する議案の審議を任務とする委員会の構成国となる。

2 大会議に代表を出している加盟国であつて一又は二以上の任意的な約定の締約国であるものは、当然に、当該約定の改正を任務とする委員会の構成国となる。当該委員会の構成国は、自己が締約国となつてゐる約定についてのみ投票権を有する。

3 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国ではない国は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

官報（号外）

- 5 大会議及び委員会の書記は、書記補によつて補佐される。
- 6 フランス語に精通した報告者は、大会議及び委員会の議事録の作成を任務とする。
- 第十二条 審議に使用する言語
- 1 2の規定が適用される場合を除くほか、審議の際には、同時通訳施設又は逐次通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。
- 2 編集委員会の審議は、フランス語により行う。
- 3 1の言語以外の言語も、審議（2）に規定する審議を除く。の際に使用することができる。この場合において、開催国の言語は、優先権を有する。1の言語以外の言語を使用する代表団は、1の同時通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該同時通訳施設により、又は特別の通訳者により、1の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。
- 4 装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。
- 5 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国との間で連合の経費の分担額に比例して分担する。

- 第十三条 大会議の書類の作成に使用する言語
- 1 大会議の会期中に作成する書類（大会議の承認を得るために提出する決定案を含む。）は、大會議の事務局がフランス語により発行する。
- 2 1の書類の発行のため、加盟国の代表団が作成する書類は、直接、又は大会議の事務局に附属する翻訳業務の仲介によつて、フランス語により提出する。
- 3 一般規則の関係規定に基づいて構成される各言語集団が自己の費用負担で組織する2の翻訳業務は、大会議の書類をそれぞれの言語に翻訳することもできる。
- 第十四条 議案
- 1 大会議の審議に付するすべての問題は、議案として提出する。

- 2 国際事務局が大会議の開会に先立つて発行したすべての議案は、大会議に提出したものとされた後編集委員会に付託するものとし、同事故務局は、関係委員会のためにこれらの議案の表を作成する。もつとも、番号の末尾にRの文字を付した編集上の議案が大会議又は他の委員会によって取り扱われる他の実質的な議案に付託するものであるときは、編集委員会は、大会議又は当該他の委員会が当該他の実質的な議案について意見を表明した後でなければ、これららの編集上の議案の検討を行うことができない。番号の末尾にRの文字を付していない議案であつて国際事務局が編集上の議案と認めたものは、当該議案に関する実質的な議案を取り扱う委員会に直接付託するものとし、当該実質的な議案を取り扱う委員会は、活動を開始した後速やかに、当該付託された議案のうちいずれの議案を編集委員会に直接付託するかを決定する。国際事務局は、当該実質的な議案を取り扱う委員会のために、番号の末尾にRの文字を付していない議案であつて同事務局が編集上の議案と認めたものの表を作成する。
- 3 施行規則を改正する議案であつて条約及び約定を改正する議案に付託するものは、原則として、関係委員会がその議長又はいずれかの代表団の提議に基づき執行理事会に付託することを決定しない限り、当該関係委員会が取り扱う。その付託に異議がある場合は、議長は、直ちにこれを手続上の問題として投票に付する。
- 4 施行規則を改正する議案であつて条約及び約定を改正する議案に付託するものは、関係委員会がその議長又はいずれかの代表団の提議に基づき大会議において取り扱うことを決定しない限り、執行理事会に付託する。

- 5 議案が分割可能なものである場合には、提案者又は会議の同意を得て、当該議案の各部分を個別に検討し及び投票に付することができます。議案は、他の加盟国は委員会において撤回したことができる。同様に、議案の提案者が当該議案に対する修正案を受諾するときは、他の加盟国に付託する。
- 6 提案者が大会議又は委員会において提出されれた議案の実質を変えることなく原議案の一部を削除し若しくは変更し又は原議案への追加を行いう議案は、修正案とする。ただし、原議案の意味又は意図と矛盾する場合には、修正案とみなさない。疑義がある場合には、大会議又は委員会が問題を解決する義務を負う。
- 7 既に提出された議案に関して大会議に提出する修正案は、審議の日に代表に配布することができるよう、その前々日の正午までにフランス語による書面によって事務局に引き渡す。この期限は、大会議又は委員会における討議から直接生ずる修正案については、適用しない。この場合には、修正の提案者は、請求に応じ、フランス語による書面により、又はフランス語による書面により、当該修正案を朗読し又は朗讀させる。
- 8 5に定める手続は、連合の文書の改正を目的としたない議案（決議案、勧告案、要望案等）の提出についても適用する。
- 9 大会議及び委員会の議長は、各会合の終了後に採択された議案、修正案又は決定案を編集委員会に付託する。
- 10 委員会は、その活動の終了時に、自己に関係のある施行規則について決議案を作成する。この決議案は、次の二の部分で構成する。
- 11 一 審査のために執行理事会に付託される議案の番号を掲げる部分
- 12 二 大会議の指示を付して審査のために執行理事会に付託される議案の番号を掲げる部分
- 13 事会に付託される議案の番号を掲げる部分
- 14 委員会によって採択され、編集委員会に送付された施行規則の改正に関する議案は、当該議案の最終案文を含めて決議の対象とする。
- 15 代表は、会合の議長が発言を許した後でなければ発言することができない。代表は、ゆっくりかつはつきりと発言するよう勧奨される。議長は、代表に対し、審議の正常な進行を妨げないことを条件として、討議中の問題について自由かつ十分に意見を表明する機会を与える。
- 16 出席しつつ投票する構成国の過半数による議決で反対の決定がされない限り、発言は、五分

を超えて行うことができない。議長は、発言時間が超えて発言する者の発言を中断させることができるものとし、また、代表に対し、議題から逸脱しないよう要請することができる。

3 議長は、討議中、発言者の表を朗読した後に、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、発言者の表の縮切りを宣言することができる。議長は、発言者の表に掲げるすべての発言者の発言が終了した時に、討議の終結を宣言する。もつとも、行われた発言に対して答弁する権利は、発言者の表の縮切りの後においても、討議中の議案の提案者に与えることができる。

4 議長は、また、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いすれか一の議案又は一括された特定の議案に関する同一の代表団の発言の回数を制限することができる。もつとも、議案の提案者は、議案を紹介する機会及び、請求を行うことにより、他の代表団の発言に応じて新たな要素を導入するためその後に発言する機会を与えられるものとし、また、請求を行うことにより最後に発言することもできる。

5 議長は、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いすれか一の議案又は一括された特定の議案に関する発言の回数を制限することができる。もつとも、発言の回数は、討議中の議案に対する賛成及び反対の発言につき、それぞれ五回未満に制限することができない。

第十七条 議事進行の動議及び議事手続の動議

1 代表団は、問題の討議中及び必要があるときは討議の終結の後においても、次の事項を要求するため、議事進行の動議を提出することができる。

2 議事の進行状況の整理
この規則の遵守

3 議案に関する議長が提案した討議順位の変更

4 議事進行の動議は、すべての問題(3に規定する議事手続の動議を含む)に優先する。

5 議長は、議事進行の動議に係る事項について直ちに必要な説明を行い、又は適当と認め

る決定を行う。異議がある場合には、議長の決定は、直ちに投票に付する。

3 代表団は、また、問題の討議の際、次の事項を提議するため、議事手続の動議を提出することができる。

(a) 会合の停止

(b) 会合の閉会

(c) 討議中の問題の討議の延期

(d) 討議事手続の動議は、1に規定する議事進行の動議を除くほか、(a)から(d)の順位で他のすべての議案に優先する。

(e) 会合の停止又は閉会を目的とする動議は、討議を行うことなく直ちに投票に付する。

(f) 代表団が討議中の問題の討議の延期又は終結を提議する場合には、討議の延期又は終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、当該動議を投票に付する。

(g) 議事進行の動議又は議事手続の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱うことができない。議事手続の動議の提案者は、投票に付される前に当該動議を撤回することができる。撤回された当該動議は、これに修正を加えて又は加えないで、他の代表団が再提出することができる。

(h) 指名点呼による投票 この投票の結果について

(i) 疑いがある場合には、議長は、自らの意思により又はいすれかの代表団の請求により、同一の問題につき直ちに指名点呼による投票を行なうことができる。

(j) 一般規則に関する議事録に記載する。

(k) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(l) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(m) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(n) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

参加しないもの又はこれに参加することを希望しない旨を宣言するものは、1から3までに定める定足数が満たされているかいかないかを決定するに当たり、欠席したものとして取り扱わない。

4 第十九条 投票の原則及び手続
1 合意によつて解決することのできない問題は、投票によつて解決する。

2 投票は、伝統的な方式又は電子投票装置によつて行なう。電子投票装置が会議において利用されている場合には、投票は原則としてこれによつて行なう。もつとも、秘密投票にあつては、伝統的な方式によることをいすれかの代表団が請求し、その請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持された場合には、伝統的な方式によることができる。

3 伝統的な方式による投票の手続は、次のとおりとする。

(a) 挙手による投票 この投票は、いすれかの代表団の請求によつて行なう。点呼は、議長が抽せんによつて決定した国から開始して、代表を出している国(フランス語による国名のアルファベット順)により行なう。投票の結果は、賛成票、反対票及び棄権票の別に区分された国(表とともに)に、会合の議事録に記載する。

(b) 指名点呼による投票 この投票は、いすれかの代表団の請求によつて又は議長の意思によつて行なう。点呼は、議長が抽せんによつて決定した国から開始して、代表を出している国(フランス語による国名のアルファベット順)により行なう。投票の結果は、賛成票、反対票及び棄権票の別に区分された国(表とともに)に、会合の議事録に記載する。

(c) 条約及び条約の施行規則に関する議事録に記載する。

(d) 一般規則に関する議事録に記載する。

(e) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(f) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(g) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(h) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

5 秘密投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

6 投票が開始された後は、いすれの代表団も、密投票に代わるものとする。

7 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(a) 無記録投票 この投票は、挙手による投票に代わるものとする。

(b) 記録投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

(c) 秘密投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

(d) 一般規則に関する議事録に記載する。

(e) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(f) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(g) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(h) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

(i) 一般規則に関する議事録に記載する。

(j) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(k) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(l) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(m) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

(n) 一般規則に関する議事録に記載する。

(o) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(p) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(q) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(r) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

(s) 一般規則に関する議事録に記載する。

(t) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(u) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(v) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(w) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

(x) 一般規則に関する議事録に記載する。

(y) 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

(z) 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

(aa) 紘密投票 この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

(bb) 記録投票 この投票は、投票用紙による投票に代わるものとする。ただし、国名の点呼は、いすれかの代表団によって請求され、そ

の請求が出席しかつ投票する代表団の過半数によつて支持されない限り、行わない。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便業務に関する規定をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則
第一章 総則

第一条 繰越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条において継越しの自由の原則が規定されていることにより、郵政庁は、他の郵政庁から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって送達する義務を負う。この義務は、航空通常郵便物についても、その継送に仲介郵政庁が参加するか参加しないかを問わず、適用する。

2 死滅しやすい若しくは変敗しやすい生物学上の材料又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自國の領域を経由するこれらの書状の開袋継越しを認めない権能を有する。加盟国は、第四十一条の規定に該当する郵便物についても、同様の権能を有する。

3 保険付書状業務を行っていない加盟国又は自國の海運業務若しくは航空業務の行う運送にし保険付書状についての責任を認めていない加盟国であっても、他の郵政庁から引き渡される開袋であって保険付書状を包有するものを最も速達の線路によって送達する。もつとも、当該加盟国は、書留郵便物について定めることをもって限度とする。

4 陸路又は海路によつて送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包業務に参加する國の領域においてのみ保障される。

5 航空小包についての継越しの自由は、連合の

全境域において保障される。ただし、小包郵便物に関する約定の締約国でない加盟国は、航空

小包の平面路による送達に参加することを強制されない。

6 小包郵便物に関する約定の締約国である加盟国は、保険付小包業務を行っていない場合又は自國の海運業務若しくは航空業務の行う運送に関し保険付小包についての責任を認めていない場合にも、他の郵政庁から引き渡される開袋であつて保険付小包を包有するものを最も速達の線路によって送達する。もつとも、当該加盟国は、保険付きとされない小包であつて当該保険付小包の重量と同一の重量のものについて定めるところをもつて限度とする。

第二条 繰越しの自由の不遵守

加盟国が継越しの自由に関する万国郵便連合憲章第一条及び前条の規定を遵守しない場合には、他の加盟国の郵政庁は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。当該他の加盟国

郵政庁は、その廃止につき、電報その他の適當な

電気通信手段により関係郵政庁に予告し、かつ、国際事務局に通知する。

第三条 通過国との業務の関与がない陸路継越し

通過国の業務の関与がない郵便物の継越運送は、通過国の事前の同意を得て行わなければならぬ。通過国は、このような継越しに関しては、責任を負わない。

第四条 業務の一時停止及び再開

1 郵政庁は、特別の事情により業務の全部又は一部の実施を一時的に停止しなければならなくなりたった場合には、直ちに、適当な電気通信手段により、関係郵政庁にその旨を通知するとともに、可能な場合には予想される業務の停止期間を明らかにする。郵政庁は、また、停止した業務の再開の際にも、同様の措置をとる義務を負う。

2 全般的に通知することが必要であると認めら

れる場合には、郵政庁は、国際事務局に対し、業務の停止又は再開を通知する。同事務局は、必要に応じ電報又はテレックスにより処理される。

3 差出郵政庁は、業務が停止されたことにより郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかつた場合には、普通料金(第二十条)、特別料金(第二十六条)及び航空増料金(第二十一条)を

差出人に還付する権能を有する。

4 もつとも、コンピュータにより処理される関係書類のための統一識別方式を有益と認めるときは、これを採用することができる。この方式は、国際郵便業務において伝統的な手作業により郵便物、納器及び書類に番号を付している

国が利用することができる。

5 4の手作業を行つている国であつて統一識別

方式を利用することを選択する国は、郵便研究

諮問理事会が定めたその仕様に従うべきものと

する。

第八条 料金

1 各種の国際郵便業務に関する料金は、この条約及び約定により定める。

2 この条約及び約定に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、徵収してはならない。

3 特別引出権に対する自國の通貨の交換割合が

1 万国郵便連合憲章第七条に定められており、

かつ、この条約及び約定並びにこれらの施行規則において用いる貨幣単位は、特別引出権(SDR)とする。

4 加盟国は、計算書の作成及び勘定の決済のため、合意により、1に規定する貨幣単位以外の貨幣単位又は加盟国の通貨の一を選択する権利を有する。

5 特別引出権に対する自國の通貨の交換割合が

国際通貨基金により計算されていない連合加盟

国及び国際通貨基金の加盟国でない連合加盟国

は、特別引出権に相当する自國の通貨の額を一

方的に宣言するよう要請される。

6 コンピュータにより処理されるバーコード・

システムを利用して郵便切手は、郵政庁のみが発行する。

7 第十条 郵便切手

1 料金納付用の郵便切手は、郵政庁のみが発行

官報 (号外)

<p>2 郵便切手の主題及び意匠は、万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従わなければならぬ。</p> <p>第十一條 用紙</p> <p>1 用紙に用いる字句並びに用紙の色及び大きさは、この条約及び約定の施行規則に定めるものでなければならない。</p> <p>2 郵政庁が相互間で使用する用紙は、関係郵政庁が直接の取決めによって別段の決定をしない限り、フランス語を用いて、行間対訳を付して又は付することなく作成する。</p> <p>3 郵政庁が使用する用紙及びその写しは、記載事項を完全に読み取れるよう記入する。一枚目の用紙は、関係郵政庁又は最も関係がある者に送付する。</p> <p>4 公衆用の用紙であつてフランス語を用いて印刷していないものには、フランス語による行間対訳を付する。</p>	<p>1 用紙に用いる字句並びに用紙の色及び大きさは、この条約及び約定の施行規則に定めるものでなければならない。</p> <p>第十三條 勘定の決済</p> <p>郵便票に変造の形跡がある場合</p> <p>郵便業務から生ずる国際的な勘定の郵政庁間の決済は、これに関する取決めがある場合には、一般的な取引とみなし、関係加盟国の通常の国際的な義務に従つて行うことができる。このような取決行規則の定めるところにより行う。</p>
---	--

<p>第十二條 郵便本人票</p> <p>1 郵政庁は、郵便本人票を認めない旨を通告しなかつた加盟国において郵便業務上の証拠書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。</p> <p>2 郵便本人票を交付する郵政庁は、その交付につき、一・六三 SDR を超えない料金を徴収することができる。</p> <p>3 郵政庁は、郵便物の交付又は金銭業務の証書類についての払渡しが正規の郵便本人票の提示の下に行われたことを立証した場合には、責任を免れる。郵政庁は、正規の郵便本人票の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずる結果についても、責任を負わない。</p> <p>4 郵便本人票は、発行の日から起算して十年間有効とする。ただし、次の場合には、無効となる。</p> <p>(a) 本人の容ぼうが写真又は特徴書きに相応しないほど変わった場合</p>	<p>(b) 郵便本人票が本人に関する一定の記入事項を点検することができないほど損傷している場合</p> <p>第十四條 処罰に関する約束</p> <p>加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置をとること又は当該措置を自国の立法機関に提議することを約束する。</p> <p>(a) 郵便切手(通用が廃止されたものを含む)、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。</p> <p>(b) 次のものの使用又は流布を処罰すること。</p> <p>一 偽造した郵便切手(通用が廃止されたものを含む)、既に使用した郵便切手及び料金計器又は印刷機による印影であつて偽造し又は既に使用したもの</p> <p>二 偽造した国際返信切手券</p> <p>三 偽造した郵便本人票</p> <p>(c) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。</p> <p>(d) 加盟国が発行する切手類と混同しやすいうような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造しかつ流布する詐欺行為を禁止しがつ抑止すること。</p> <p>(e) 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れるこれを防止し、かつ、必要があるときは、処罰すること。ただし、この条約及び約定がこれららの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。</p>
---	--

<p>第二章 郵便料金の免除</p> <p>第十五條 郵便料金の免除</p> <p>郵便料金の免除は、この条約及び約定に明文の定めのある場合に限つて行う。</p> <p>第十六條 郵便業務の事務用通常郵便物についての郵便料金の免除</p> <p>郵便業務の事務用通常郵便物については、次のことを条件として、第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、郵便料金を免除する。</p> <p>(a) 郵政庁又は郵便局が差し出すものであること。</p> <p>(b) 万国郵便連合の機関と限定連合の機関との間若しくは限定連合の機関の間で交換し又はこれららの機関が郵政庁若しくは郵便局にあてて差し出すものであること。</p> <p>第十七條 捕虜及び抑留された文民に関する郵便料金の免除</p> <p>捕虜及び抑留された文民に関する郵便物についての郵便料金の免除</p>	<p>第十八條 点字郵便物についての郵便料金の免除</p> <p>点字郵便物については、第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、普通料金、第二十六条の表に掲げる特別料金及び代金引換料を免除する。</p> <p>第十九條 通常郵便物</p> <p>通常郵便物とは、次のものをいう。</p> <p>(a) 書状及び郵便葉書(これらを「L.C.」といふ。)</p> <p>(b) 印刷物、点字郵便葉書及び小形包装物(これらを「A.O.」といふ。)</p>
--	--

<p>第二部 通常郵便に関する規定</p> <p>第一章 総則</p> <p>1 通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、捕虜が直接又は捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十二条に規定する情報局若しくは同条約第二百二十三条に規定する中央捕虜情報局を通じて發受するものについては、第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、郵便料金を免除する。中立国内に收容されている交戦者は、この1の規定の適用上、捕虜とみなす。</p> <p>2 1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、直接又は戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百三十六条に規定する情報局若しくは同条約第二百四十四条に規定する中央捕虜情報局を通じて、同条約に規定する抑留された文民にあてて他国から發出されるもの又はこれらの者が差し出るものについても適用する。</p>	<p>物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、これらの情報局又は中央情報局が1及び2に定める条件により直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享有する。</p> <p>4 1から3までの規定により郵便料金を免除される小包郵便物の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割するために収容所又はその代表者にあてた小包郵便物の重量の最大限度は、十キログラムとする。</p> <p>第十八條 点字郵便物についての郵便料金の免除</p> <p>点字郵便物については、第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、普通料金、第二十六条の表に掲げる特別料金及び代金引換料を免除する。</p> <p>第二部 通常郵便に関する規定</p> <p>第一章 総則</p> <p>1 通常郵便物とは、次のものをいう。</p> <p>(a) 書状及び郵便葉書(これらを「L.C.」といふ。)</p> <p>(b) 印刷物、点字郵便葉書及び小形包装物(これらを「A.O.」といふ。)</p>
--	---

官 報 (号 外)

(b) 非優先郵便物 差出人の選択により優先郵便物に比較し低い料金が適用されかつその配達に長い時間を要する郵便物

(b) 平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号(二)

郵便物	書状	重量段階	基本料金 (単位 SDR)	重量	大ささ
ラムまで 一、ラムまで ○を○超○ ラムまで グえグ	で○を五 ○超○ グえ○ ラムまで	二超○ 五まで ○を五 ○超○ ラムまで	二○グラムまで 一○グラムまで 二○グラムまで 一○グラムまで	二○グラムまで ○・八八 ○・三七	一 一・七六
九・五六	五・八八	三・三八	二キログラム	ム	四
最小限度	長さと幅と厚さとを合計して九 二倍とを合計して一、〇四〇ミリ メートルとし、長さが九〇〇ミリ メートルを超えないものとする。 (許容差は、それぞれ二ミリメー トルとする。)	最大限度 卷物については、長さと直径の 二倍とを合計して一、〇四〇ミリ メートルとし、長さが九〇〇ミリ メートルを超えないものとする。 (許容差は、それぞれ二ミリメー トルとする。)	〇〇ミリメートルとし、一边の長 さが六〇〇ミリメートルを超えない ものとする(許容差は、それぞ れ二ミリメートルとする。)	一 一・七六	五
卷物については、長さと直径の 二倍とを合計して一、〇四〇ミリ メートルとし、長さが九〇〇ミリ メートルを超えないものとする。 (許容差は、それぞれ二ミリメー トルとする。)	長さ一四〇ミリメートル、幅九 〇ミリメートル(許容差は、それ ぞれ二ミリメートルとする。)を下 回らない大きさの一面を有するも のでなければならぬ。	長さ一四〇ミリメートル、幅九 〇ミリメートル(許容差は、それ ぞれ二ミリメートルとする。)を下 回らない大きさの一面を有するも のでなければならない。	一 一・七六	六	

を航空通常郵便物として取り扱う。郵政庁は、差出人に対して平面路のLC郵便物よりも取扱速度の早い業務を提供していない場合には、国間に定める規則に基づき、平面路のLC郵便物についても同様に取り扱うことができる。また、非優先郵便物と平面路のAO郵便物又は航空通常郵便物よりも低い優先度で航空路によって運送される平面路のAO郵便物(SAL)との間で、これらの取扱いについていかなる差異

第二十条 普通料金並びに重量及び大きさの制限並びに一般的条件
1 連合の全境域における通常郵便物の運送に係る料金は、そのガイドラインとして次の表の1から3までの欄に掲げるところにより定める。重量及び大きさの制限は、次の表の4及び5の欄に掲げるところにより定める。料金は、第ニ十七条の規定が適用される場合を除くほか、配達業務が名めて国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。

で航空路によって運送される平面路通常郵便物(SAL)について、航空増料金を徴収する権能を有する。当該航空増料金は、航空通常郵便物につき当該郵政庁が徴収する航空増料金よりも低いものとする。

3 郵政庁は、その選択により、航空通常郵便物及びSAL通常郵便物について適用する料金として、次の費用を考慮を入れて併合料金を定めることができる。

(a) 自己の郵便業務の費用

(b) 航空運送について支払う費用

4 郵政庁は、前条1に定める制限の範囲内で、優先郵便物につき非優先郵便物について適用する料金とは異なる料金を徴収することができます。この場合には、航空運送のための費用は、考慮することができる。

5 前条8から10までの規定に基づく料金の引下げは、航空路によって運送される郵便物にも適用する。ただし、航空運送のための費用に充てられる料金の部分については、いかなる引下げも認められない。

第二十二条 定形郵便物

1 第二十一条の規定に適合する郵便物のうち長さが幅の二倍方根(近似値一・四)を乗じたものの下回らない長方形の郵便物であつて形態により次の条件を満たすものは、定形郵便物とする。

(a) 封筒に入れた郵便物

一 普通の封筒に入れた郵便物
大きさの最小限度 長さ一四〇ミリ
メートル、幅九〇ミリ
ミリメートル(許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。)

大きさの最大限度 長さ二三五ミリ
メートル、幅一二〇ミリ
(許容差は、それぞ

れ一ミリメートルとする。)

重量の最大限度 二〇グラム
厚さの最大限度 五ミリメートル

なお、あて名は、封筒の封じ日のない面上の四辺がそれぞれ次の位置にある長方形の部分内に記載されなければならない。

封筒の上辺から四〇ミリメートル
(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
右辺から一四〇ミリメートル

封筒の上辺から四〇ミリメートル
(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
右辺から一五ミリメートル

封筒の上辺から四〇ミリメートル
(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
右辺から一五ミリメートル

封筒の上辺から四〇ミリメートル
(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
右辺から一五ミリメートル

封筒の上辺から四〇ミリメートル
(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
左辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
窓の縁に色付きの帶又は枠がないこと。

せることができる。透かし窓のある封筒を使用するときは、業務上の記載は、また、受取人の住所氏名の直上部に位置させることができる。

封筒が、紙と全く異なる物理的特性を有する材料(窓のある封筒の窓を作るために使用する材料を除く。)で作られた封筒

露出したまま(封筒に入れないで)差し出されせるせん孔したカード

折り合わせたカード

止め金、金属製のはと目又はかぎホックによつて閉じた封筒

書状については、その封筒の封じ目全

体を閉じること。

(b) カードの形態の郵便物
長さ二三五ミリメートル、幅一二〇ミリ

メートルまでのカードの形態の郵便物は、支障なく取り扱うことができるよう十分な耐力を有する堅固な厚紙で作られていることを条件として、定形郵便物として引き受けることができる。

(c) (a)及び(b)の郵便物
あて名が長辺に沿つて記載されていること、名あて面の上辺から四〇ミリメートルと、(許容差は、マイナス二ミリメートルとする。)右辺から七四ミリメートルの長方形箇に入れた郵便物は、また、この条約の施行規則第百一十四条に定める一般的引受条件のほかに、次の条件を満たさなければならぬ。

受取人の住所氏名の見える透かし窓が封筒の四辺から少なくとも次の距離にあること。

封筒の上辺から四〇ミリメートル
(許容差は、二ミリメートルとする。)

右辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
左辺から一五ミリメートル
下辺から一五ミリメートル
窓の縁に色付きの帶又は枠がないこと。

3 次の郵便物は、定形郵便物としない。
折り合わせたカード
止め金、金属製のはと目又はかぎホックによつて閉じた封筒
露出したまま(封筒に入れないで)差し出されせるせん孔したカード
封筒が、紙と全く異なる物理的特性を有する材料(窓のある封筒の窓を作るために使用する材料を除く。)で作られた封筒
突起した物品を包有する郵便物
封筒に入れないで)差し出された折り合わせた書類である、いずれかの辺が閉じてないもの又は機械処理のための十分な耐力を有しないもの

封筒に入れないで)差し出された書類である、いずれかの辺が閉じてないもの又は機械処理のための十分な耐力を有しないもの

封筒が、紙と全く異なる物理的特性を有する材料(窓のある封筒の窓を作るために使用する材料を除く。)で作られた封筒
突起した物品を包有する郵便物

封筒に入れないで)差し出された書類である、いずれかの辺が閉じてないもの又は機械処理のための十分な耐力を有しないもの

封筒が、紙と全く異なる物理的特性を有する材料(窓のある封筒の窓を作るために使用する材料を除く。)で作られた封筒
突起した物品を包有する郵便物

官報(号外)

物は、引き受けない。誤って引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送する。もともと、名前で郵政庁は、受取人に当該郵便物を配達することができる。この場合において、名前で郵政庁は、必要があるときは、当該郵便物につき、その封かん方法、内容品、重量又は大きさに従つて属する通常郵便物の種類について定める料金を適用する。また、当該郵便物が第二十一条に定める重量の最大限度を超える場合には、名前で郵政庁は、当該郵便物の実際の重量に従つて、その超過重量と等しい重量を有する当該郵便物と同一の種類の国際郵便物に適用する料金の額を補充料金として適用の上、料金を課すことができる。

1の規定は、第四十一条2又は3の規定に抵触する郵便物について準用する。

3 第四十一条の規定により禁止されている物品(同条2又は3に規定する物品を除く。)を包有する郵便物であつて誤って引き受けられたものは、同条の規定に従つて取り扱う。

第二十五条 外国における通常郵便物の差出し

1 いづれの加盟国も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物を引き受け、送達し又は受取人に配達する義務を負わない。関係郵政庁は、当該通常郵便物を、差出元に返送し又は料金を還付する」となく差出人に還付する権利を有する。

第二十六条 特別料金

1 この条約に規定する料金であつて第二十一条の普通料金のほかに徵収するものは、「特別料金」という。その金額は、次の表に従つて定められる。

2 1の規定は、差出人が居住国ににおいて準備した後に国境を越えて搬出した郵便物又は外国において作成された郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 関係郵政庁は、1及び2に規定する郵便物を差出元に返送し、又はこれに対して内国料金を課する権利を有する。差出人が内国料金の支払を拒否した場合には、当該関係郵政庁は、自国の法令に従つて当該郵便物を処分することができる。

料金の名称	金額	備考
(a) 締切時刻後の差出しの料金(次条1)	内国制度における料金と同額	
(b) 窓口通常取扱時間外の差出しの料金(次条2)	内国制度における料金と同額	
(c) 差出人の住所からの取集料金(次条3)	内国制度における料金と同額	
(d) 窓口通常取扱時間外の交付の料金(次条4)	内国制度における料金と同額	

(e) 留め置き料(次条5)	内国制度における料金と同額
(f) 重量五〇〇グラムを超える小形包装物の受取人への配達の料金(次条6)	最高限〇・一〇 SDR
(g) 保管料(第二十八条)	重量五〇〇グラムを超える通常郵便物(点字郵便物を除く。)について国内法令により定める料金率による額
(h) 普通郵便物の料金未納又は料金不足の場合の料金(第三十二条1及び2)	通常郵便物(点字郵便物を除く。)について国内法令により定める料金率による額
(i) 速達料(第三十五条2、5及び8)	配達国が採用している第一重量段階の普通書状の料金に、差出元が採用している当該段階の書状の料金を分子とする分数を乗じて算出した額に最高限〇・三 SDRの取扱料金又は国内法令により定める料金を加えた額

(j) 取戻請求料、あて名変更請求料又はあて名訂正請求料(第三十八条2)	郵政庁は、第二十条10の規定に該当する郵便物を包有する各郵袋については、個別料金に代え、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。
(k) 転送請求料(第三十九条)	速達による配達が特別の負担を与える場合には、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従つて補充料金を徴収することができる。
7	受取人が速達による配達を請求する場合には、内国制度における料金を徴収することができる。

官報(号外)

(1) 転送料又は返送料 (第三十九条8及び第四十条11)	内国制度における料金と同額
(2) 通関料(第四十三条)	最高限二・六一 SDR
(n) 課金別納郵便物の配達について徴収する料金 (第四十五条3から5まで)	一 差出郵政庁が徴収する料金として最高限〇・九八 SDR 二 差出しの後に行われた請求につき差出郵政庁が徴収する追加料金として最高限〇・九八 SDR 三 名あて郵政庁のために徴収する手数料として最高限〇・九八 SDR 最高限〇・六五 SDR
(o) 調査請求料 (第四十七条)	一 郵政庁は、第二十条10の規定に該当する郵便物を包有する各郵袋について、個別料金に代えて、最高限三・二七 SDRの一括料金を徴収する。
(p) 書留料 (第五十条1(b)及び2並びに第五十四条1(b)及び2)	一 郵政庁は、第二十条10の規定に該当する郵便物を包有する各郵袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。 二 郵政庁は、個別料金又は一括料金のほかに、書留郵便物及び保険付着状のため、ついた特別の安全措置により定める特別の料金を差し出しの端は受取人から徴収することができる。 三 郵政庁は、差出人の住所から取り集める郵便物については、自国の法令の定め、差出人から追加料金を徴収することができる。 四 郵政庁は、窓口通常取扱時間外に窓口に差し出される郵便物については、自国の法令の定め、差出人から追加料金を徴収することができる。
(q) 保険料(第五十四条1(c))	一 郵政庁は、重量五百グラムを超える小形包装物については、前条1の表(1)の特別料金を徴収することができる。 二 郵政庁は、名あて郵政庁は、重量五百グラムを超える通常郵便物であつて受取人が無料で引き取ることでできる期間内に引き取らなかつたものについては、自国の法令の定めるところにより、保管料を徴収することができる。保管料は、点字郵便物については、徴収しない。 三 郵政庁は、第一十九条に規定する郵便物(第十六条から第十八条までの規定に該当する郵便物を除く。)については、原則として、差出人が料金を完全に前納する。
2 差出郵政庁は、料金未納又は料金不足の通常郵便物を、差出人が料金を完全に納付するよう	一 不可抗力危険負担料 (第五十条3) 二 受取通知料 (第五十五条1) 三 受取人本人への手交の料金(第五十六条1)
3 郵便物を、差出人が料金を完全に納付するよう	一 不可抗力危険負担料 (第五十条3) 二 受取通知料 (第五十五条1) 三 受取人本人への手交の料金(第五十六条1)

官報(号外)

に、差出人に還付する権能を有する。

3 差出郵政庁は、また、差出人に代わり、料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後、未納又は不足の金額を差出人から徴収することができる。

4 差出郵政庁が2及び3の権能を行使しない場合又は差出人に料金を完全に納付させることができない場合のいずれの場合においても、料金未納又は料金不足の書状及び郵便葉書は、名めて国に送達する。書状及び郵便葉書以外の郵便物であつて料金未納又は料金不足のもの、送達することができる。

5 航空増料金のある航空通常郵便物、航空増料金のあるSAL通常郵便物又は優先郵便物であつて差出人による料金未納又は料金不足の補正が不可能であるものは、納付された料金の額が航空増料金の額、航空通常郵便物若しくはSAL通常郵便物の料金と平面路通常郵便物の料金との差額又は優先郵便物の料金と非優先郵便物の料金との差額以上であるときは、それぞれ、航空路によつて、SALとして又は優先郵便物として送達する。差出郵政庁は、納付された料金の額が航空増料金の額の七十五パーセント又は併合料金の五十パーセントに相当する額以上であるときも、航空路によつて又は優先郵便物として送達する権能を有する。納付された料金の額が航空増料金の額の七十五パーセント又は併合料金の額の五десятパーセント未満であるときは、平面路通常郵便物又は非優先郵便物について通常利用される運送方法によつて送達する。

6 最初の運送につき正規に料金が納付され、かつ、料金の補充が転送前に行われた郵便物は、正當に料金が納付されたものとみなす。

第三十条 料金納付の方法

- (a) 差出国において効力を有する郵便切手で

あつて郵便物に印刷され又ははり付けられたもの

(b) 郵政庁が設置する自動発売機により販売する郵便料金納付の印影

(c) 公に採用されかつ郵政庁の直接の監督の下に使用される料金計器による印影

(d) 印刷機その他の押印機器による印影 (差出郵政庁の規則がこのような押印制度を認める場合に限る。)

(e) 料金の全額が納付されていることを示す表示、例えば「Taxe perçue」の表示。当該表示は、名あて面の右上の部分に行うものとし、差出局又は、料金未納若しくは料金不足の郵便物の場合は、料金未納の郵便物の料金を完全に納付した郵便局の日付印の印影をもつて正當なものと証明されなければならない。

2 同一名あて地の同一受取人にてた印刷物であつて特別の郵袋に納められたものの料金の納付は、1(a)から(e)までのいずれかによるものとし、その総額を郵袋の名あて票札上に表示して行う。

第三十一条 船舶内における通常郵便物

の料金の納付

1 航海の始点若しくは終点又は寄港地に停泊中の船舶内で差し出される通常郵便物について

は、停泊国の郵便切手で当該停泊国の料金率にて

従つて料金を納付する。

2 公海上の船舶内で差し出される通常郵便物について

は、関係郵政庁の間の特別の合意がない限り、当該船舶の所属している国又は当該船舶を維持している國の郵便切手でこれらの國の料金率にて料金を納付することができる。こ

のようにして料金が納付された郵便物は、船舶の寄港地への到着の後である限り速やかに当該寄港地の郵便局に引き渡さなければならぬ。

第三十二条 料金未納又は料金不足の場合の料金

1 差出郵政庁は、料金未納又は料金不足の場合において、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

2 1の規定による差出人に代わる料金の納付がされなかつた場合には、料金未納又は料金不足の郵便物につき、受取人から、又はこれらの郵便物が返送されたときは差出人から、第二十六条の表の特別料金を徴収する。

3 書留郵便物及び保険付書状は、到着したときは、正當に料金が納付されたものとみなす。

第四十三条 國際郵便料金受取人払業務

1 郵政庁は、相互間で国際郵便料金受取人払業務に参加することを取り決めることができる。

2 1の業務を実施する郵政庁は、執行理事会が定める規則を尊重しなければならない。

3 もともと、郵政庁は、二国間で2の規則以外の規則を取り決めることができる。

第三十四条 國際返信切手券

1 郵政庁は、國際事務局の発行する国際返信切手券を販売する権能及び自國の法令に従つてその販売を制限する権能を有する。

2 國際返信切手券の価額は、〇・七四 SDRとする。郵政庁が設定する販売価格は、これを下回ることができない。

3 國際返信切手券は、各加盟国において、優先郵便物又は外國にあって航空路によつて発送する普通書状の最低料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えることができる。引換国の国内法令が認めない場合を除くほか、國際返信切手券は、切手付書簡類又は郵便料金納付の印影とも引き換えることができる。

4 郵政庁は、また、國際返信切手券とその引換

1 通常郵便物は、郵政庁が速達の業務を行つている国においては、差出人の請求に応じ、配達局に到着した後できる限り速やかに特別の配達人が配達する。もともと、郵政庁は、速達の業務を航空通常郵便物、優先郵便物又は、二の郵政庁の間ににおいて平面路のみが利用されている場合には、平面路LC郵便物に限定する権利を有する。保険付書状については、名あて郵政庁は、自己の規則により定める場合には、郵便物自体に代えて到着通知書を速達によって配達する権能を有する。

2 1の郵便物は、「速達郵便物」とい、これに對しては、普通料金のほかに第二十六条の表(i)の特別料金を課する。この特別料金は、完全に前納しなければならない。

3 速達郵便物は、1に規定する配達方法と異なる方法によって取り扱うことができる。ただし、この異なる方法によつて受取人に提供されれる速達業務の水準が特別の配達人によつて得られる水準と少なくとも同等である場合に限る。

4 郵政庁は、速達郵便物を税關検査に付さなければならぬ場合には、次のことを行わなければならない。

(a) 当該郵便物の到着の後できる限り速やかにこれを税關に提示すること。

(b) 自國の税關當局に対し当該郵便物の検査を速やかに行うよう要請すること。

5 速達による配達が受取人の住所の位置又は名あて局への到着の日及び時刻との關係上名あて郵政庁に対して特別の負担を与える場合には、郵便物の配達及び補充料金の徴収は、内國制度の同種の郵便物に関する規定により規律する。

6 前納しなければならない料金が完全には納付されていない速達郵便物は、差出局が速達郵便

物として取り扱つたものでない限り、普通の方法により配達するものとし、差出局が速達郵便物として取り扱つたものである場合には、これに対し第三十二条の規定に基づいて料金を課す。

7 郵政庁は、速達郵便物としての配達の試みを

一回にのみとどめることができる。この試みが目的を達しなかつた場合には、当該郵便物は、普通の郵便物として取り扱うことができる。

8 受取人は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、自己あての郵便物を到着の後直ちに速達によって配達するよう配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収することができる。

第三十六条 業務の質に関する目標

1 航空通常郵便物の差出人は、次の場合に限り、郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更し若しくは訂正することができる。

(a) 郵便物が受取人に配達されていないこと。

(b) 郵便物が第四十一条の規定に抵触すること

を理由として権限のある当局によって没収され又は棄却されていないこと。

(c) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられていないこと。

2 取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、差出人の費用負担で郵便又は電信その他

の適當な電気通信手段によって送達する。差出人は、各請求につき、第二十六条の表の特別料金を納付するものとし、請求が電気通信によつて送達される場合には、更に、その送達に

係る所要の料金を納付する。郵便物が差出國にある間は、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、差出國の法令の定めるところにより処理する。

3 郵政庁は、白国の法令が認める場合には、他の郵便物の優先的な取扱いをとること。

(a) 航空通常郵便物又は優先郵便物を包有する

閉袋の受領及び絶送が最も良の状態で行われること。

(b) (a)の閉袋の優先的な取扱いに関して運送企業との間で締結した取決めの遵守を確保すること。

4 差出人は、返信料前払を認める二の間に

おいて、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂

正の請求について名あて局のとった措置につき

請求を受理する。

5 差出人は、返信料前払を認める二の間に

おいて、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂

正の請求について名あて局のとった措置につき

請求を受理する。

6 郵政庁は、白国の法令が認める場合には、他の郵便物の優先的な取扱いをとること。

(a) 航空通常郵便物又は優先郵便物を包有する

閉袋の受領及び絶送が最も良の状態で行われること。

(b) (a)の閉袋の優先的な取扱いに関して運送企

業との間で締結した取決めの遵守を確保すること。

される場合には、電報料は、十五語分として計算する返信料前払電報の料金とする。テレックスが利用される場合には、差出人から徴収する電報料は、原則として、当該請求をテレックスによって送達するために徴収する電報料の額と同額とする。

5 同一差出人から同一受取人にて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求については、2の規定による料金は、一個のみを徴収する。

6 受取人の氏名又は身分の変更を伴わない單なるあるて名の訂正は、差出人が、名あて局に対し直接、すなわちあて名変更請求のための手続の履行及び2の特別料金の納付をすることがなる。

7 取戻請求に基づく郵便物の差出元への返送は、差出人が航空増料金を納付することを約束する場合には、航空路によって行う。あて名の変更又は訂正の請求に基づいて郵便物が航空路によって輸送される場合には、新たな航空運送路に係る航空増料金を受取人から徴収し、配達郵政庁がこれを收取する。

8 郵政庁は、転送を行つける期間と一致するように定める権能を有する。

9 内国業務において転送請求料を徴収する郵政庁は、国際業務においてもこれと同額の料金を徴収することができる。

10 通常郵便物の一国から他国への転送については、この条約の施行規則の定めるところにより徴収する料金を除くほか、追加料金を徴収しない。もともと内国業務において転送料を徴収する郵政庁は、自己の業務内で転送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。

11 航空通常郵便物及び優先郵便物は、最も速達の線路(航空路又は平面路)によって新たな名ある地に転送する。

12 郵便物以外の通常郵便物は、受取人の明示

示的な請求がある場合において、受取人が新たな航空運送路又は新たな優先送達に係る航空増料金又は併合料金を納付することを約束するとときは、航空路によって転送することができる。

この場合には、航空増料金又は併合料金は、原

則として当該郵便物の配達の際に徴収され、配達郵政庁が收取する。当該郵便物は、第三者が新たな航空運送路又は新たな優先送達に係る航

空増料金又は併合料金を転送局に納付するときも、最も速達の線路によって転送することができる。当該郵便物の名あて国内における最も速

達の線路による転送は、名あて国の法令の定めるところにより行う。

13 併合料金を適用する郵政庁は、3に定める条件に基づく航空路による転送又は優先郵便物と

しての転送につき、併合料金の額を越えない額の特別の料金を定めることができる。

14 併合料金を適用する郵政庁は、3に定める条件に基づく航空路による転送又は優先郵便物としての転送につき、併合料金の額を越えない額の特別の料金を定めることができる。

15 通常郵便物の一括転送に使用する特別封筒C6及び郵袋は、個々の郵便物について2及び3に規定する線路によって新たな名あて地に送達する。

16 郵政庁は、転送を行つける期間と一致するように定める権能を有する。

17 内国業務において転送請求料を徴収する郵政

庁は、国際業務においてもこれと同額の料金を徴収することができる。

18 通常郵便物の記載が名あて面に表示する言語によつて転送禁止の記載が名あて面にされており又はそのあて名がこの条約の施行規則第百十三条规定に基づいて記載されているときを除くほか、内国業務において定める条件により、直ちに受取人に転送する。ただし、一国から他国への転送は、郵便物が転送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限つて行う。

19 転送される通常郵便物は、差立て若しくは到着の際に課され又は最初の運送の後に転送のため途中で課された料金の納付と引換えに、受取

人に配達するものとし、転送を行つた国が徴収

官報(号外)

を免除しない関税その他の特別の費用は、当該転送を行った国に償還する。

10 留め置き料、通関料、保管料、手数料、速達の補充料金及び小形包装物の受取人への配達の料金は、他国への転送の場合には、徵収を免除する。

第四十条 配達不能の郵便物の差出元又は差出人への返送

1 何らかの理由により受取人に配達することのできなかつた郵便物は、配達不能の郵便物として取り扱う。

2 配達不能の郵便物は、直ちに差出元に返送する。

3 受取人のために保管される郵便物又は留め置き郵便物の保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める。ただし、保管期間は、名あて郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と認める特別の場合を除くほか、原則として、一箇月を超えることができない。差出人が名あて国において通用する言語による名あて面上の記載により請求した場合には、差出元への返送は、一層短い期間内に行う。

4 内国制度の郵便物であつて配達不能のものは、当該郵便物が再発送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り、差出人に還付するため、国外に再発送する。

5 差出人の住所氏名の記載のない郵便葉書は、返送しない。ただし、書留郵便葉書は、必ず返送する。

6 配達不能の印刷物の差出元への返送は、差出人が名あて国において通用する言語による郵便物面上の記載により返送を請求した場合を除くほか、義務的ではない。もとより、郵政庁は、配達の試みが繰り返しその目的を達しない場合又は郵便物が多量である場合には、差出人に返送を行い又は差出人に対し適切な方法で配達不能である旨を通知するよう努める。書留印刷物及び書籍は、必ず返送する。

7 反送を行う国が平面路を利用していなければ、当該国は、配達不能の郵便物を自国が利用する最も適当な線路によって送達する義務を負う。

8 航空書状、航空郵便葉書及び優先郵便物を差出元に返送する場合には、最も速達の線路（航空路又は平面路）により行う。

9 航空書状及び航空郵便葉書以外の配達不能の航空通常郵便物は、次の場合を除くほか、航空増料金が徴収されない通常郵便物（平面路通常郵便物及びSALを含む。）について通常利用される運送方法によつて差出元に返送する。

(a) 当該運送方法の利用が中断されている場合

(b) 名あて郵政庁が当該郵便物の返送について航空路を利用することとしている場合

10 前条3及び4の規定は、差出人の請求に基づく通常郵便物の差出元への航空路による返送又は優先郵便物としての返送について準用する。

11 差出元に返送された配達不能の通常郵便物は、前条に定める条件と同一の条件で差出人に還付する。当該通常郵便物については、この条約の施行規則の定めるところにより徴収する料金を除くほか、追加料金を徴収しない。もつとも、内国業務において返送料を徴収する郵政庁は、自国に返送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徴収することができる。

第四十一条 禁制

1 その包装のために取扱者に危害を及ぼし又は他の郵便物若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれのある通常郵便物は、差出しを認められない。郵便物の封をするために使用する止め金は、锐利なものであつてはならず、また、郵便業務の実施を妨げるものであつてはならない。

2 封からんした封筒に入れた書留書状及び保険付書状以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持參人払有価証券、旅行小切手、加工した

3 又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有することができない。印刷物及び点字郵便物は、例外的にこの条約の施行規則に定める場合を除くほか、航空便をしてはならず、また、このような性質を有する書類を包有してはならない。

(a) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載をしてはならず、また、このような性質を有する書類を包有してはならない。

(b) 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は証券を包有してはならない。

4 性質上、1にいう危害を及ぼし、汚染又は損傷を与えるおそれのある物品

(a) 麻薬及び向精神薬

(b) 次に掲げるものを除く生きた動物。ただし、保険付書状には、次に掲げるものも入れることができる。

一 みづばち、水ひる及び蚕

二 寄生虫及び捕食虫であつて、寄虫駆除の用に供しつ公認の施設の間で交換するもの

(c) 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質。もとより、第二十三条规定する死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質は、この禁制に抵触しない。

(d) 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質。もとより、第二十三条规定する死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質は、この禁制に抵触しない。

(e) わいせつな又は不道徳な物品

(f) 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

5 郵政庁は、自国における現行の4(f)の禁制に関する情報を、この条約の施行規則の規定に従つて国際事務局に明瞭、正確かつ詳細に通報するよう、また、この情報を常に現状に合致させようできる限り留意する。

6 に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤って引き受けられたものは、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。書状

7 又は現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類であつて差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるものを包有することができない。差出元又は名あて国郵政庁は、このような書類が包有されていることを発見した場合には、当該書類を自國の法令の定めるところにより取り扱う。

8 4(b)、(d)又は(e)に掲げる物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。名あて郵政庁は、内容品のうち禁制に抵触しない部分を受取人に配達することができることを誤って引き受けられた郵便物が差出元に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出郵政庁は、当該郵便物について適用された取扱いに関し、遅滞なく通報を受ける。この通報には、当該郵便物が抵触した禁制及び差押えの原因となつた物品について正確に記載する。誤って引き受けられた郵便物で差出元に返送されるものには、同様の通報を添付する。

9 加盟国は、また、書状、郵便葉書及び点字郵便物以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについては、自國の領域内で開袋越境しの運送を行わない権利を留保する。当該郵便物は、差出郵政庁に返送する。

第四十二条 税関検査

差出元又は名あて国において税關検査に付される郵便物に対しては、税關への交付及び通關につき、又は單に税關への交付につき、第二十六条の表四の特別料金を郵便料金として課することができる。

第四十三条 通關料

差出元又は名あて国において税關検査に付される郵便物に対しては、税關への交付及び通關につき、又は單に税關への交付につき、第二十六条の表四の特別料金を郵便料金として課することが

官報 (外号)

- 第五十四条 保険付書状の料金**
- 1 保険付書状の料金は、次のものから成るものとし、前納しなければならない。
 - (a) 普通料金
 - (b) 第二十六条の表①の表②の定額の書留料
 - (c) 第二十六条の表①の表③の保険料
 - 2 特別の安全措置が必要である場合には、郵政庁は、第二十六条の表②の備考欄二に規定する特別の料金を徴収することができる。
- 第五十五条 受取通知**
- 1 書留郵便物、配達記録郵便物又は保険付書状の差出人は、差出しの際に第二十六条の表⑤の料金を納付した上で、受取通知の請求を行うことができる。受取通知は、最も速達の線路(航空路又は平面路)によって差出人に返送する。
 - 2 差出人が通常の期間内に自己に返送されなかつた受取通知の請求を行う場合には、新たに料金を徴収せず、また、調査請求について第十七条に規定する料金も徴収しない。
- 第五十六条 受取人本人への手交**
- 1 書留郵便物、配達記録郵便物及び保険付書状は、合意した郵政庁の間の関係においては、差出人の請求に応じて受取人本人に手交する。郵政庁は、受取人本人への手交の取り扱いを受取通知が添付された書留郵便物、配達記録郵便物及び保険付書状についてのみ行うことを取り決めることができる。差出人は、当該請求を行う場合には、第二十六条の表④の特別料金を納付する。
 - 2 郵政庁は、手交が可能であると考えられる場合において自己の規則が認めるときに限り、1の規定により手交する郵便物の二回目の手交の試みを行う。
- 第三章 責任**
- 第五十七条 書留郵便物についての郵政**
- 1 郵政庁は、書留郵便物に関する責任を、その亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場

- 合には、書留郵便物が開袋によつて運送されたかを問わない。
- 2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された書留郵便物の差出人に対し、当該書留郵便物のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合は、運送路を含む)において不可抗力に生ずる亡失、盗取又は損傷について責任を負う。
 - 3 差出人は、書留郵便物の亡失の場合には、郵便物一個につき二十四・五〇SDRの賠償金を請求する権利を有する。この金額は、第二十条に規定する印刷物を納めた特別の郵袋であつて書留としたものについては、郵袋一個につき百二十二・五一SDRとすることができる。
 - 4 書留郵便物の包装が盗取又は損傷の偶発的な危険から内容品を有效地に保護するため十分であつたと認められる条件として、差出人は、原則として損害の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。直接の損害及び実現されなかつた利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、3に定める額を超えることができない。
 - 5 差出人は、3及び4に規定する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者者に対し賠償金の受取を認めることがある。
 - 6 内容品が盗取され又は損傷した郵便物が配達された後は、3に定める額を請求する権利を有する。
- 第五十九条 保険付書状についての郵政**
- 1 郵政庁は、保険付書状に関しては、第六十一条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合には、保険付書状が開袋によつて運送されたかを問わない。
- 2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された保険付書状の差出人に対し、当該保険付書状のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盗取又は損傷について責任を負う。
- 3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益につ

- いては、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。保険付航空書状が平面路によることを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された書留郵便物の差出人に対し、当該書留郵便物のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合は、運送路を含む)において不可抗力に生ずる亡失、盗取又は損傷について責任を負う。
- 第五十八条 配達記録郵便物についての郵政**
- 1 郵政庁は、配達記録郵便物に関する責任を負担する場合又は受取人が自己の権利を差出人のために放棄した場合
- 第五十九条 保険付書状の原則及び範囲**
- 1 郵政庁は、保険付書状に関しては、第六十一条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合には、保険付書状が開袋によつて運送されたかを問わない。
- 2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された保険付書状の差出人に対し、当該保険付書状のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盗取又は損傷について責任を負う。
- 3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益につ

「府」という。)に對し、第五十七条に定める賠償金の額を限度として、権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の日付の日から起算して四箇月以内に行う。

2 二以上の郵政庁が第六十三条又は第六十四条の規定により賠償金を分担する場合には、賠償金の請求に係る郵便物を正當に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することができない最初の郵政庁が、1に定める期間内に、支払われた賠償金の全額を支払郵政庁に払い込む。当該最初の郵政庁は、他の各責任郵政庁から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。

3 差出郵政庁及び名あて郵政庁は、権利者に支払を行う郵政庁が賠償金の全額を負担することを取り決めることができる。

4 貸方郵政庁に対する償還は、第十三条の支払に関する規則の定めるところにより行う。

5 責任があると認められた場合及び第六十六条の場合には、賠償金は、当然のこととして、何らかの差引計算により、直接又は責任郵政庁との差引計算書を作成する郵政庁を通じ、責任郵政庁から取り立てることができる。

6 支払郵政庁は、賠償金の支払を行った後直ちに責任郵政庁に対しその支払の日及び金額を通告する。責任郵政庁が賠償金の支払の指示を発送した日から一年以内に、支払郵政庁が、支払の日及び金額を通告せず、当該金額の責任郵政庁の借方への記入をもしなかつた場合には、当該指示は、無効とみなされ、当該指示を受領した支払郵政庁は、支払った賠償金の償還を請求する権利を失う。

7 責任のあることが正當に立証された郵政庁であつて当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付隨的な費用を負担する。

郵政庁は、権利者に支払った賠償金であつて

正当な理由があると認めたものについて定期的に清算を行うことを取り決めることができる。

第六十九条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものとさきに認められた書留郵便物若しくは保険付書状又はこれらの郵便物の一部が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人(第五十七条及び6並びに第五十九条7の規定が適用される場合には、受取人)に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付する者について照会する。差出人(又は受取人)が受取を拒絶し又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、受取人(又は差出人)に対して同様の措置をとる。

2 差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに郵便物を受け取った場合には、当該賠償金は、返付の日から起算して一年以内に、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

3 差出人及び受取人が郵便物を受け取ることを放棄した場合には、郵便物は、損害を負担した郵政庁の所有に帰する。

4 第六十六条に定める三箇月の期間の後に配達の事実が立証された場合において、支払った賠償金を何らかの理由により差出人から回収することができないときは、当該賠償金は、仲介郵政庁又は名あて郵政庁が負担する。

5 保険付書状が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人は、当該保険付書状の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付することを妨げない。

第四章 料金の帰属、縦越料及び到着料 第七十条 料金の帰属

この条約及び約定に別段の定めがある場合を除くほか、郵政庁は、徴収した料金を收取する。

第七十一条 縦越料

1 第七十五条の規定が適用される場合を除くほか、二の郵政庁の間又は同一國の二の郵便局の間で他の郵政庁の業務(第三国業務)の仲介によって交換される閉袋については、陸路縦越し及び海路縦越しの業務の実施に対する報酬として、縦越料を支払う。

2 いすれかの国が、第三条の規定により、自国の業務の関与なしに他国の運送業務に対し自国の領域を通過する場合には、この

2 前条1に規定する縦越料は、次の表に定める料率を基礎として計算する。

運	路	R _{SD} 総重量一キログラムごと単位
一 キロメートルで表示された陸路	一〇〇キロメートルまで	○・一四
	一〇〇キロメートルを超えて	○・一七
	二〇〇キロメートルを超えて	○・二〇
	三〇〇キロメートルを超えて	○・二三
	四〇〇キロメートルを超えて	○・二七
	五〇〇キロメートルを超えて	○・二九
	六〇〇キロメートルを超えて	○・三一
	七〇〇キロメートルを超えて	○・三三
	八〇〇キロメートルを超えて	○・三四
	九〇〇キロメートルを超えて	○・三五
	一〇〇〇キロメートルを超えて	○・三七
	一一〇〇キロメートルを超えて	○・三九
	一二〇〇キロメートルを超えて	○・四一
	一三〇〇キロメートルを超えて	○・四三
	一四〇〇キロメートルを超えて	○・四九
	一五〇〇キロメートルを超えて	○・五三
	一六〇〇キロメートルを超えて	○・五六
	一七〇〇キロメートルを超えて	○・五九
	一八〇〇キロメートルを超えて	○・六一
	一九〇〇キロメートルを超えて	○・六五
	二〇〇〇キロメートルを超えて	○・六九
	二一〇〇キロメートルを超えて	○・七三

3 二国間で直接行われる海路運送であつてその一方の国の船舶によるものは、特別の合意がない限り、第三国業務とみなす。

4 海路縦越しは、閉袋が郵政庁の管理の下を離れた時に始まり、名あて郵政庁が海路運送企業から当該閉袋の引渡しが可能である旨を通知された時に終わる。

官 報 (号 外)

平成二年十一月十八日
衆議院会議録(第四号) 万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

2

陸路につき¹の表による継越料の決定に当たる使用する距離は、この条約の施行規則第百一条²(c)一の総越閉袋の陸路運送に関するキロメートルによる距離表による。

第七十三条 到着料

第一七五条の規定が適用される場合を除くほか、他のいづれかの郵政庁との航空路及び平面路による交換において自己の発送した通常郵便物の量を超過する量の通常郵便物を受領した郵政庁は、差出郵政庁から、超過して受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を取り立てる権利を有する。

第二七五条に規定する補償金の額は、次に定めることによる。

(a) 二の郵政庁の間の各方向について航空路及び平面路(SALを含む。)によって交換されるLC/AO郵便物の年間総重量が百五十トン以下である場合には、その重量一千キログラムについて適用する料率は、第二十条¹⁰の規定により特別の郵袋(M郵袋)に納めて発送する印刷物を除くほか、二・九四〇SDR(單一料率)とする。

(b) 二の郵政庁の間の各方向について航空路及び平面路(SALを含む。)によって交換されるLC/AO郵便物の年間総重量が百五十トン以上である場合には、その重量一千キログラムについて適用する料率は、第二十条¹⁰の規定により特別の郵袋(M郵袋)に納めて発送する印刷物を除くほか、二・九四〇SDR(單一料率)とする。

(c) LC/AO郵便物の年間総重量が一方向についてのみ百五十トンを超える場合には、これを受領した郵政庁は、当該郵便物について到着料を計算するため、(a)及び(b)に定める二の補償方式のいづれかを選択する。ただし、二国間の合意がない場合には、年間総重量が

百五十トン以下の発送を行う郵政庁が送達し合にも、(b)に定める単一料率により計算する。

(d) M郵袋に納めて発送する印刷物について適用する料率は、二の郵政庁の間で交換される通常郵便物の年間総重量のいかんにかかわらず、その重量一千キログラムにつき〇・六五三SDRとする。

第三二条に基づくLC及びAOについての異なる到着料の料率により補償される郵政庁がその受領した通常郵便物の重量一千キログラムに包有される郵便物(LC又はAO)の平均通数が世界の平均通数(LC郵便物については四十八通、AO郵便物については五・六通)を超えることを確認した場合において、その平均通数が世界の平均通数を次の割合を超えて上回るときは、相当する料率を変更することができる。

LC郵便物の通数については、十五ペーセント(五十五通) A/O郵便物の通数については、二十五ペーセント(七通)

この場合において、借方郵政庁が支払う到着料の額は、それぞれの郵政庁が適当とされる料率の適用により自己の発送した通常郵便物の全体について支払うべき額の間の差額に等しいものとする。その変更は、この条約の施行規則第八八七条に定める条件に従って行う。

第四郵政庁は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

第五関係郵政庁は、二国間又は多数国間の合意により、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

第六十四条 優先郵便物、非優先郵便物 及び異種合装郵便物の到着料

第一前条²(b)及び(c)の規定に従いLC/AO郵便物につき单一料率を使用する場合には、その單

一料率は、また、優先郵便物、非優先郵便物及び異種合装郵便物について適用する。

第二前条²(b)及び(c)の規定に従いLC郵便物及びA/O郵便物につき異なる料率を使用する場合には、差出国及び名あて国は、相互の間の合意により、優先郵便物及び非優先郵便物について適用する料率を実際の郵便物の数量の構成に基づいて定めることができる。その合意がないときは、前条²(b)、2(c)及び3の規定を適用する。この場合には、優先郵便物はLC、非優先郵便物はAOとみなす。

第三第二十条¹²の規定に従って交換する異種合装郵便物の到着料は、関係国間の合意により定められる。

第四郵政庁が優先度に基づく分類を実施することを廃止することを決定する場合であって、その分類が2に定めるところによる到着料に影響を及ぼすときは、新たな分類の採用は、少なくとも三箇月前までにその旨を国際事務局長に通告することを条件として、一月一日又は七月一日にのみ行なうことができる。

第五第七十五条 総越料及び到着料の免除 第十六条^{1b}の郵便業務の事務用通常郵便物、差出元に閉袋で返送する配達不能の郵便物及び空郵袋の閉袋については、陸路又は海路の総越料及び到着料を免除する。

第六第七十六条 特殊業務及び複合運送 郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する特殊業務による運送については、適用しない。

第七第七十二条に定める総越料は、郵政庁が他の郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する方法により到着料の差引計算をすることを取り決めることができる。郵政庁は、また、統計期間について、この条約の施行規則に定める期

第七十七条 総越料の差引計算

第一平面路通常郵便物の総越料の差引計算は、差出郵政庁ごとに、総越郵政庁が年間を通じて受け取った総越通常郵便物の閉袋の重量を基礎として毎年行うものとし、当該差引計算については

第七十二条の総越料率を適用する。

第二借方郵政庁は、年次差引計算における残高が領した総越通常郵便物の閉袋の重量を基礎として毎年行うものとし、当該差引計算については

百六十三・三五SDRを超えない場合には、総越料の支払を免除される。

第三郵政庁は、実情と著しく相違すると認める年次計算の結果を仲裁委員会の評価に付することができる。仲裁は、万国郵便連合一般規則第百六十三・三五SDRを超えない場合には、総越料の支払を免除される。

第四仲裁者は、支払われなければならない総越料の金額を裁定する権利を有する。

第五第七十八条 到着料の差引計算 第七十九条 到着料の差引計算

第一到着料の差引計算は、貸方郵政庁が年間を通じて受領した平面路閉袋(SAL閉袋を含む。)及び航空閉袋の実際の重量を基礎として毎年行うものとし、当該差引計算については第七十三条の規定を適用する。

第二閉袋の差出郵政庁は、年間重量を決定することができるよう、各閉袋につきLC/AO郵便物を包有する郵袋の総重量及びM郵袋の総重量を常に記載しなければならない。

第三LC郵便物及びAO郵便物それの重量を別個に決定する必要があると認められる場合に、これからの重量は、この条約の施行規則に規定する統計の方法により統計期間において定まる割合を適用して計算する。

第四郵政庁は、相互の関係においてその他の統計の方法により到着料の差引計算をすることを取り決めることができる。郵政庁は、また、統計期間について、この条約の施行規則に定める期

間以外のものを取り決めることができる。郵政庁は、年次差引計算における残高が三百二十六・七〇SDRを超えない場合には、到着料の支払を免除される。

- 6 郵政庁は、実情と著しく相違すると認める年次計算の結果を仲裁委員会の評価に付することができる。仲裁は、万国郵便連合一般規則第百二十七条の規定に従って行われる。
- 7 仲裁者は、支払われなければならない到着料の金額を裁定する権利を有する。
- 第七十九条 繼越料の支払**
- 1 繼越料は、閉袋の差出郵政庁が負担し、3の規定が適用される場合を除くほか、通過国の郵政庁又は閉袋の陸路運送若しくは海路運送に参加する業務の属する国の郵政庁に支払う。
- 2 通過国の郵政庁が閉袋の陸路運送又は海路運送に関与しない場合において、閉袋の名前を郵政庁が継越しに係る費用を負担するときは、関係の継越料は、当該名前を郵政庁に支払う。
- 3 繼越閉袋の海路運送料は、関係の船舶港が所在する国の郵政庁の事前の同意を得た上、当該閉袋の差出郵政庁と海路運送企業又はその代理店との間で直接決済することができる。
- 第八十条 所定の線路からそれた又は誤された閉袋の継越料**
- 所定の線路からそれた又は誤された閉袋は、継越料の支払に関する場合は、正常な線路を経由したものとみなされるものとし、当該閉袋の運送に参加した郵政庁は、原則として、差出郵政庁から割当金を取り立てる権利を有せず、また、差出郵政庁は、当該閉袋が正常な線路を経由する場合に仲介業務を行う郵政庁に対し、当該閉袋に係る継越料を支払う義務を負う。ただし、当該閉袋を継送した郵政庁は、希望する場合には、差出郵政庁に対し継越料の支払を請求することができるものとし、差出郵政庁は、送達の過誤を犯した業務の属する郵政庁から償還を受けることができる。
- 第八十一条 國際連合の用に供される軍隊又は軍用機との閉袋の交換**
- 1 閉袋は、加盟国の郵便局と國際連合の用に供される軍隊の指揮官との間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって交換することができる。

- 2 閉袋の交換は、また、加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間で、及び国外にある加盟国の艦隊、航空隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によって行うことができる。
- 3 1及び2の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋があてられ若しくは閉袋を差し立てる軍隊の構成員又は閉袋があてられ若しくは閉袋を差し立てる軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限る。当該通常郵便物に適用する料金率及び送達の条件は、軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属している国に於ける軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が自らの規則に従って定める。
- 4 軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属している国又は軍艦若しくは軍用機の指揮官に対する料金率及び送達の条件は、軍隊を提供した国又は軍艦若しくは軍用機の所属している郵政庁に対し、第七十二条の規定に従つて計算される閉袋の継越料、第七十三条の規定に従つて計算される到着料及び第八十五条の規定に従つて計算される航空運送料を支払う。

- 第三部 通常郵便物の航空運送**
- 第一編 航空通常郵便物**
- 第一章 総則**
- 第八十二条 航空閉袋**
- 「航空閉袋」という。航空閉袋は、航空通常郵便物及び優先郵便物を包有することができる。航空通常郵便物の航空運送に関する規定は、優先郵便物について準用する。
- 第八十三条 繼越航空通常郵便物及び航空閉袋の送達**
- 1 閉袋は、加盟国の郵便局と國際連合の用に供される軍隊の指揮官との間で、及び國際連合の用に供される軍隊又は軍艦若しくは軍用機との閉袋の交換
- 2 開袋に付いては、これを他の郵政庁に引き渡す郵政庁が負担する。
- (b) 開袋継越航空通常郵便物（誤送されたものも含む）については、これを他の郵政庁に引かれて、開袋に付いては、これを他の郵政庁に引き渡す郵政庁が負担する。
- 3 運送料は、同一の運送路に於ける場合は、開袋継越航空通常郵便物についても適用する。

- 4 名前を郵政庁は、自国内で国際郵便物の航空運送を行なう場合には、これに利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることによる送達する航空通常郵便物を送達する。
- 5 第七十二条の規定は、関係郵政庁の間に特別の取扱いがある場合を除くほか、航空通常郵便物につき利用される陸路又は海路の運送についても適用する。ただし、次の運送については、航空通常郵便物を条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。当該費用は、その免除について取扱いがある場合を除くほか、外國から到着するすべての航空閉袋及び優先閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によって送達されるか送達されないかを問う。
- 6 郵政庁は、自国内で差し出される航空通常郵便物の運送に利用される航空運送機関により、他の郵政庁から到着する航空通常郵便物を送達する。平面路による送達が何らかの理由により航空線路の利用による送達に比べて有利である場合にも、同様とする。
- 7 航空閉袋は、差出国の郵政庁の請求する航空便によつて送達する。ただし、継越国の郵政庁が当該航空便を自己の閉袋の運送に利用している場合に限る。継越国の郵政庁がその請求に応ずることができない場合又は積換えの時間が十分でない場合には、その旨を差出国の郵政庁に通知する。
- 8 差出国の郵政庁が希望する場合には、当該郵政庁の開袋は、継越空港において、二の異なる航空運送企業の間で直接積み換えられる。ただし、関係航空運送企業が積み換えを行うことに同意し、かつ、継越国の郵政庁があらかじめ当該積み換えについて通報されることを条件とする。
- 第二章 航空運送料**
- 第八十四条 一般原則**
- 1 全航空運送路に係る運送料は、
- (a) 閉袋については、差出国の郵政庁が負担する。
- (b) 開袋継越航空通常郵便物（誤送されたものも含む）については、これを他の郵政庁に引き渡す郵政庁が負担する。
- 2 1の規定は、継越料を免除される航空閉袋及び開袋継越航空通常郵便物についても適用する。
- 3 運送料は、同一の運送路に於ける場合は、開袋の到着空港のいかんを問わず、名前を国内における航空運送について支払う費用を含む

し、名あて国内における通常郵便物の運送ための実際の支払料金率(1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない。)及び内国線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する。

当該加重平均距離は、名あて国に到着するすべての航空閉袋(名あて国内で航空路によって輸送されない通常郵便物を含む。)の総重量に従つて国際事務局が計算する。

4 繰越航空閉袋の同一国の二の空港の間にかかる航空運送について支払う費用も、单一料金として定めることができる。当該单一料金は、継越国内における通常郵便物の航空運送のための実際の支払料金率(1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない。)及び継越国内の内国航空線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する。当該加重平均距離は、継越国によつて継ぎ越されるすべての航空閉袋の総重量に従つて決定する。

5 3及び4の費用のそれぞれの合計額は、運送について実際に支払う費用の額を超えてはならない。

6 2から4までの費用の計算に用いるため実際の基本料金率に距離を乗じて算出する国際航空運送料金及び国内航空運送料金について、小数第二位を四捨五入する。

第八十六条 開袋継越航空通常郵便物の航空運送料の計算及び差引
計算

1 開袋継越航空通常郵便物の航空運送料は、原則として、前条2に定めるところに準じて計算される。この場合において、使用する重量は、当該郵便物の純重量とする。この航空運送料は、名あて国の集団(十を超えないものとする。)とに定める平均料金率を基礎として定めるものとし、各平均料金率は、当該集団内の各名あて国において取り扱う郵便物の重量に従つて定め

る。当該航空運送料の合計額は、航空運送について支払う費用の額を超えてはならない。当該航空運送料には、その五パーセントに相当する額を加算する。

2 開袋継越航空通常郵便物の航空運送料の差引計算は、原則として、この条約の施行規則第二百四十二条の規定に従つて毎年作成する統計資料に基づいて行う。

3 差引計算は、誤送された通常郵便物、船舶内で差し出された通常郵便物及び送付回数が不規則であり又は数量の変動が激しい通常郵便物については、実際の重量を基礎として行う。もつとも、この差引計算は、仲介郵政庁が当該郵便物の運送について報酬を受けることを請求しない限り、行わない。

第八十七条 名あて国の国内航空運送料

金率及び開袋継越航空通常郵便物の航空運送料の変更

(b) 第八十五条3及び前条の規定による航空運送料金率の変更は、次の要件に適合して行われなければならない。

(a) 一月一日に効力を生ずること。

第八十五条3及び前条の規定による航空運送料金率の変更は、次の要件に適合して行われなければならない。

(b) 三箇月前までに国際事務局に通告されることと。国際事務局は、(a)に定める日の二箇月前までに変更につきすべての郵政庁に通知す

る。

第八十八条 航空運送料の支払

1 航空閉袋の航空運送料は、2及び4の規定により支払う場合を除くほか、利用された航空業務の属する国郵政庁に支払う。

(a) 運送料は、航空閉袋が航空運送企業によつて引き継がれた空港の所在する国郵政庁に支払うことができる。ただし、当該空港の所在する国郵政庁と関係航空業務の属する国郵政庁との間で取決めを行ふことを条件とする。

(b) 引渡明細表AV7に記載された地点以外の地點において取卸しをした航空運送企業に支払われる運送料を取り立てた郵政庁

1 から3までの規定は、閉袋の一部が引渡明細表AV7に記載された取卸空港と異なる空港

(b) 航空運送企業に航空閉袋を引き渡す郵政庁は、運送路の一部又は全部に係る運送料につき、直接当該航空運送企業と決済することができる。

3 開袋継越航空通常郵便物の航空運送料は、当該郵便物の継送を行う郵政庁に支払う。

4 第八十三条4の規定により二の異なる航空運送企業の間で直接積み換えられる航空通常郵便物の航空運送料については、他の規定が適用される場合を除くほか、差出郵政庁は、最初の航空運送企業(二番目以降の航空運送企業への航空運送料の支払を引き受けるものに限る。)又は積換えに係る各航空運送企業と直接決済することができる。

5 郵袋票札を誤って付したことにより誤送された閉袋又は郵袋の差出郵政庁は、第八十四条1(b)の規定により、全航空運送路に係る運送料を支払う。

第九十条 亡失し又は損傷した郵便物の航空運送料は、通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

第二編 常郵便物(SAL)

第九十一条 航空路による平面路閉袋の交換

1 郵政庁は、平面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

第三編 航空路による平面路閉袋

1 郵政庁は、平面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

2 一の郵政庁が差し立てた平面路閉袋を他のいづれかの郵政庁が航空路により継送する場合には、その継送の条件は、関係郵政庁の間において、特別の合意により定める。

3 航空路によって運送される平面路閉袋は、第八十三条4に定める条件に従つて、二の異なる航空運送企業の間で直接積み換えることができる。

4 第四部 EMS業務

第九十二条 EMS業務

1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものでなければならぬ。EMS書類又は物品を取り集め、送達し及び配達する。

2 EMS業務は、できる限り、オレンジ色の翼、EMSという青色の文字及び三本の水平な

において取り卸された場合について適用する。

5 郵袋票札を誤って付したことにより誤送された閉袋又は郵袋の差出郵政庁は、第八十四条1(b)の規定により、全航空運送路に係る運送料を支払う。

第六十一条 亡失し又は損傷した郵便物の航空運送料は、通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

第二編 常郵便物(SAL)

第六十二条 航空路による平面路閉袋の交換

1 郵政庁は、平面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

第三編 航空路による平面路閉袋

1 郵政庁は、平面路通常郵便物の閉袋を、航空通常郵便物よりも低い優先度で、航空路により発送する権能を有する。ただし、当該閉袋を受領する郵政庁が自国の空港においてこれを受領することに同意する場合に限る。

2 一の郵政庁が差し立てた平面路閉袋を他のいづれかの郵政庁が航空路により継送する場合には、その継送の条件は、関係郵政庁の間において、特別の合意により定める。

3 航空路によって運送される平面路閉袋は、第八十三条4に定める条件に従つて、二の異なる航空運送企業の間で直接積み換えることができる。

4 第四部 EMS業務

第九十二条 EMS業務

1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものでなければならぬ。EMS書類又は物品を取り集め、送達し及び配達する。

2 EMS業務は、できる限り、オレンジ色の翼、EMSという青色の文字及び三本の水平な

第七条 誤って引き受けられた郵便物
 ブラジルの郵政厅は、条約第十九条及び第二十
 条の規定に適合しない郵便物を受領した場合に
 は、条約第二十四条の規定にかかわらず、当該
 郵便物を自国の法令の定めるところにより取り扱
 うことができる。

第八条 外国における通常郵便物の差出
 シ
 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
 王国の郵政厅は、自己が差し立てなかつた郵便物
 を条約第二十五条の規定により自己に返送する
 郵政厅から、関連する作業に係る費用に相当する
 金額を取り立てる権利を留保する。

第九条 千九百七十五年一月一日前に發
 行された国際返信切手券

千九百七十五年一月一日前に發行された国際返
 信切手券については、特別の合意がない限り、千
 九百七十九年一月一日以後は、郵政厅の間におけ
 る決済を行わない。

第十条 取戻し及びあて名の変更又は訂
 正

1 条約第三十八条の規定は、差出人の請求によ
 る通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めな
 いことを法令により定めているバハマ、バハ
 レーン、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブ
 ルネイ・ダルサラーム、カナダ、ドミニカ、
 フィジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び
 北部アイルランド連合王国、連合王国の海外領
 土、グレナダ、ガイアナ、イラク、アイラン
 ド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェイ
 ト、レソト、マレーシア、马拉ウイ、ミャン
 マー、ナウル、ナイジエリア、ニューアジーラ
 ンド、ウガンダ、パプア・ニューギニア、朝鮮
 民主主義人民共和国、セント・クリストファー・
 ネイヴィース、セント・ルシア、セント・ヴィ
 ンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸
 島、西サモア、セイシェル、シエラ・レオ
 ネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア

連合共和国、チエコスロヴァキア、トリニ
 ダック・トバゴ、トゥヴァル、ヴァヌアツ及び
 ザンビアについては、適用しない。

第十二条 特別料金
 1 (b)に規定する書留料に代えて、自国内の内国業務
 における対応する料金又は例外的に三・二七SD
 Rを最高限度額とする料金を適用する権能を有す
 る。

第十三条 関税を課される物品
 加盟国は、保険付書状につき、条約第五十四条
 の規定に違反して差し出さ
 2 オーストラリアは、自国内の法令に適合する場
 合に限り、条約第三十八条の規定を適用する。

第十四条 第十一条 特別料金
 1 (b)に規定する書留料に代えて、自国内の内国業務
 における対応する料金又は例外的に三・二七SD
 Rを最高限度額とする料金を適用する権能を有す
 る。

第十五条 書留郵便物についての郵政厅
 1 バングラデシュ及びエル・サルバドルの郵
 政厅は、条約第四十一条の規定に違反して、関
 稅を課される物品を包有する保険付書状を認め
 ない。

第十六条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第十七条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第十八条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第十九条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十一条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十二条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十三条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十四条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十五条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十六条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十七条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十八条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

第二十九条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、条約第六十六条の規定に
 適用され、差出郵政厅又は場合により名あつて郵政厅
 に対する郵便物がその内容品の性質のために權
 利を失つた場合は、損害賠償金の支払を負わ
 ない。

加工した又は加工していない白金、金又は銀、
 珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
 を認めない。

第十三条 関税を課される物品
 珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
 を認めない。

第十四条 第十一条 特別料金
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第十五条 書留郵便物についての郵政厅
 1 ブラジルの郵政厅は、損傷の場合の責任に関
 しては、条約第五十七条及び第六十条の規定を
 適用しないことを認められる。これらの条の規定
 は、また、前条2の規定に違反して差し出さ
 ないことを認められる。

第十六条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第十七条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第十八条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第十九条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十一条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十二条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十三条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十四条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十五条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十六条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十七条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十八条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第二十九条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第三十条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第三十一条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第三十二条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第三十三条 賠償金の支払
 1 バングラデシュ、ボリビア、ガボン、ギニ
 ア、イラク、メキシコ、ペバール及びナイジ
 リアの郵政厅は、一部の盗取又は損傷の場合の責
 任に関しては、条約第五十七条の規定を適用し
 ないことを認められる。

第十七条 シベリア横断鉄道及びナセル

湖経由の特別の継越料

- ソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道によって継越運送される通常郵便物に対し、条約第七十二条の表一の陸路継越料に加えて一千キログラムごとに〇・六五SDRの特別の継越料を課すことができる。
- エジプト・アラブ共和国及びスーザン共和国の郵政庁は、シャラール(エジプト)とワディ・ハルファ(スーザン)との間でナセル湖を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対し、条約第七十二条の表の継越料に加えて一個ごとに〇・一六SDRの特別の継越料を課すことができる。

第十八条 パナマ共和国に関する継越し

の特別条件

- パナマ共和国の郵政庁は、太平洋側のバルボア港と大西洋側のクリストバル港との間でパナマ地峡を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対する、条約第七十二条の表の継越料に加えて一個ごとに〇・九八SDRの特別の継越料を課すことができる。

第十九条 アフガニスタンに関する継越し

- アフガニスタンの郵政庁は、条約第七十二条の規定にかかるわらず、運輸及び通信の手段についての特別の困難のため、暫定的に、開袋及び開袋通常郵便物の自国を経由する継越しを関係郵政庁との間で特別に取り決める条件に従って行うことができる。

第二十条 パナマにおける特別保管料

- パナマ共和国の郵政庁は、バルボア港又はクリストバル港において倉庫に入れられ又は積み換えられるすべての閉袋に対して、陸路又は海路の継越料を受領していない限り、例外的に、郵袋一個ごとに〇・六五SDRの特別保管料を課すことができる。

第二十一条 特殊業務

特別の継越料の課される特殊業務は、シリア・

イラク自動車業務のみとする。

第二十二条 差立国の指示する線路による送達の強制

- エト社会主義共和国連邦の郵政庁は、航空閉袋の郵袋票札AV8及び引渡明細表AV7に記載する線路に関する指示に従って行われた運送の費用のみを認める。

第二十三条 航空閉袋の送達

- フランス、ギリシャ、イタリア、セネガル及びタイの郵政庁は、前条の規定に連絡して、条約第八十三条に定める条件によってのみ航空閉袋の送達を行う。

第二十四条 印刷物に認められる記載事項及び添付物

- カナダ及びアメリカ合衆国の郵政庁は、二国間の合意がない限り、条約の施行規則第二百二十九条の規定にかかるわらず、印刷物の差出人又はその代理人の名を國における住所氏名が記載されたカード、封筒又は包装紙を添付して当該印刷物を発送することを認める。

- フランス及びイラクの郵政庁は、二国間の合意がない限り、条約の施行規則第二百二十九条の規定にかかるわらず、多量に差し出される印刷物については、差出国以外の國におけるその差出人の住所に添付することを認めない。

第二十五条 印刷物に認められる添付物の送達

- ドミニカ共和国、エル・サルバドル、グアテマラ、ペルー・ニコラギニア及びヴァンズアツの郵政庁は、条約第八十四条规定にかかるわらず、自国内での国際閉袋の航空路による送達について支払う費用を徴収する権利を留保する。

- 以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その副本一通を各締約国に送付する。

第二十六条 同一受取人にある印刷物

の送達

- アメリカ合衆国及びカナダの郵政庁は、条約の施行規則第二百六十六条规定にかかるわらず、同一受取人にある印刷物の書留の特別郵袋を引き受けないこと及び他国が発するこのような特別郵袋を書留郵便物として取り扱わないことを認められないこと。

第二十七条 同一受取人にある印刷物

の特別郵袋の重量の最小限度

- オーストラリア、ブラジル、アメリカ合衆国及びフランスの郵政庁は、二国間の合意がない限り、条約第二十条及び10の規定にかかるわらず、同一受取人あてた印刷物の特別郵袋であってその重量が五キログラム未満のものを受領することを認めない。

第二十八条 航空運送料の支払

- ブラジル、ドイツ民主共和国及びチエコスロバキアの郵政庁は、条約第八十八条规定にかかるわらず、自國の航空業務に支払われる航空運送料の支払につき自己の同意を与える権利を留保する。

第二十九条 国内航空運送料

- ドミニカ共和国、エル・サルバドル、グアテマラ、ペルー・ニコラギニア及びヴァンズアツの郵政庁は、条約第八十四条规定にかかるわらず、自国内での国際閉袋の航空路による送達について支払う費用を徴収する権利を留保する。

- 以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長の権限に、連合の文書の実施基準を郵政庁に対する勧告として作成する等の権限を加えたこと。

第三十条 郵便研究諸問題理事会の権限に、パーコードを利用する場合等の技術、業務その他の実施基準を郵政庁に対する勧告として作成する等の権限を加えたこと。

第三十一条 國際事務局長の権限に、連合の文書の実施基準を郵政庁に対する勧告として作成する等の権限を加えたこと。

第三十二条 通常郵便物に、従来の種別の他に、取扱速度に従った新たな種別(優先郵便物・非優先郵便物)を導入したこと。

第三十三条 通常郵便物の料金を定めるための基本料金をガイドラインとして定めたこと。

第三十四条 受取人の住所変更があつた航空通常郵便物及び優先郵便物については、最も速達の路線によって新たな名あて地への転送を義務づけたこと。

第三十五条 郵政庁は、書留郵便物の内容品の一部盗取又は損傷についても責任を負い、また、賠償金の最高限度額を二十五ペーセント引き上げたこと。

て更新されることになつていている。

- 本件二文書は、平成元年十一月十三日よりワシントンで開催された第二十回大会議において、現行の文書を修正及び補足し、それに代わる新たな文書として作成され、同年十二月十四日に署名された。
- その主な改正点は次のとおりである。

1 万国郵便連合一般規則

- (1) 執行理事会の権限に、条約及び約定の施行規則を改正する権限、国際郵便業務の質の維持、強化及び近代化のために必要な活動を行う権限、特別活動基金の管理規則を定める権限並びに大会議から大会議までの間ににおいて通常郵便物の普通料金を改正する権限を加えたこと。

2 万国郵便連合一般規則

- (1) 郵便研究諸問題理事会の権限に、パーコードを利用する場合等の技術、業務その他の実施基準を郵政庁に対する勧告として作成する等の権限を加えたこと。
- (2) 國際事務局長の権限に、連合の文書の実施基準を郵政庁に対する勧告として作成する等の権限を加えたこと。
- (3) 國際事務局長の権限に、連合の文書の実施基準を郵政庁に対する勧告として作成する等の権限を加えたこと。
- (4) 通常郵便物に、従来の種別の他に、取扱速度に従つた新たな種別(優先郵便物・非優先郵便物)を導入したこと。
- (5) 通常郵便物の料金を定めるための基本料金をガイドラインとして定めたこと。
- (6) 受取人の住所変更があつた航空通常郵便物及び優先郵便物については、最も速達の路線によって新たな名あて地への転送を義務づけたこと。
- (7) 郵政庁は、書留郵便物の内容品の一部盗取又は損傷についても責任を負い、また、賠償金の最高限度額を二十五ペーセント引き上げたこと。

(四) 到着料については、従来、郵便物の種類

いかんにかかわらず重量一キログラム当たりの单一料率が定められていたが、二国間の郵便物の交換重量に従いL.C.(書状及び郵便葉書)・A.O.(印刷物、点字郵便物及び小形包装物)別の料率も導入されたこと。

(五) EMS業務(物理的に最も迅速な郵便物の送達業務)の定義、意匠及び料金に関する規定を設けたこと。

なお、一般規則及び条約は、平成三年一月一日に効力を生じ、次回の大會議の文書の効力発生の時まで効力を有することになっている。

よつて政府は、本一般規則及び条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号の定めに従い、この規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、連合の運営を改善し、その業務に関する事項について変更を加える本一般規則及び条約を締結することは、我が国の国際郵便業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、平成二年度特別会計予算郵政省所管郵政事業特別会計の国際分担金の目中に万国郵便連合に対する分担金として一億四千二百三十九万円計上されている。

右報告する。

平成二年十二月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
外務委員長 柿澤 弘治

右
小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件
国会に提出する。

平成二年十二月十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件
日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便小包業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の小包郵便物に関する約定を更新しようとするものである。我が国が万国郵便連合一般規則及び万国郵便連合の締結に加えてこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小包業務の円滑な運営のため必要であると考えられる。よつて、この約定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提起する理由である。

小包郵便物に関する約定

万国郵便連合加盟国(政府の全権委員である下名は、一千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかかる)が、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

序則

第一条 この約定の目的

この約定は、締約国間における小包郵便物の交換を規律する。

第二条 小包郵便物

1 一個の重量が二十キログラムを超えない「小包郵便物」と称する郵便物は、直接又は一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができる。郵政庁は、二国間の合意により、交換することができる。

個の重量が二十キログラムを超える小包郵便物

を交換することができる。

1 一個の重量が十キログラムを超える小包郵便物の交換を行うか行わないかは、任意とする。ただし、一個の重量の最大限度として二十キログラム未満の重量を定める国であっても、郵袋又は閉鎖した他の納器に納められて越されると、一個の重量が二十キログラムまでのものを認める。一個の重量が二十キログラムを超える小包郵便物については、

越境の同意を得なければならない。

2 第十七条に規定する郵便業務の事務用小包郵便物については、1及び2の規定にかかわらず、一個の重量の最大限度を三十キログラムとする。

3 この約定並びにこの約定の最終議定書及び施行規則においては、すべての小包郵便物について、「小包」という略称を用いる。

4 第三条 運送企業による業務の運営

1 この約定の締約国であつてその郵政庁が小包業務を行つてないものは、運送企業にこの約定の規定を実施させる権能を有する。これらの締約国は、運送企業によつて連絡が行われる地方から発出し又は当該地方にあつた小包についての小包業務のみを当該運送企業に行わせることができる。

2 1の郵政庁は、運送企業によるこの約定のすべての規定の完全な実施、特に交換業務の実施を確保するため、運送企業と取決めを行う。当該郵政庁は、運送企業との約定の他の締約国との関係につき、仲介者となる。

3 第二十二条の規定による小包が相互間で定める制限を超える小包

4 二 形態上又は構造上の理由により、他の小包とともに荷積みすることが容易でない小包及び特別の注意を必要とする小包

5 三 第二十二条の規定による小包。もつともこの小包を取扱い困難な小包とするか

6 (e) 「代金引換小包」とは、代金の取立てを要する小包であつて代金引換郵便物に関する約定に定めるものをいう。

7 (d) 「ぜい弱な小包」とは、壊れやすく、かつ、取り扱いに特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

8 (e) 「取扱い困難な小包」とは、次のものをいう。

9 (f) 「業務小包」とは、郵便業務の事務用小包であつて第十七条に定めるところにより交換するものをいう。

10 (g) 「捕虜・被抑留民小包」とは、条約第十七

る小包をいう。

(b) 「課金別納小包」とは、配達の際に課される料金及び課金の全額を負担する旨を差出人が申し出た小包をいう。その申出は、差出しの際に行うことができるものとし、また、差出の後においても、差出しの後の申出を受理することのできない国における場合を除くほか、受取人への配達の時まで行うことができる。

(c) 「代金引換郵便物」とは、代金の取立てを要する小包であつて代金引換郵便物に関する約定に定めるものをいう。

(d) 「ぜい弱な小包」とは、壊れやすく、かつ、取り扱いに特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

(e) 「取扱い困難な小包」とは、次のものをいう。

(f) 「業務小包」とは、郵便業務の事務用小包であつて第十七条に定めるところにより交換するものをいう。

(g) 「捕虜・被抑留民小包」とは、条約第十七

次の小包は、送達又は配達の方法に従い、それぞれ次に定義するものをいう。

(h) 「航空小包」とは、二国間において優先的に航空運送をするために引き受けられる小包をいう。

(i) 「速達小包」とは、名前で局に到着した後速やかに特別の配達人が住所に配達する小包を

官報 (号外)

び、郵政庁が住所への配達を行っていない国においては、特別の配達人が到着通知書を配達する小包又は電話、テレックスその他の適当な電気通信手段によって到着が通知される小包をいう。もつとも、受取人の住所が到着局の配達区域外にある場合には、特別の配達人による配達は、義務的ではない。

課金別納小包及び代金引換小包の交換については、差出郵政庁と名めて郵政庁との間の事前の取決めを必要とする。保険付小包、ぜい弱な小包、取扱い困難な小包、航空小包及び速達小包の交換は、国際事務局が発行する小包郵便物の通報類集に記載される情報に基づいて行うことができる。

第五条 重量級

1 前条に定義する小包については、次の重量級を適用する。

一キログラムまで	三キログラムまで
三キログラムを超えて五キログラムまで	五キログラムを超えて一〇キログラムまで
一五キログラムを超えて二〇キログラムまで	二〇キログラムを超えて三〇キログラムまで
五キログラムまで	一〇キログラムまで
一〇キログラムを超えて一五キログラムまで	一五キログラムを超えて二〇キログラムまで
一キログラムを超えて七キログラムまで	一キログラムを超えて七キログラムまで
三キログラムまで	一ポンンドまで
三キログラムを超えて一ポンンドまで	一ポンンドを超えて七ポンンドまで
五キログラムまで	一ポンンドを超えて七ポンンドまで
五キログラムを超えて一ポンンドまで	一ポンンドを超えて七ポンンドまで
一〇キログラムまで	二二ポンンドまで
一〇キログラムを超えて二二ポンンドまで	二二ポンンドを超えて三三ポンンドまで
え一五キログラムまで	え一五キログラムを超えて三三ポンンドまで

2 内国制度によりメートル法重量級を採用することのできない国は、1の重量級によるものと同様に、この規定による重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

1 キログラムまで
一キログラムを超えて一〇キログラムまで
三キログラムを超えて一五キログラムまで
一五キログラムを超えて二〇キログラムまで
一キログラムを超えて七キログラムまで
三キログラムまで
三キログラムを超えて一ポンンドまで
五キログラムまで
五キログラムを超えて一ポンンドまで
一〇キログラムまで
一〇キログラムを超えて二二ポンンドまで
え一五キログラムまで

1 郵政庁が小包の差出人又は受取人から徴収することのできる料金及び課金は、次条に規定する主要料金並びに場合により次の料金及び課金から成る。

(a) 第九条の航空増料金
(b) 第十条から第十五条までの追加料金
(c) 第三十条3及び第三十二条6の料金及び課金

2 1の料金は、この約定に別段の定めがある場合を除くほか、これを徴収した郵政庁が受け得る。

1 キログラムまで
一キログラムを超えて七キログラムまで
三キログラムまで
三キログラムを超えて一ポンンドまで
五キログラムまで
五キログラムを超えて一ポンンドまで
一〇キログラムまで
一〇キログラムを超えて二二ポンンドまで
え一五キログラムまで

1 郵政庁は、差出人から徴収する主要料金を定める。

2 主要料金は、割当料金と関係を有するものとし、主要料金の合計額は、原則として、郵政庁又は、内国業務の料金の額が一・六三SDRを超えるときは、当該内国業務の料金を配達の際までに規定する割当料金の合計額を超えてはならない。

3 受取人は、名めて郵政庁の規則が認める場合には、1の規定にかかるわらず、自己あての小包を到着の後直ちに速達によって配達するよう配達局に請求することができる。この場合には、名めて郵政庁は、最高限一・六三SDRの料金を超えるときは、当該内国業務の料金を配達の際には、不可抗力による危険を負担することを受諾する。郵政庁は、1の料金のほかに、不可抗力危険負担料を徴収することができる。不可抗力危険

負担料は、保険料との合計額が1(c)の規定による最高限度額を超えないように定める。

郵政庁は、また、保険付小包のためにとつて、特別の安全措置につき、自國の法令により定める特別の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

は、主要料金の五十パーセントに相当する額又は、内国業務の料金の額が主要料金の五十パーセントに相当する額を超える場合には、当該内国業務の料金の額を最高限度とする料金を追加料金として課るものとし、せい弱かつ取扱い困難な小包についても、同様とする。ただし、これらの小包に係る航空増料金については、引上げを認めない。

卷之三

第十四条 追加料金

郵政庁は「次の追加料金を徴収する」とができる

a) 通常取扱時間外の差出料金

(b) 差出郵政局が徴収する通関料。その徴収

は原東とりで小倉の差出しの際に行う

は、小包の発送への交付及び通期につて又

は単に税関への交付について徴収する。その

御申は 特別の企意が無い限り 受取人の
へ見ゆる事無し

包に關しては、當該通關料は、差出郵政局が

名にて郵政局のために徴収する。

(一) 送り手の住所及び取扱業者の名称とその料金

めの小包について徵収することができる。

(e) 配達料。この料金は、名あて郵政庁が小包の受取人の住所への配達を試みた回数に応じて徴収することができる。ただし、速達小包

第十五条 追加料金の金額

1 前条に規定する追加料金の額は、次の表に従つて定める。

(1) (k)
船積通知料

官報(号外)

(四) 調査請求料

最高限〇・六五 SDR

- (n) 取戻請求料、あて名変更
請求料又はあて名訂正請求
料

- (o) 不可抗力危険負担料

- (a) 保険付小包
第十二条の料金の額
○・一〇 SDR

- (b) 保険付きとしない小包
小包一個につき最高限

請求を電信その他の電気通信手段によって送達することを差出人が希望する場合には、この料金に電報料その他電気通信手段の料金を加える。

請求が電気通信手段によって送達される場合には、この料金に所要の料金を加える。

- (b) 内容品の性質及び運送の条件に適応する包装を有すること。
(c) 受取人及び差出入人の住所氏名が記載されていること。
(d) 第二条及び第二十一条に定める重量及び大きさの条件を満たしていること。
(e) 郵便切手により又はその他の差出郵政局の規則の認める方法により、差出局の要求するすべての料金が前納されていること。

第二十条 禁制

- (a) すべての種類の小包について、
一 その性質上又はその包装のために取扱者に危害を及ぼし又は他の小包若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品

- 二 麻薬及び向精神薬。ただし、これらの物品の禁制は、これらの物品が医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国において行われる発送については、適用しない。

- 三 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類並びに差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む）以外の者の間で交換される各種類の通常郵便物。ただし、次に掲げるものを除く。

- 四 関係郵政局の規則によつて認められる書類並びに差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む）以外の者の間で交換される各種類の通常郵便物。ただし、次に掲げるものを除く。

- 五 放射性物質。ただし、郵政局は、放射性物質を包有する小包を相互に又は一方的に受領することについて取決めを行うことができる。この場合には、放射性物質は、この約定の施行規則の規定に従つて包装し、かつ、最も速達の線路（通常の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路）によって送達するものとし、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。

- 六 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質

- 七 わいせつな又は不道徳な物品

- 八 名前で國において輸入又は流布が禁止されている物品

- 九 保険付小包業務を行つ二國の間で交換される小包であつて保険付きとされないものにつれては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持參人

- 一〇 払有価証券、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品。

- 一一 この(b)の規定は、保険付小包業務を行つ二の郵政局の間の小包の交換が保険付小包業務を行わない郵政局の開袋縫越しによる仲介によらなければ行うことができない場合には、適用しない。郵政局は、保険付きとされた又は保険付きとされない小包であつて、自國の領域から発送され若しくは自國の領域に到着するもの又は自國の領域を経由して開袋で縫き越されるものに金の地金を入れることを禁止

出入、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの

関係郵政局の規則が認める場合には、更に、現実的かつ対人的な通信の性質を有する各種類の通常郵便物及び書類であつて、小包の差出入、受取人及びこれら者の同居人の間で交換されるもの

あつて、小包の差出入、受取人及びこれら者の同居人の間で交換されるもの

- 1 次の者の間で交換される郵便業務の事務用小包

- 2 内国制度において1に定める額を超える追加料金を徴収している郵政局は、当該追加料金の全額を取得する限り、国際業務において内国制度における料金を適用することができる。

- 2 郵政庁は、次の小包につき、課金（関税を含む。）の徴収が免除されるよう自国の権限のある当局と交渉することを約束する。

- (a) 差出人に返送する小包
(b) 第三国に転送する小包
(c) 自己の業務において亡失し、又は内容品の全面的損傷を理由として棄却した小包
(d) 自己の業務において内容品が盗取され又は損傷した小包。この場合には、課金の徴収の免除は、内容品の不足分又は減価分についてのみ請求する。

第二章 郵便料金の免除

- 1 次の者の間で交換される郵便業務の事務用小包

- 2 小包は、発送を認められるためには、内容品が次条の禁制及び運送に参加する郵政局の属する国（の）の領域において適用される禁制又は制限に抵触するものであつてはならず、また、次の条件を満たすものでなければならぬ。

- (a) 第四条に規定する小包の種類のいずれかに属すること。

第一編 業務の実施

第一章 引受けの一般条件

第二節 引受けの一般条件

第三節 引受けの一般条件

- 2 小包は、発送を認められるためには、内容品が次条の禁制及び運送に参加する郵政局の属する国（の）の領域において適用される禁制又は制限に抵触するものであつてはならず、また、次の条件を満たすものでなければならない。

- (a) 第四条に規定する小包の種類のいずれかに属すること。

第三章 業務小包

- 1 次の者の間で交換される郵便業務の事務用小包

- 2 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 3 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 4 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 5 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 6 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 7 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 8 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 9 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 10 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 11 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 12 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 13 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 14 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 15 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 16 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 17 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 18 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 19 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 20 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 21 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 22 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 23 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 24 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 25 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 26 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 27 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 28 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 29 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 30 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 31 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 32 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 33 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 34 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 35 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 36 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 37 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 38 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 39 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 40 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 41 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 42 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 43 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 44 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 45 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 46 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 47 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 48 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 49 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 50 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 51 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 52 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 53 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 54 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 55 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 56 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 57 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 58 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 59 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 60 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 61 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 62 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 63 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 64 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 65 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 66 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 67 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 68 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 69 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 70 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 71 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 72 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 73 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 74 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 75 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 76 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 77 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 78 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 79 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 80 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 81 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 82 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 83 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 84 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 85 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 86 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 87 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 88 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 89 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 90 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 91 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 92 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 93 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 94 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 95 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 96 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 97 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 98 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 99 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 100 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 101 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 102 小包は、発送を認められるためには、内容品が

- 103 小包は、発送を認められるためには、内容品が

し、及び当該小包の内容品を一定の実価以下のものに限定する権能を有する。

第二十一条 大きさの制限

1 平面路又は航空路によつて運送される小包は、第四条2(e)の規定により取扱い困難な小包とされるものを除くほか、長さについては一・五メートル、長さと長さの方向以外の方向に計つた最大の横幅との合計については三メートルを超えるものであつてはならない。

2 すべての小包につき又は単に航空小包につき1に定める大きさを認めることのできない郵政庁は、これに代えて、長さについては一・〇五メートル、長さと長さの方向以外の方向に計つた最大の横幅との合計については二メートルの大きさの制限を採用することができる。

3 小包の大きさは、送達方法のいかんを問はず、条約第二十条1の表に定める書状の大きさの最小限度に達していなければならぬ。

4 1に定める大きさを認める郵政庁は、大きさが2に定める大きさを超える小包であつて重量が十キログラムを下回るものにつき、第十三条の追加料金と同額の追加料金を徴収する権能を有する。

第二十二条 誤って受けられた小包の取扱い

1 第二十条(a)に掲げる物品を包有する小包は、誤つて受けられた場合には、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。ただし、同条(b)及び五から七までに掲げる物品を包有する小包は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出人に返送しない。

2 小包に第二十条3の規定により包有を許されない通常郵便物が單に一通入れられている場合は、当該通常郵便物は、条約第三十二条の規定に従つて取り扱うものとし、当該小包は、当該通常郵便物を包有することを理由として差

出人に返送することができない。

3 保険付小包業務を行つて二国間で交換される保険付きとされない小包であつて第二十条(b)に掲げる物品を包有するものが名あて郵政庁に到着した場合には、名あて郵政庁は、自己の規則により定める条件に従い、受取人に当該小包を配達することができる。自己の規則が配達を認めない場合には、当該小包は、第三十四条の規定を適用の上、差出人に返送する。

4 3の規定は、重量又は大きさが許容限度を著しく超える小包についても適用する。もつとも、これらの小包は、課される料金を受取人が納付した場合には、受取人に配達することができる。

5 誤つて受けられた小包又は誤つて受けられた小包の内容品の一部が受取人に配達されず、条約第二十条1の表に定める書状の大きさの最小限度に達していなければならぬ。

1に定める大きさを認める郵政庁は、大きさが2に定める大きさを超える小包であつて重量が十キログラムを下回るものにつき、第十三条の追加料金と同額の追加料金を徴収する権能を有する。

第二十三条 差出しの際の差出人の指示

1 第二十条(a)に掲げる物品を包有する小包は、誤つて受けられた場合には、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。ただし、同条(b)及び五から七までに掲げる物品を包有する小包は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出人に返送しない。

(d) 一定の期間が満了した後に平面路又は航空路により差出人に小包を返送すること。ただし、この期間は、名あて郵政庁の規則により定める保管期間を超えることができない。

(e) 必要があるときは平面路又は航空路によつて取り扱うものとし、当該小包は、定める保管期間を超えることができない。

て小包を転送した後に、場合により第二十九条1(c)の特別の指示に従つて、他の受取人に小包を配達すること。

(f) 初の受取人に配達するため平面路又は航空路によつて小包を転送すること。

(g) 差出人が何らの指示も行わなかつた場合には、通知を行うことなく小包を返送することができる。

(h) 差出人が何らの指示も行わなかつた場合には、空路によつて小包を転送すること。

(i) 差出人が何らの指示も行わなかつた場合には、通知を行つて正確に記載する。

第二節 引受けの特別条件

第二十四条 保険付小包

1 保険付小包の保険金額の表記は、次に定めるところにより行う。

(a) 郵政庁は、

一 保険金額を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、三千二百六十
六・九一SDR又は、内国業務において採用されている限度額が三千二百六十六・九
一SDR未満である場合には、当該限度額を下回ることができない。

二 異なる限度額を採用する国において最も低い限度額を相互に遵守する義務を負う。

(b) 差出人は、

一 小包の内容品の実価を超える保険金額の表記をしてはならない。

二 小包の内容品の実価の一部分についてのみ保険を付することができる。

三 保険付小包の差出人に対する差しの際

1 特別の配達人による速達小包又は到着通知書の配達は、一回に限り試みる。

2 1の試みが目的を達しなかつた速達小包は、その後、速達小包として取り扱わない。

数料を納付することを差出人が約束する場合に限り、引き受けることができる。

2 差出局は、十分な額の保証金の払込みを要求することができる。

第三章 配達及び転送の条件

第二十五条 課金別納小包

1 特別の配達人による速達小包の配達

2 2及び3の保管期間は、転送の場合には、新たな名あて局が配達する小包について適用する。

3 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、例外的に二箇月とすることができる。この2に定期的保管期間は、差出人が第二十九条1(a)、(c)二及び(b)の規定に基づき再度受取人に通知することを請求した場合には、再度適用する。

4 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

5 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

6 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

7 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

8 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

9 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

10 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

11 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

12 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

13 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

14 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

15 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

16 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

17 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

18 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

19 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

20 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

21 小包の到着を受取人に通知することができない箇月の間、受取人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める期間とし、当該期間は、留め置き小包についても適用する。当該期間は、原則として、受取人のための小包の保管開始の日の翌日から起算して二箇月を超えることができる。差出人が名あて国において通用する言語によって請求した場合には、小包の差出人への返送は、一箇月以内に行う。

第二十八条 受取通知

小包の差出人は、条約第五十五条に定める条件に従つて受取通知の請求を行うことができる。もつとも、郵政庁は、内国制度において定められている場合には、受取通知の業務を保険付小包についてのみ行うことができる。

第二十九条 配達不能

1 第二十三条2(a)又は(b)の配達不能通知書を受領した後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとし、当該指示は、同条2(c)から(g)までの指示及び次の指示のうちいずれか一に限る。

- 再度受取人に通知すること。
- あて名を訂正し又は補足すること。
- 代金引換小包に関しては、

一 指示した金額と引換えに受取人以外の者に当該小包を配達すること。

二 代金引換として当初の受取人又は他の受取人よりも低い金額と引換えに、当初の受取人又は他の受取人に当該小包を配達すること。

2 1の指示の送付については、差出人又は第三者から第十四条(b)の料金を徴収することができる。同一差出人から同一受取人に対して同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する配達不能通知書に対する返信については、一個分のみの料金を徴収する。指示が電信その他適切な電気通信手段によって送達される場合は、この料金に所要の料金を加える。

3 名ある郵政庁は、差出人又は第三者から指示を受領していない限り、小包を、当初に指定された受取人若しくは場合により後に指定された他の受取人に配達し、又は新たなあて名に転送することができます。新たな指示を受領した後は、当該新たな指示のみが効力を有し、かつ、実施される。

第三十条 配達不能の小包の差出人への返送

1 配達することのできなかつた小包は、次の場合には、直ちに差出人の居住する国に返送する。

差出人が第二十三条2(c)の規定に基づき返送の請求を行つた場合

二 差出人又は第二十三条2(b)に規定する第三者がこの約定により認められていない請求を行つた場合

三 差出人又は第三者が前条2に定める料金の納付を拒絶した場合

四 差出人又は第三者の指示（差出しの際に行われたか配達不能通知書の受領の後に行われたかを問わない。）が所期の結果をもたらさなかつた場合

二 次の場合には、それぞれ次の期間が満了した後直ちに差出人の居住する国に返送する。

一 差出人が第二十三条2(d)の規定に基づき期間を定めた場合には、当該期間

二 差出人が第二十三条の規定を遵守しなかつた場合には、第二十六条に定める保管期間。もつとも、差出人に対して指示を請求することができる。

三 配達不能通知書を作成した郵便局が差出人若しくは第三者から十分な指示を受領しなかつた場合又はこれらの者からの指示が当該郵便局に到着しなかつた場合には、当該配達不能通知書の発送の日から起算して二箇月の期間

2 小包は、閉袋の発送に通常利用される線路によって返送する。小包は、差出人が航空増料金の納付を保証していない限り、航空路によつて返送することができない。

3 この条の規定により差出人に返送される小包に対しては、次のものを課す。
(a) 新たな運送に要する割当料金
(b) 徵収が免除されない料金及び課金であつて

名あて郵政庁が差出人への返送の時までに徵収することのできなかつたもの。ただし、速達の補充料金、配達料、留め置き料及び保管料については、第十条2後段並びに第十五条1の表(e), (i)及び(j)の備考欄の規定を適用する。

3 に規定する割当料金、料金及び課金は、差出人から徴収する。

5 差出人に返送される小包は、当該差出人に配達できなかつた場合には、関係郵政庁が自国の法令の定めるところにより取り扱う。

第三十一条 配達不能の小包の差出人にによる放棄

受取人に配達することのできなかつた小包は、差出人が放棄した場合には、名あて郵政庁が自国の法令の定めるところにより取り扱う。

第二節 再発送

第三十二条 受取人の住所変更又はあて名の変更若しくは訂正による転送

1 受取人の住所変更又は第三十八条の規定に基づくあて名の変更若しくは訂正による転送は、名あて国内においても、また、名あて国外へも

行うことができる。

第三十三条 誤送されて到着し、転送される小包

1 差出人又は差立郵政庁の責めに帰せられる過誤により誤送されて到着した小包は、当該小包を受領した郵政庁の利用する最も迂回の少ない線路により、正しい名あて地への運送をする。

2 誤送されて到着した航空小包は、必ず航空路によつて転送する。

3 この条の規定に基づいて転送する小包に対し

ては、正しい名あて地への運送に要する割当料金並びに前条6(c)に規定する料金及び課金を課する。

第三十四条 誤って引き受けられた小包の差出人への返送

1 誤って引き受けられ、差出人に返送される小包に対しては、第三十条3に規定する割当料

金、料金及び課金を課する。

2 1に規定する割当料金、料金及び課金は、次

6 小包の最初の転送及び場合によりその後の転送については、次のものを課すことができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該名あて郵政庁の規則において当該転送につき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たに運送に要する割当料金及び航空増料金、料金及び課金。ただし、速達の補充料金、配達料、留め置き料及び保管料については、第十条2後段並びに第十五条1の表(e), (i)及び(j)の備考欄の規定を適用する。

7 6に規定する割当料金、料金及び課金は、受取人から徴収する。

8 この条の規定に基づいて転送する小包に対しては、正しい名あて地への運送に要する割当料金並びに前条6(c)に規定する料金及び課金を課する。

9 当該郵政庁は、場合により差出人からこれららの割当料金、料金及び課金を徴収する。

第三十五条 誤って引き受けられた小包の差出人への返送

1 誤って引き受けられ、差出人に返送される小包に対しては、第三十条3に規定する割当料

金、料金及び課金を課する。

2 1に規定する割当料金、料金及び課金は、次

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(a) 差出人の過誤により誤って引き受けられた小包又は第二十条の禁制に抵触する小包については、差出人

(b) 郵便業務の責めに帰せられる過誤により誤って引き受けられた小包については、当該過誤について責任を有する郵政庁。この場合には、差出人は、納付した料金の還付を請求する権利を有する。

までに次のいずれのことも行わなかった場合に、当然のこととして、1に規定する運送の費用並びに他の料金及び課金を関係郵政庁に対する勘定に含めることができる。

問題を最終的に解決すること。

差出人の居住する国の郵政庁に対し、指示を遵守しなかったことが不可抗力によるものであると思われる旨又は小包が名前で國の法

令に基づいて保留され、差し押さえられ若しくは没収された旨を通知すること。

第三十七条 損壊又は腐敗の差し迫った小包を返送する郵政庁に割り当てていた割当料金の額が1に規定する割当料金、料金及び課金の額に満たない場合には、不足額は、差出人の居住する国の郵政庁から取り立てる。

4 小包を返送する郵政庁に割り当てていた割当料金の額が1に規定する割当料金、料金及び課金の額を超える場合には、小包を返送する郵政庁は、超過額を、差出人への還付のため差出人の居住する国の郵政庁に返還する。

第三十五条 業務の停止による差出人への返送 業務の停止による小包の差出人への返送は、無料とする。往路の行程について徴収されていた割当料金のうち割り当てられなかつた部分は、差出人への還付のため差出人の居住する国の郵政庁に返還する。

第三章 特別規定 第三十六条 与えられた指示の郵政庁による不遵守

1 名あて郵政庁又は仲介郵政庁は、差出しの際又はその後に与えられた指示を遵守しなかつた場合には、運送(往路及び復路)の費用並びに徴収を免除されなかつた他の料金及び課金を負担する。もつとも、差出人が、差出しの際又はその後に、配達不能のときは小包を放棄する旨を申し出た場合には、往路について支払われた費用は、差出人が負担する。

2 差出人の居住する国の郵政庁は、関係郵政庁が与えられた指示を遵守せず、かつ、正規に照会を受けた日から起算して三箇月を経過する時

までに次のいずれのことも行わなかった場合に、当然のこととして、1に規定する運送の費用並びに他の料金及び課金を関係郵政庁に対する勘定に含めることができる。

問題を最終的に解決すること。

差出人の居住する国の郵政庁に対し、指示を遵守しなかったことが不可抗力によるものであると思われる旨又は小包が名前で國の法令に基づいて保留され、差し押さえられ若しくは没収された旨を通知すること。

第三十七条 損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのある物品を包有する小包

小包の内容品は、損壊又は腐敗の差し迫ったおそれがある場合には、往路又は復路の途中においても、予告なしにかつ司法上の手続を経ることなく権利者のために直ちに売却することができる。

売却が何らかの理由により不可能である場合には、損壊又は腐敗した物品は、棄却する。

第三十八条 取戻し及び名の変更又は訂正

1 小包の差出人は、第三十条又は第三十二条の規定により新たな運送について必要とされる金額の納付を保証する場合には、条約第三十一条に定める条件に従い、小包の返送又は小包の内容品の変更を請求することができる。

2 もつとも、郵政庁は、内国制度において認めている場合には、1の請求を認めない権能を有する。

第三十九条 調査請求

1 郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された小包に関する調査請求を受理する。

2 利用者は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り調査請求を行うことができ

3 調査請求については、差出人が第十四条の受取通知料を完全に納付した場合を除くほか、

第十五條の表四の規定による調査請求料を徴収する。

普通小包と保険付小包とは、別個の調査請求の対象とする。同一差出人から同一受取人にあって同一郵便局に同時に差し出されかつ同一線路によって送達された二個以上の同種類の小包に関する調査請求については、一個分のみの料金を徴収する。

4 調査請求が業務上の過失を起因とするものであつた場合には、調査請求料は、還付する。

第三編 責任 第四十条 郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、小包に関しては、次条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合には、小包が開袋によって運送されたか開袋によって運送されたかを問わない。

2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された小包の差出人に対し、当該小包のすべての運送路(輸送又は差出人への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盗取又は損傷について責任を負う。

3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、次の金額を超えることができない。

(a) 保険付小包については、保険金額のSDRによる額。保険付航空小包が平面路により輸送され又は差出人に返送される場合には、責任は、その輸送又は返送については、平面路によって送達される小包について適用される責任に限定される。もつとも、差出郵政庁は、この輸送又は返送について負担されない損害を負担することができる。

(b) その他の小包については、一個ごとに次の金額

五キログラムまで

四四・一〇 SDR

一〇キログラムを超えて一〇キログラムまでの小包

六五・三四 SDR

超え一五キログラムまでの小包

八八・二一 SDR

超え二〇キログラムまでの小包

一一一・〇七 SDR

二二〇キログラムを超える小包について

一五キログラムを超え二〇キログラムまでの小包

一一一・〇七 SDR

超え二二一・八七 SDR

端数につき

一〇七 SDRの最高限度額を相互に適用すること

一〇七 SDRを取扱うことができる。

5 賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における当該小包の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。

6 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人(8の規定が適用される場合に)は、受取人は、納付した料金(保険料を除く)の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した小包に関するものでは、当該不良状態が郵便業務によって生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

- 7 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。
- 8 次条1(a)又は(b)の場合には、内容品が盗取され又は損傷した小包が配達された後は、3の規定にかかるらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。
- 9 差出人は3に規定する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は8に規定する権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自國の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。
- 10 差出郵政局は、保険付きとされない小包につき、自國の差出人に對し、これと同種の郵便物について自國の法令により定める賠償金を、その額が3(b)に定める賠償金の額を下回らないことを条件として、支払う権能を有する。名あて郵政局が8の規定により受取人に對し賠償金を支払う場合にも、同様とする。ただし、次の場合には、3(b)に定める金額を適用する。
- 一 責任郵政局に対する求償の場合
- 二 差出人が自己の権利を受取人のために放棄した場合又は受取人が自己の権利を差出人のために放棄した場合

第四十一条 郵政局の免責

- 1 郵政局は、小包であつて、これと同種の郵便物について自己の規則により定める条件又は条約第十二条に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任は、存続する。
- (a) 内容品の盗取若しくは損傷が小包の配達の前に若しくは配達の際に確認されたとき又は、郵政局の規則が認める場合において、内容品が盗取され若しくは損傷した小包の配達を受ける際に受取人（差出人への返送の場合

くは全面的損傷が不可抗力によるものであるため賠償金が支払われない場合には、差出人は、納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

(b) 受取人（差出人への返送の場合には、差出人が、小包を正規に受領した場合において内容品が盗取され若しくは損傷した小包の運送の旨を立証したとき。

人）が、小包を正規に受領した場合において内容品が盗取され若しくは損傷した小包の運送の旨を立証したとき。

四 海路又は航空路による運送に關し、郵政局が、その利用する船舶内又は航空機内にある保険付小包についての責任を認めない旨を通知した場合。ただし、当該郵政局は、保険付小包の開袋繰越しについて、保険付きとされない小包であつて当該保険付小包の重量と同一の重量のものについて定められている責任は、損傷した場合において、差出人が留保を付したとき。

(b) 受取人（差出人への返送の場合には、差出人が、小包を正規に受領した場合において内容品が盗取され若しくは損傷した小包の運送の旨を立証したとき。

人）が、小包を正規に受領した場合において内容品が盗取され若しくは損傷した小包の運送の旨を立証したとき。

- 一 小包が亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、差出人が留保を付した旨を立証したとき。
- 二 郵政局は、次の場合には、責任を負わない。
- (a) 亡失、盗取又は損傷が不可抗力によるとき。自己の業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政局は、自國の法令の定めるところにより、当該亡失、盗取又は損傷が不可抗力に該当する事情によるものであるかないかを決定するものとし、差出国の郵政局が請求するときは、当該差出国の郵政局に對して当該事情を通知する。ただし、前条2の規定により不可抗力による危険を負担することを承諾した差出国の郵政局に關しては、責任は存続する。
- (b) 郵政局の責任に關して別段の証拠がないか、かつ、郵政局が不可抗力による業務書類の損傷のために当該小包について調査することができないとき。
- (c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は当該小包の内容品の性質から生じたものであるとき。
- (d) 当該小包につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされているとき。
- (e) 差出人が第三十九条2に定める期間内に調査請求を行わなかつたとき。
- (f) 当該小包が捕虜・被抑留文民小包であるとき。

第四十二条 差出人の責任

- 1 小包の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより又は小包の受けがされたための条件を遵守しなかつたことにより他の郵便物に与えたすべての損害につき、郵政局が負う責任の限度まで責任を負う。ただし、郵政局又は運送事業者に過失又は怠慢があつた場合は、この限りでない。
- 2 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた小包を引き受けたことによって責任を免れることはない。
- 3 損害が差出人の過失によるものであることを確認した郵政局は、その旨を差出郵政局に通報するものとし、差出郵政局は、必要があるときは、差出人に対して訴え提起する。
- 四 海路又は航空路による運送に關し、その事実がいずれの国（又は差出人の居住する国）において生じた場合、該小包を運送するものとし、該小包の場所において賠償金の額が重量五キログラムまでの小包について第四十条3(b)に定める額を超えないときは、賠償金の額は、仲介郵政局は、平等に損害を分担する。もつとも、普通小包の場所において賠償金の額が重量五キログラムまでの小包について第四十条3(b)に定める額を超えないときは、賠償金の額は、仲介郵政局を除き、差出郵政局及び名あて郵政局が平等に分担する。盗取又は損傷の生じていたことが名あて国（差出人への返送の場合は、差出人の居住する国）において確認された場合は、名あて国（又は差出人の居住する国）の郵政局が次のこととを証明するものとし、その証明が當該郵政局又は名あて郵政局は、次の場合には、反証が挙げられる時まで責任を負う。
- 2 仲介郵政局又は名あて郵政局は、次の場合には、4の規定が適用されない限り、反証が挙げられる時まで責任を負う。

第四十三条 郵政局の間における責任の決定

- 1 小包を異議なく受け取り、かつ、調査に役立つすべての所定の資料を受領した郵政局は、当該小包を受取人に配達し又は他の郵政局に正規に送達したことと立証することができない場合には、反証が挙げられる時まで責任を負う。
- (a) 小包の包装及び封から盗取又は損傷の明確な形跡がなかったこと。
- (b) 閉袋及び小包の点検並びに事故の確認に関する規定を遵守した場合
- (c) 調査請求の対象となつてある小包に関する業務書類が正規の保存期間の満了によつて棄却された後に当該調査請求を受領したことと立証することができる場合。この(b)の規定は、請求者の権利を害するものではない。
- 3 亡失、盗取又は損傷が航空運送企業の業務において生じた場合には、条約第八十八条1の規定に基づいて運送料を受領する郵政局は、条約第一条6及びこの条の7の規定の適用があることを条件として、差出人に支払われた賠償金並びに還付された料金及び課金の額を差出郵政局に償還し、責任のある航空運送企業からこれらに金額を取り立てる。差出郵政局は、条約第八十八条2の規定に基づいて航空運送企業と運送条件を遵守しなかつたことにより他の郵便物に与えたすべての損害につき、郵政局が負う責任の限度まで責任を負う。ただし、郵政局又は運送事業者に過失又は怠慢があつた場合は、この限りでない。
- 4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国（又は差出人の居住する国）において生じた場合、該小包を運送するものとし、該小包の場所において賠償金の額が重量五キログラムまでの小包について第四十条3(b)に定める額を超えないときは、賠償金の額は、仲介郵政局を除き、差出郵政局及び名あて郵政局が平等に分担する。盗取又は損傷の生じていたことが名あて国（差出人への返送の場合は、差出人の居住する国）において確認された場合は、名あて国（又は差出人の居住する国）の郵政局が次のこととを証明するものとし、その証明が當該郵政局も、異議の申立てを受けることなく小包をその次の郵政局に引き渡した事實を援用して責任の分担を拒むことができない。

(b) 保険付小包については、差出しの際に確認された重量が変化していなかったこと。

(c) 閉鎖した納器により運送した小包については、納器及びその封かんに異状がなかったこと。

第五十四条2及び3の規定により一括記入方式で運送される小包については、いずれの関係郵政局も、責任の分担を拒む目的をもって、閉袋に納められていた小包の個数が小包目録に記載された個数と相違していることを主張することができない。

第五十五条の一括記入方式による運送の場合には、関係郵政局は、合意によって定める特定の種類の小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について責任を分担することを取り決めることができる。

5 保険付小包に関しては、郵政局は、いかなる場合にも、自己の採用する保険金額の最高限度額を超えて他の郵政局に対し責任を負うことはない。

6 郵政局は、小包が不可抗力によって亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、その亡失、盗取又は損傷が自国領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出郵政局の双方が負担している場合に限り、差出郵政局に対し責任を負う。

7 保険付小包は、郵政局は、いかなる場合にも、自己の採用する保険金額の最高限度額を超えて他の郵政局に対し責任を負うことはない。

8 郵政局は、小包が不可抗力によって亡失し又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、その亡失、盗取又は損傷が自国領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出郵政局の双方が負担している場合に限り、差出郵政局に対し責任を負う。

9 保険付小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が、保険付小包業務を行わない仲介郵政局若しくは損害額よりも低い保険金額の最高限度額を採用している仲介郵政局の属する国の領域において又は該仲介郵政局の業務において生じた場合には、差出郵政局は、条約第一条

6 及びこの条の7の規定により当該仲介郵政局が負担しない損害を負担する。

10 9の規定は、第四十一条2の規定により船内又は航空機内にある保険付小包についての責任を認めない締約国の郵政局の業務においての

亡失、盗取又は損傷が生じた場合には、海路又は航空路による運送についても適用する。

11 徴収が免除されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う郵政局が負担する。

12 賠償金を支払った郵政局は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権につき、当該賠償金の額を限度として、当該賠償金を受け取った者に代位する。

13 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出郵政局(第四十条8の規定が適用される場合には、名あて郵政局)が負う。もつとも、責任郵政局に対する求償権は、害された

14 賠償金の支払は、できる限り速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して四箇月以内に行う。

15 賠償金の支払の義務を負う郵政局が不可抗力による危険を負担することを受諾していない場合において、小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであるかないが2に定める期間の満了の時に決定されないときは、当該支払の義務を負う郵政局は、例外的に、2に定める賠償金の支払期限を三箇月延期することができる。

16 差出郵政局又は場合により名あて郵政局は、運送に参加した郵政局が正規に照会を受けた後三箇月を経過する時までに次のいずれのことも行わなかつた場合には、権利者に對し、当該運送に参加した郵政局に代わって賠償を行うことができる。

17 (a) 問題を最終的に解決すること。

(b) 差出郵政局又は場合により名あて郵政局に對し、亡失、盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであると思われる旨又は小包がその

しきは名あて国の法令に基づいて差し押さえられた旨を通知すること。

4 (a) の規定に関し、条約の施行規則第百五十一条9及び12に定める条件に従つた回答が完全にはされていない用紙C9の返送は、最終的な解決とみなされない。

5 6 4の規定に関し、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては遵守の義務を負わない旨をこの約定の最終議定書において表明した郵政局は、問題を最終的に解決する期間を通知しなければならない。

6 第四十五条 支払を行つた郵政局に対する賠償金の償還に代わつて支払がされたこととなる郵政局は、前条の規定により支払を行つた郵政局(この条において「支払郵政局」という。)に対し、第四十条3及び6に定める賠償金の額を限度として、

7 責任者によることが正当に立証された郵政局であつて当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付隨的な費用を負担する。

8 支払郵政局は、賠償金の支払を行つた後直ちに責任郵政局に対しその支払の日及び金額を通告する。支払郵政局は、支払を行つた旨の通告の発送の日又は場合により前条4に定める期間が満了した日から起算して一年以内に限り、当該賠償金の償還を請求することができる。

9 責任郵政局は、前条の規定により支払を行つた郵政局(この条において「支払郵政局」という。)に対し、第四十条3及び6に定める賠償金の額を限度として、

10 権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の発送の日から起算して四箇月以内に行う。

11 二以上の郵政局が第四十三条の規定により賠償金を分担する場合には、賠償金の請求に係る小包を正當に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証するとのできない最初の郵政局が、1に定める期間内に、支払われた賠償金の全額を支払郵政局に払い込む。当該最初の郵政局は、他の各責任郵政局から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。

12 1 亡失したものとさきに認められた小包又は小包の一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人(場合により受取人)に対し、支払われた賠償金の返付と引換えに三箇月以内に当該小包を受け取ることができる旨を通知する。三箇月以内に差出人(又は受取人)が当該小包の交付を請求しない場合には、受取人(又は差出人)に對して同様の措置をとる。

13 差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに小包又は小包の一部分を受け取ることを放棄した場合には、小包は、損害を負担した郵政局の所有に帰する。

14 第四十四条4に定める三箇月の期間の後に配達の実態が立証された場合において、支払った

内容品の性質のために権限のある当局によつて保留され、没収され若しくは棄却され、若

15 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金は、当然のこととして、差引計

算により、直接又は最初の継越郵政局を通じ、責任郵政局から取り立てることができる。最初の継越郵政局は、その次の郵政局に對して貸方となり、このような手続は、支払われた金額がにはされていない用紙C9の返送は、最終的な責任郵政局の借方に記入されるまで順次繰り返される。この場合において、必要があるときは、計算書の作成に関するこの約定の施行規則の規定を適用する。

16 17 責任郵政局は、賠償金の支払を行つた後直ちに責任郵政局に對しその支払の日及び金額を通告する。支払郵政局は、支払を行つた旨の通告の発送の日又は場合により前条4に定める期間が満了した日から起算して一年以内に限り、当該賠償金の償還を請求することができる。

18 19 4 (a) の規定に関し、条約の施行規則第百五十一条9及び12に定める条件に従つた回答が完全にはされていない用紙C9の返送は、最終的な解決とみなされない。

20 21 6 4の規定に関し、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては遵守の義務を負わない旨をこの約定の最終議定書において表明した郵政局は、問題を最終的に解決する期間を通知しなければならない。

22 7 8 第四十五条 支払を行つた郵政局に対する賠償金の償還に代わつて支払がされたこととなる郵政局は、前条の規定により支払を行つた郵政局(この条において「支払郵政局」という。)に対し、第四十条3及び6に定める賠償金の額を限度として、

23 9 責任者によることが正当に立証された郵政局であつて当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付隨的な費用を負担する。

24 10 責任郵政局は、前条の規定により支払を行つた郵政局(この条において「支払郵政局」という。)に対し、第四十条3及び6に定める賠償金の額を限度として、

25 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の発送の日から起算して四箇月以内に行う。

26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 597 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 697 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 797 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 897 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 989 990 991 992 993 994 995 996 997 997 998 999 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1097 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1195 1196 1197 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1297 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1397 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1489 1490

ることができないときは、当該賠償金は、仲介郵政厅又は名ある郵政厅が負担する。

5

保険付小包が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人(第四十条の規定が適用される場合に受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。この場合には、第二十四条の規定による保険金額の詐欺表記に対する措置を適用

することを妨げない。

第四編

郵政厅に帰属する割当料金及びその割

第一章 割当料金

第四十七条 発送及び到着の陸路割当料

1 二の郵政厅の間で交換される小包に対しても、それぞれの国において、一個ごとに、次の表に定めるガイドラインに基づいて発送及び到着の陸路割当料金を課す。

量	級	距離段階	越しの陸路割当料金(単位SDR)
一キログラムまで	(陸路割当料金の ガイドライン (単位SDR))	一キロメートルまで	一キロ
一キログラムを超えて三キログラムまで		一キロメートルを超えて一キロメートルまで	一キログラム
三キログラムを超えて五キログラムまで		一キロメートルを超えて二キロメートルまで	二キロ
五キログラムを超えて一〇キログラムまで		一キロメートルを超えて三キロメートルまで	三キロ
一〇キログラムを超えて一五キログラムまで		一キロメートルを超えて四キロメートルまで	四キロ
一五キログラムを超えて二〇キログラムまで		一キロメートルを超えて五キロメートルまで	五キロ
二〇キログラムを超える追加の五キログラムごとに及ぶその端数につき		一キロメートルを超えて六キロメートルまで	六キロ

第五十四条の規定に従つて割当料金を割り当てる場合には、次のガイドラインによることが勧奨される。

小包一個ごとの発送及び到着の陸路割当料

5 到着の陸路割当料金の1の規定による変更の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政厅が負担する。

4 発送及び到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

5 到着の陸路割当料金の1の規定による変更は、一月一日に効力を生ずる。当該変更は、適用されるためには、効力発生日の四箇月前までに国際事務局に通告されなければならず、同事務局は、同日の三箇月前までに関係郵政厅に通知する。期限が遵守されなかつた場合には、その次の一日に効力を生ずる。

第四十八条 繼越しの陸路割当料金

三十パーセントを超えて上回るものであつてはならない。

2 発送及び到着の陸路割当料金は、国際事務局が小包郵便物の通報類集において公表する。

3 1に定める陸路割当料金は、この約定に別段

平成二年十一月十八日 衆議院会議録第四号(二)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件及び司報告書

七

第五十四条の規定に従つて割当料金を割り当てる場合には、次の表に定めるガイドラインによることが勧奨される。

距 離	段 階	階	海路割当料金(単位SDR)
(a) 海里による表示	(b) (一)キロメートルによる表示 (二)キロメートルとする換算によ る。	小包一個」と に閉袋の総重量 一キログラム ことに	
五〇〇海里まで	九二六キロメートルまで	一・〇五	○・一六
五〇〇海里を超えて一、〇〇	九二六キロメートルを超えて一、八五二キロメートルまで	一・二七	○・一〇
〇海里まで	一、八五二キロメートルを超えて一、八五二キロメートルまで	一・四四	○・一一〇
一、〇〇〇海里を超えて二、	一、八五二キロメートルを超えて三、七〇四キロメートルまで	一・六三	○・一三一
〇〇〇海里まで	三、七〇四キロメートルを超えて五、五五六キロメートルまで	一・七三	○・一六
一、〇〇〇海里を超えて三、	五、五五六キロメートルを超えて七、四〇八キロメートルまで	一・八六	○・一六
〇〇〇海里まで	七、四〇八キロメートルを超えて九、二六〇キロメートルまで	一・九六	○・一九
四、〇〇〇海里を超えて五、	九、二六〇キロメートルを超えて一、一一一キロメートルまで	二・〇三	○・一九
〇〇〇海里まで	一、一一一キロメートルを超えて一、一二一キロメートルまで	二・〇九	○・一九
六、〇〇〇海里を超えて七、	一、一二一キロメートルを超えて一、九六四キロメートルまで	二・〇九	○・一九
〇〇〇海里まで	一、九六四キロメートルを超えて一、八五二キロメートルまで	二・〇九	○・一九
七、〇〇〇海里を超えて八、	一、八五二キロメートルを超えて一、八五六キロメートルまで	二・〇九	○・一九
八、〇〇〇海里を超える追加の一、〇〇〇海里」とに	一、八五六キロメートルを超える追加の一、八五六キロメートルごとに	二・〇九	○・一九
八、〇〇〇海里まで	一、八五六キロメートルを超える追加の一、八五六キロメートルまで	二・〇九	○・一九

3 二国間で適用される海路割当料金の額を決定するためには、必要があると

4 同一国の二つの港の間の小包の海路運送について決

5 従つて計算される加重平均距離を基礎として決

する。このために使用する距離段階は、必要があるとき

5 従つて計算される加重平均距離を基礎として決

する。このために使用する距離段階は、必要があるとき

5 従つて計算される加重平均距離を基礎として決

する。このために使用する距離段階は、必要があるとき

5 最高限度を超えるものであつてはならない。(及

ては、当該同一国の郵政庁が当該小包につき既に陸路運送に対する報酬を受領している場合は、2の表に定める海路割当料金を課すこと

ができない。

航空小包については、海路の仲介運送が行われる場合にのみ仲介郵政庁又は仲介業者の海路割当料金を適用する。この5の規定の適用上、差出國又は名あて國の行う海運業務は、仲介業務とみなす。

第五十条 海路割当料金の引上げ又は引下げ

1 郵政庁は、前条2の表に定める海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権能を有する。郵政庁は、任意に、海路割当料金を引き下げることができる。

2 1に規定する引上げ及び引下げは、第四十七条5に定める要件に従つて行う。

3 1に規定する引上げは、海路運送を行う業務の属する国から発出する小包についても適用する。その適用は、いすれかの国と当該いすれかの国が国際関係を処理する地域との間又はこれらの地域の間においては、任意とする。

第五十一条 送達線路の予測不能の変更に伴う新たな割当料金の適用

郵政庁は、不可抗力又は他の予測不能の事情により、陸路又は海路による運送に係る追加の費用を生じさせる新たな送達線路を自国内で差し出される小包の運送に利用しなければならない場合に、自國経由の継越しにより小包閉袋又は開袋小包を送達する他のすべての郵政庁に対し、その旨を直ちに電信その他適切な電気通信手段によつて通知する。継越しを行う当該郵政庁は、その通知の発送日の日以後五日目の日から、新たな運送路に係る陸路及び海路の割当料金を差出郵政庁に対する勘定に含めることができる。

第五十二条 航空運送料の基本料金率及び計算

1 航空運送に関する勘定の郵政庁間の決済について適用する基本料金率は、総重量一キログラム距離一キロメートルごとに最高限千分の〇・五六八SDRとする。キログラムの端数については、基本料金率を比例的に適用する。

2 航空小包閉袋の航空運送料は、1に定める基本料金率、条約の施行規則第二百一十五条规定の航空郵便距離表に掲げるキロメートルによる距離及び当該閉袋の総重量により計算する。この場合において、使用する重量の単位は、各名あて國につき二分の一キログラムとし、当該小包の名あて國の領域が二以上の寄港地を有する線路によって連絡されているときは、運送料は、各寄港地において取り卸す閉袋越航空小包の重量に従つて決定される加重平均料金率を基礎として計算する。支払われる運送料は、小包一個ごとに計算するものとし、各小包の重量の単位は、二分の一キログラムとし、二分の一キログラムに満たない數は、切り上げる。

3 開袋越航空小包の航空運送については、支払われる運送料は、小包一個ごとに計算するものとし、各小包の重量の単位は、二分の一キログラムとし、二分の一キログラムに満たない數は、切り上げる。

4 名あて郵政庁は、自国内で航空小包の航空運送を行う場合には、これに利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。当該費用は、外國から到着するすべての航空閉袋につき、当該航空閉袋に包有される小包が航空路によって運送されるか継送されないかを問わず、均一とする。

5 4の費用は、一国にあてたすべての航空小包につき、名あて国内における航空小包の航空運送のための実際の支払料金率から当該小包につき平面路による運送とした場合に適用する料金率を差し引いたもの(1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない)及

び内国航空線路網において国際業務の航空小包に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する单一料金として定める。当該加重平均距離は、名めて国に到着するすべての航空小包用袋(名めて国内で航空路によって輸送されない航空小包を含む。)の総重量に従って国際事務局が計算する。

6 第四十七条の規定は、4の費用の償還を請求する権利を行使する場合においても適用があるものとする。

7 二以上の異なる航空業務によって引き続き運送される航空小包の同一空港における航空用袋は、無報酬で行う。

8 次の運送については、越越しの陸路割当料金を課さない。

(a) 同一都市の二の空港の間における航空用袋の積換運送

(b) 航空用袋の終送のためのいずれかの都市の空港と当該都市にある倉庫との間における当該航空用袋の往路及び復路の運送

第五十三条 亡失し又は損傷した航空小包の航空運送料 航空小包が航空機の事故その他航空運送企業が責任を負うこととなる事由によって亡失し又は損傷した場合には、差出郵政庁は、利用していた航空便の行程のいずれの部分についても、当該航空小包の航空運送料の支払を免除される。

第二章 割当料金の割当て

1 割当料金は、原則として小包一個ごとに関係郵政庁に割り当てる。

2 もつとも、差出郵政庁は、用袋運送の場合には、重量級ごとに括して割当料金を割り当てることにつき、名めて郵政庁と取決めを行うことができる。

3 差出郵政庁は、また、用袋運送の場合には、

陸路及び海路の割当料金に基づき小包の個数又は用袋のキログラムによる総重量に従って計算する金額を名めて郵政庁及び場合により仲介郵政庁に割り当てるにつき、これらの郵政庁と取決めを行うことができる。

第五十五条 業務小包及び捕虜・被抑留業務小包及び捕虜・被抑留文民小包について

は、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

第五編 雜則

第五十六条 条約の適用

条約の規定は、この約定に明文の定めのない事項について適用し、又は準用する。

第五十七条 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案の承認

の条件

1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるために、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出

るためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数によつて承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならぬ。

2 この約定の施行規則に関する議案であつて、大会議が執行理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるために、この約定の締約国である執行理事会の理事会の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この約定に関する議案であつて、大会議から大

会議までの間に提出されたものは、実施されるために、この約定の締約国である執行理事会の理事会の過半数による議決で承認されなければならない。

4 この約定は、一千九百九十九年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

第六編 最終規定

第五十九条 この約定の効力発生及び有効期間

この約定は、一千九百九十九年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

第二条 継越しの例外的陸路割当料金

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その副本一通を各締約国に送付する。

終議定書の諸条の規定の実質的な改正に関する議案については、投票の総数

千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。

小包郵便物に関する約定の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された小包使物に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 到着の例外的陸路割当料金

規定にかかわらず、発送の陸路割当料金を三十分の一セントを超えて上回る到着の陸路割当料金を定める権利を留保する。

アルジェリア、アンゴラ、バハレーン、ベナン、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア人民共和国、コンゴー人民共和国、エル・サルバドル、エティオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、イラク、イスラエル、ヨルダン、ケニア、レバノン、マレーシア、モンゴル人民共和国、ネバール、ウガンダ、キスタン、パプア・ニューギニア、ドイツ民主共和国、シエラ・リオーネ、シンガポール、ソマリア、スリランカ、シリア・アラブ共和国、チニコス・ロヴァキア、ヴェネズエラ、ヴィエトナム、イエメン・アラブ共和国、イエメン民主人民共和国、ザンビア、ジンバブエ

エジプト・アラブ共和国の郵政庁は、約定第四十七条の規定にかかわらず、同条に定める割当料金に加えて、小包一個ごとに六・五三SD Rの到着の例外的陸路割当料金を課する権利を留保する。

2 エジプト・アラブ共和国の郵政庁は、約定第四十七条の規定にかかわらず、同条に定める割当料金に加えて、小包一個ごとに六・五三SD Rの到着の例外的陸路割当料金を課する権利を留保する。

3 この表に掲げる郵政庁は、暫定的に、次の表に規定する継越しの例外的陸路割当料金を課することができる。この割当料金は、約定第四十八条の表の継越しの陸路割当料金に加算する。

官 報 (号 外)

63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31

76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64
シリア・アラブ共和国	0・五	0・六	1・三	1・三	1・三	0・六	0・九	1・一四	1・一四	0・九	0・九	0・五
タンザニア連合共和国	0・五	0・六	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三
タイ	0・五	0・六	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三	1・三
トリニダード・トバゴ	0・五	0・五	0・九	0・九	0・九	0・九	0・九	0・九	0・九	0・九	0・九	0・五
トルコ	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
トゥヴァル	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
ソヴィエト社会主義共和国連邦	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
同連邦のヨーロッパ地域経由	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
同連邦のアジア地域経由	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
アジア地域経由	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
ヴェネズエラ	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
イエメン民主人民共和国	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
ユーゴースラヴィア	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
ザイール	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
ザンビア	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六
ジンバブエ	0・五	0・五	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六	1・六

第三条 繼越小包の運送路の加重平均距離

約定第四十八条の規定は、白ロシア、ブルガリア人民共和国、キューバ、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、チエコスロバキア、日本国、ケニア、ギリバス、マレイシア、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、ナイジエリヤ、ノールウェー、オマーン、ウガンダ、ベキスタン、パプア・ニューギニア、オランダ、ボルトガル、カタル、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、セイ

り、適用する。

第四条 海路割当料金

ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、アルゼンティン、オーストラリア、パハマ、バハレーン、ペングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリー、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム、カナ

シェル、シェラ・レオーネ、シンガポール、スウェーデン、タンザニア連合共和国、タイ、トリニダード・トバゴ、トゥヴァル、ヴァスアツ、イエメン民主共和国及びザンビアは、約定第四十九条及び第五十条の規定による海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権利を留保する。

第五条 平均割当料金の決定

アメリカ合衆国は、約定第五十四条及び約定の施行規則第百五十条の規定にかかるわらず、すべての郵政局から受領する小包の重量の分布に基づき、一キログラムごとの平均陸路割当料金及び平均海路割当料金を定めることができる。

第六条 追加割当料金

1 コルシカ、フランスの海外県及び海外領土、マイヨット並びにサン・ピエール・エ・ミクロンにあてた小包であつて平面路又は航空路によつて送達されるものに対しては、フランスの到着の陸路割当料金に等しい額を最高限度とする到着の陸路割当料金を課す。これらの小包

重	量	級	(追加割当料金) (単位SDR)
一キログラムまで	○・一六	○・一六	○・一六
一キログラムを超えて三キログラムまで	○・八二	○・八二	○・八二
三キログラムを超えて五キログラムまで	一・六三	一・六三	一・六三
五キログラムを超えて一〇キログラムまで	二・四五	二・四五	二・四五
一〇キログラムを超えて一五キログラムまで	三・二七	三・二七	三・二七

がフランス本土を経由して送達される場合には、更に次の追加の割当料金及び運送料を課す。

(a) 平面路小包

1 フランスの継越しの陸路割当料金
領土、マイヨット又はサン・ピエール・エ・ミクロンとの間の距離段階に対応する

フランスの海路割当料金

2 イラク・シリア砂漠横断自動車業務によって運送される小包に対しては、次の表に定める特別追加割当料金を課す。

一 開袋継越し小包につき、フランスの継越しの陸路割当料金

官 報 (号外)

3 エジプト・アラブ共和国及びスー丹共和国

の郵政庁は、シャラール(エジプト)とワディ・ハルファ(スー丹)との間でナセル湖を経由して越境運送される小包に対しては、約定第四十一条の表の越境しの陸路割当料金に加えて一個ごとに〇・六五SDRの追加割当料金を課すことができる。

4 テンマークを経由してヨーロー諸島に送達される小包に対しては、次の追加割当料金を課す。

(a) 平面路小包
一 デンマークの越境しの陸路割当料金
二 デンマークとヨーロー諸島との間の距離段階に対応するデンマークの海路割当料金

(b) 航空小包
一 デンマークとヨーロー諸島との間の航空郵便距離に対応する航空運送料
5 チリの郵政庁は、イースター島にあたる小包に対しては、重量一キログラムごとに最高限二・六一SDRの追加割当料金を課すことができる。

6 ポルトガル本土を経由してマディラ自治地域及びアゾレス自治地域に平面路又は航空路によって送達される小包に対しては、次の追加割当料金及び追加航空運送料を課す。

(a) 平面路小包
一 ポルトガルの越境しの陸路割当料金
二 ポルトガル本土と当該各自治地域との間

の距離段階に対応するポルトガルの海路割当料金

一 ポルトガルの越境しの陸路割当料金
二 ポルトガル本土と当該各自治地域との間の航空郵便距離に対応する航空運送料

7 スペイン本土を経由してグラナ・カナリア県及びテネリフェ県にあてて送達される小包に対しては、所要の到着の陸路割当料金のほかに、次の追加割当料金を課す。

(a) 平面路小包
一 スペインの越境しの陸路割当料金
二 千海里を超えて一千海里までの距離段階に対応するスペインの海路割当料金

(b) 航空小包
一 スペイン本土と当該各県との間の航空郵便距離に対応する航空運送料

5 チリの郵政庁は、イースター島にあたる小包に対しては、重量一キログラムごとに最高限二・六一SDRの追加割当料金を課すことができる。

6 ポルトガル本土を経由してマディラ自治地域

重量一キログラムごとに〇・一一〇SDRを課すことができる。

第九条 追加料金
郵政庁は、自國の追加料金をその業務の運用の費用に関連させるために必要である場合には、例外的に、約定第十条から第十三条まで及び第十五条に定める最高限度額を超える追加料金を適用することができる。もつとも、差出人への返送(約定第三十条(b)又は転送(約定第三十二条(c))の場合は、徴収される料金の額は、約定に定める金額を超えてはならない。この条の規定の適用を希望する郵政庁は、できる限り速やかにその旨を国際事務局に通報する。

第十条 誤って引き受けられた小包の取扱い
白ロシア、ブルガリア人民共和国、キューバ、エト社会主義人民共和国、ウクライナ及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、税關当局から得る情報の範囲内でない限り、また、自國の法令に基づかない限り、小包又はその内容品の一部の差押えの理由に関する情報を提供しない権利を留保する。

第十二条 責任の原則に対する例外
ボリビア、イラク共和国、スー丹共和国、イエメン民主人民共和国及びザイール共和国は、自國にあてられた小包であつて液体、液化しやすい物及び固形の持參人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれと同様の物品並びにせい弱な物品を包有する小包を認めない。同郵政庁は、約定第四十条、第四十一条及び第四十三条の規定を遵守する義務を負わぬ。

第十三条 特別料金率
第七条 特別料金率
1 ベルギー、フランス及びノールウェーの郵政庁は、航空小包に對し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を課すことができる。

第十四条 損害賠償
コスタリカ、エルサルバドル、エクアドル、パナマ共和国及びヴェネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自國の税關規則に抵触するため、約定第三十八条の規定

にかかるわらず、その返送をしないことを認められる。

第十五条 禁制
1 カナダの郵政庁は、自己の規則が約定第二十一条(b)の規定に抵触するため、同条(b)に規定する貴重品を包有する保険付小包を受領しないことを認められる。

第十六条 取戻し及び名の変更又は訂正
正

第十七条 損害賠償
1 アメリカ合衆国、アンゴラ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ボツワナ、ブルネ

郵便為替に関する約定の締結について承認を

求める件

右

国会に提出する。

平成二年十二月十一日

内閣総理大臣 海部 桂樹

郵便為替に関する約定の締結について承認を

を求める件

郵便為替に関する約定の締結について、日本国

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、
国会の承認を求める。

理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情
にかんがみ、郵便為替業務に関する事項について
所要の変更を加えた上で、現行の郵便為替及び郵
便旅行小為替に関する約定を郵便為替に関する約
定として更新しようとするものである。我が国が
万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結に
加えてこの約定を締結することは、我が国と他の
締約国との間の郵便為替業務の円滑な運営のため
に必要であると考えられる。よって、この約定を
締結することいたしたい。これが、この案件を
提出する理由である。

郵便為替に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下

名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成

された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にか
んがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、次の約定

を作成した。

第一条 この約定の目的

1 この約定は、締約国が相互間で実施すること

を合意する郵便為替の交換を規律する。

2 郵政機関以外の機関は、郵政庁を通じ、この

約定によって規律される為替の交換に参加する

ことができる。これらの機関は、この約定のすべての規定の完全な実施を確保するため自国の

郵政庁と取決めを行うものとし、その取決めの範囲内において、この約定に定める郵政機関と

しての権利を行使し、及び義務を履行する。当該郵政庁は、これらの機関とこの約定の他の締約国との郵政庁及び国際事務局との間の関係につき、仲介者となる。

第二条 郵便為替の種類

1 通常為替

差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込み、又は自己の郵便振替口座からの払出し

を請求することにより、受取人への現金による

為替金の払渡しを請求する。通常為替は郵便によつて送達し、電信通常為替は電気通信によつて送達する。

(払渡済通知、登記済通知、速達による為替の交付等)の請求が行われた場合には、当該取扱いに係る料金をこの主要な料金に加える。

2 通常為替一口の主要な料金の額は、二十二。

3 払込為替一口の料金は、同一の金額の通常為替一口の料金よりも低い額のものでなければならぬ。

4 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でないとの間で交換する為替に対しても、当該料金は、為替の金額から控除する。もとより、当該料金は、為替の金額から控除する場合に支払うことができる。

5 次の料金は、受取人から徵収することができる。

(a) 住所において払渡しをする場合には、居宅

(b) 為替金を郵便振替口座に受入登記する場合

(c) 為替証書が留め置きとされている場合に

(d) 為替証書が留め置きとされている場合に

(e) 速達の補充料金

2 払込為替

差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むことにより、郵便局が所管する受取人の郵便振替口座への為替金の受入登記を請求する。払込為替は郵便によって送達し、電信払込為替は電気通信によって送達する。

3 払込為替一口の料金は、同一の金額の通常為替一口の料金よりも低い額のものでなければならぬ。

4 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でないとの間で交換する為替に対しても、当該料金は、為替の金額から控除する。もとより、当該料金は、為替の金額から控除する場合に支払うことができる。

5 次の料金は、受取人から徵収することができる。

(a) 住所において払渡しをする場合には、居宅

(b) 為替金を郵便振替口座に受入登記する場合

(c) 為替証書が留め置きとされている場合に

(d) 為替証書が留め置きとされている場合に

(e) 速達の補充料金

3 第四条 料金

1 振出郵政庁は、2及び3の規定が適用される

ことを条件として、振出しの際に徴収する料金

を任意に定める。振出郵政庁は、特別の取扱い

(a) 住所において払渡しをする場合には、居宅

(b) 為替金を郵便振替口座に受入登記する場合

(c) 為替証書が留め置きとされている場合に

(d) 為替証書が留め置きとされている場合に

(e) 速達の補充料金

4 第五条 附則

本約定は、平成二年十二月十一日より施行する。

本約定は、内閣総理大臣の命令により施行する。

官 報 (号 外)

- 6 この約定の施行規則に基づく請求に応じて払渡承認書を交付する場合であつて、業務上の過失がなかつたときは、差出人又は受取人から料金を払渡承認料として徴収することができ。約第二十六条の表(6)に規定する料金と同様の料金を払渡承認料として徴収することができる。ただし、調査請求又は払渡済通知につき既に料金を徴収している場合は、この限りでない。

7 為替に対する振出し又は払渡しの際に、この約定に定める料金を除くほか、いかなる料金及び課金も課することができない。

8 条約第十六条规定の条件を満たす郵便業務の事務用為替については、料金を免除する。

第五条 交換方式

1 郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、振出局と払渡局との間で直接に通常為替証書若しくは払込為替証書によつて又は当該郵政庁が指定する局(以下「交換局」という。)を通じ日録によつて行う。

2 電信による交換は、払渡局に直接送付される為替電報によつて行う。もつとも、関係郵政庁は、電信為替の送達のために電報以外の電気通信の利用することについても取り決めることができる。

3 郵政庁は、それぞれの業務の実施上必要とされる場合には、複合交換方式についても取り決めることができる。この方式による交換は、一方の郵政庁の郵便局と他方の郵政庁の交換局と

の間において直接に為替証書によつて行う。

が業務上の過失によるものでない場合には、第二十六条の表(9)に規定する料金と同様の

第九条 責任

- 4 1及び3の為替は、磁気テープその他の媒体であつて郵政庁間で合意するものによつても名前を送付することができる。名前を郵政庁
約第二十六条の表(6)に規定する料金と同様の料金を日付認証料として徴収することができ
る。

2

- (a) 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。
　　為替の送達及び為替金の払渡しにおける延

同一差出人から同一受取人にてた二口以上の為替が同一日に振り出された場合において、その金額の合計額が払渡郵政厅の採用する最高限度額を超えるときは、払渡郵政厅は、受取人に対する一日の払渡金額が当該最高限度額を超

- えないよう、為替金の分割払をすることがで
きる。
。為替金の払渡しは、払渡国法令の定めると
ころにより行う。
政府が為替金の払渡しについて調査する」とと
ができない場合。ただし、郵政局の責任に關
して別段の証拠があるときは、この限りでな
い。

第七条 转学

- 為替は、受取人の住所変更の場合には、転送
国と新たな名あて国との間における為替業務の
取扱範囲内で、差出人又は受取人の請求に応じ
郵便又は電信によって転送することができる。
この場合には、条約第三十九条1、6及び7の
3 責任の決定

(d) 為替金が正規に払い渡されていない旨の異議の申立てが条約第四十七条1に規定する期間の満了後に行われた場合

規定を準用する。

- 転送の場合における留め置き料及び速達の補充料金は、条約第三十九条10の規定に従つて徵収を免除する。

3.2 払渡郵政局が自らの規則により定める条件に従つて払い渡したことと立証することがで

くほか、責任は、振出郵政局が負う。

拵込み替を名あて、國以外の國に転送すること

- 条約第四十七条の規定は、調査請求について準
する。

第八條 調查請求

- 条約第四十七條の規定は、調査請求について準
用する。

外 報 (号)

本約定は、平成元年十一月十三日よりワシントンで開催された第二回大会議において、現行の約定を修正補足し、それに代わる新たな約定として作成され、同年十一月十四日に署名された。

本約定の主な改正点は、次のとおりである。

- 郵便為替の種類を、通常為替、電信通常為替、払込為替及び電信払込為替と明記し、これら以外の業務についても、関係郵政庁間で取り決め、その実施方法を定めることができること。
- 通常為替一口の最高限度額を関係郵政庁間の合意により定めること。
- 振出しの際に差出人から徴収する通常為替一口の料金の最高限度額は、十四・七〇SD Rから二十二・八六SDRに引き上げられること。
- 為替金が郵便振替口座に受入登記される場合には、受取人から受入登記料を徴収することができる。
- 関係郵政庁は、電信為替の送達のために電報以外の電気通信の方式を利用することを取り決めることができる。

なお、本約定は、平成三年一月一日に効力を発生し、次回の大会議の文書の効力発生の時まで

効力を有することになっている。

よって政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便為替業務の円滑な運営を引き行つて、いくために必要であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二年十一月十八日

外務委員長 柿澤 弘治
衆議院議長 櫻内 義雄殿

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便小切手業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の郵便小切手に関する約定を更新しようとするものである。我が国が万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結に加えてこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小切手業務の円滑な運営のために必要であると考えられる。よつて、この約定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二年十一月十一日

内閣総理大臣 海部 桂樹

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条3

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

て承認を求めるの件

の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

第一章 序則

第一条 この約定の目的

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便小切手業務に関する約定の締結について、

第一章 序則

1 この約定は、郵便小切手業務において郵便振替口座の利用者に提供される業務であつて、締約国が相互間で実施することを合意するものを規律する。

2 郵政機関以外の機関は、郵便小切手業務を通じ、この約定によって規律される業務の交換に参加することができる。これらの機関は、この約定のすべての規定の完全な実施を確保するため自國の郵政庁と取決めを行うものとし、その取決めの範囲内において、この約定に定める郵政機関としての権利を行使し、及び義務を履行する。当該郵政庁は、これらの機関との約定の他の締約国との郵便小切手業務の円滑な運営のために必要であると考へられる。よつて、この約定を締結することいたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

第二条 郵便小切手業務について提供される業務の種類

1.1 郵便振替口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、振あて人の郵便振替

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

口座又は関係郵政庁の間の合意がある場合にはその他の口座への受入登記を請求する。

1.2 通常振替は、郵便によって送達する。

1.3 電信振替は、電気通信によって送達する。

2 払込み

2.1 差出人は、郵便局の窓口において払い込んだ金額につき、振あて人の郵便振替口座又は関係郵政庁の間の合意がある場合にはその他の口座への受入登記を請求する。

2.2 通常払込みは、郵便によって送達する。

2.3 電信払込みは、電気通信によって送達する。

3 為替又は払出小切手による払渡し

3.1 郵便振替口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、受取人への現金による払渡しを請求する。

3.2 通常払渡しは、郵便を利用して行う。

3.3 電信払渡しは、電気通信を利用して行う。

4 郵便保証小切手

4.1 郵便保証小切手は、郵便振替口座の加入者に交付される国際的な証書であって、郵便保

証小切手の業務に参加する国の郵便局において一貫払を受けることができるものである。

4.2 郵便保証小切手は、関係郵政庁の間の取決めにより、第三者への支払に充てることもできる。

きる。

5 その他の業務

郵政庁は、一国間又は多数国間で、その他の業務を実施することを合意することができる。

業務の条件は、関係郵政庁の間で定める。

第二章 振替

第三条 振替請求の受理及び処理の条件

1 振替の金額は、特別の合意がない限り、振めて国の通貨をもって表示する。

2 払出郵政庁は、振あて国の通貨に対する自國の通貨の換算割合を定める。

3 払出郵政庁は、払出人から徴収する料金を定め、その全額を取得する。

4 振あて郵政庁は、口座への振替金の受入登記について徴収する料金を定める権能を有する。

5 条約第十六条に定める条件を満たす郵便業務の事務用振替については、料金を免除する。

4.3 振替通知書に代えることができる。

通知票に行うことにより、到着通知書又は振替通知書に代えることができる。

第四条 責任

2 責任の決定

(b) 払出人が条約第四十七条に規定する期間内に調査請求を行わなかつた場合

1 責任の原則及び範囲

1.1 郵政庁は、振替が正規に処理される時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

1.2 郵政庁は、通常振替の日録及び電信振替に關し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。この責任には、換算の誤り及び

送達の誤りについての責任を含む。

るような記載を受払通知票に行うことにより、振替通知書に代えることができる。

する遅延については、責任を負わない。

1.4 郵政庁は、内国業務の要求するところに適用する一層広い範囲の責任に関する条件を適

用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

1.5 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。

(a) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が振替の処理について調査すること

ができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。

郵政庁が振替の処理について調査すること

ができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずる遅延については、責任を負わない。

1.4 郵政庁は、内国業務の要求するところに適用する一層広い範囲の責任に関する条件を適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

1.5 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。

(a) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が振替の処理について調査すること

ができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。

郵政庁が振替の処理について調査すること

ができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。

官報(号外)

- 額を超えることができない。
- 3.3 請求人に振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。
- 3.4 最後に振替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、当該振替金債務に係る誤りによって利益を受けた者に対し求償権を有する。
- 4 弁済期限
- 4.1 請求人に対する振替金債務の弁済は、業務上の責任が確定した後速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行なう。
- 4.2 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求について最終的に解決しなかった場合には、責任があると推定される郵政庁に代わって請求人に振替金債務を弁済することができる。
- 5 振替金債務を弁済した郵政庁に対する償還
- 5.1 責任郵政庁は、請求人に振替金債務を弁済した郵政庁に対し、弁済が行われた旨の通告が発送された日から起算して四箇月以内に償還を行う。
- 3.3 受領証は、払込みの際に無料で扱われる。
- 5.1 に規定する四箇月の期間が満了した後は、請求人に弁済した郵政庁に償還される金額は、年六パーセントの割合で延滞利子を生ずる。
- 第五条 払込み
- 1 郵政庁は、郵便による払込みの交換に関する、自己の業務に最も適合した用紙の使用及び規則の適用について取決めを行う。
- 2 払込為替による払込み
- この約定の施行規則第五百一条及び第五百二十二条の規定が適用される場合を除くほか、郵便為替に関する約定の規定は、払込為替による払込みについて準用する。
- 第七条 払出小切手の振出し
- 1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、払出小切手によって行なうことができる。
- 2 第三条1及び2の規定は、払出小切手について準用する。
- 3 払込通知書による払込み
- 3.1 3.2及び3.3の規定が適用される場合を除くほか、振替に関する明文の規定は、払込みについて準用する。
- 3 振出郵政庁は、払出人から徴収する料金を定める。
- 4 払出小切手は、郵政庁が電気通信を利用する場合を取り決める場合には、振出郵政庁の交換局と払渡郵政庁との間又は振出郵政庁の交換局と払渡郵政庁との間において電気通信により送達することができる。
- 5 郵便為替に関する約定第三条及び同約定の施行規則第四百二条の規定は、電信払出小切手について準用する。
- 第八条 払出小切手の払渡し
- 1 郵政庁は、払渡しに際し、自己の業務に最も適合した規則の適用について取決めを行う。郵政庁は、送付された払出小切手に代えて内国業務の用紙を使用することができる。
- 2 払渡郵政庁は、通常受取人の住所において払い渡されている通常為替の金額を超える額の払出小切手については、受取人の住所において払い渡す義務を負わない。
- 3 郵便為替に関する約定第四条5及び第六条並びに同約定の施行規則第六百四条2から4まで及び第六百六条の規定は、払出小切手に係る有效期間、日付認証、払渡しの一般的手続、速達による交付及び受取人から徴収する料金並びに電信による払渡しに関する特例について準用する。ただし、内国業務の規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 第九条 責任
- 1 郵政庁は、払出小切手が正規に払い渡される時まで、払出入の口座に払出登記をした金額について責任を負う。
- 2 郵政庁は、払出小切手目録及び電信払出小切手に

手に關し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。この責任には、換算の誤り及び送達の誤りについての責任を含む。

3 郵政庁は、払出小切手の送達及び払渡しにおいて生ずる遅延については、責任を負わない。

4 郵政庁は、内国業務の要求するところに適合する一層広い範囲の責任に関する条件を適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

5 郵便為替に関する約定第九条の規定は、払出小切手について準用する。

第十条 払渡郵政庁に対する払渡手数料

1 振出郵政庁は、払出小切手のそ送付された送り状に集記された払出小切手の金額の当該月の平均額に従つて次に定める率の払渡手数料を支払う。

平均額六五・三四SDR
Rまで 平均額六五・三四SDR
Rを超える場合 平均額六五・三四SDR
DRまで

平均額一三〇・六八SDR

DRを超える場合 平均額一九六・〇一SDR

DRを超える場合 平均額二六一・三五SDR

(b) 計算書について払渡手数料として算出する

特別引出権の合計額は、当該計算書の対象となる月の末日における特別引出権の取引価値を基盤として払渡国との通貨の額に換算する。

3 各郵便保証小切手について保証される最高限度額は、その裏面又は補足に關係する約國の間で合意する通貨をもって表示する。

(c) 2の均一の払渡手数料を特別引出権により定める場合には、その額の払渡国への換算は、(b)に定めるところにより行う。

第六章 その他の方式による払渡しの交換

第七章 その他の方式による払渡しの交換

第八章 その他の方式による払渡しの交換

第九章 その他の方式による払渡しの交換

第十章 その他の方式による払渡しの交換

第十一章 その他の方式による払渡しの交換

第十二章 その他の方式による払渡しの交換

第十三章 その他の方式による払渡しの交換

第十四章 その他の方式による払渡しの交換

第十五章 その他の方式による払渡しの交換

第十六章 その他の方式による払渡しの交換

第十七章 その他の方式による払渡しの交換

第十八章 その他の方式による払渡しの交換

第十九章 その他の方式による払渡しの交換

第二十章 その他の方式による払渡しの交換

第二十一章 その他の方式による払渡しの交換

第二十二章 その他の方式による払渡しの交換

第二十三章 その他の方式による払渡しの交換

切手カードをも交付する。

3 各郵便保証小切手について保証される最高限度額は、その裏面又は補足に關係する約國の間で合意する通貨をもって表示する。

4 振出郵政庁は、払渡郵政庁との間に特別の合意がない限り、払渡国との通貨に対する白国の通貨の換算割合を定める。

5 振出郵政庁は、郵便保証小切手の払出人から料金を徴収することができる。

6 郵便保証小切手の有効期間は、必要があるときは、振出郵政庁が定める。その有効期間は、

郵便保証小切手にその効力の終了の日を記載して表示する。その表示がない場合には、郵便保

証小切手は、無期限に効力を有する。

第七章 郵便保証小切手

第一節 郵便保証小切手の交付

1 郵便保証小切手の金額は、郵便局の窓口において払渡国法定通貨で受取人に払い渡すこと

ができる最高限度額は、関係約國の間の合意

によって定める。

第二節 郵便保証小切手の交付

1 郵便保証小切手によつて払い渡すこと

ができる最高限度額は、関係約國の間の合意

によって定める。

第三節 郵便保証小切手の交付

1 郵便保証小切手によつて払い渡すこと

ができる最高限度額は、関係約國の間の合意

によって定める。

第四節 郵便保証小切手の交付

1 郵便保証小切手によつて払い渡すこと

ができる最高限度額は、関係約國の間の合意

によって定める。

官 報 (号 外)

渡しが行われたことを立証することができる場

合には、すべての責任を免れる。

提出郵政戸口にこの規定の施行規則第二三百三十九条

入れる義務を負わない。

第十五条 払渡郵政厅に対する払渡手数

料の額を定める。

第十六條 雜則

1.1 いずれかの者がその居住国との間で振替を

みを行つた場合には、居住国の郵政庁は、当

郵政庁は、できる限り慎重かつ積極的に1.1

い。
政厅は、審査のために責任を負うことはない。審査を行うことを約束する。もつとも、

施されるためには、この約定の締約国である

施されたためには、この規定の範囲国である
加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半
を生じ、次回の大会議の文書の勅令が発生の時ま
4 この規定は一千九百九十一年一月一日に效力
す。

半数による議決で承認されなければならぬ
で効力を有する。

い。投票の際には、この約定の締約国である

加盟国であつて大会議に代表を出しているもの半数以上が出席していなければならぬ。以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その謄本一通を各締約国に送付する。

て、大会議が執行理事会にその決定を付託し

たもの及び大会議から大会議までの間に提出
千九百八十九年十一月十四日にワシントンで作

されたものは、実施されるためには、この約成した。

定の締約国である執行理事会の理事国の過半

郵便小切手業務に関する約定の締結について
数による譲り受けで承認されなければならない。

この約定に関する議案であつて大会議から
て承認を求めるの件に関する報告書

大会議までの間に提出されたものは、実施さ
レーニン主義、マルクス主義、列寧主義

万国郵便連合（以下「連合」という。）の諸文書
次の数の費が要ら得なければ
れるためには、
よつよへ。

は、五年ごとに開催される連合の大会議において、投票率の急激な増加が見られる。

本約定は、平成元年十一月十三日よりワシントンにて更新されることになっている。

(b) この約定の規定の改正に関する議案につ
トンで開催された第二十回大会会議において、現

いては、投票の三分の一以上

(c) この約定の規定の解釈に関する議案につ
除するとともに修正補足し、それに代わる新た

な約定として作成され、同年十一月十四日に署

名された。

本約定の主な改正点は、次のとおりである。

- 郵政機関以外の機関が小切手業務の交換に参加することができること。
- 郵便小切手業務において提供される業務の種類を、振替、払込み、払出小切手等による以外の業務についても、関係郵政庁間で取り扱い及び郵便保証小切手と明記し、これら決め、その実施方法を定めることができる」と。

右報告する。

平成二年十一月十八日

外務委員長 柿澤 弘治

衆議院議長 櫻内 義雄殿

- 関係郵政庁の間に合意がある場合には、郵便振替口座以外の口座への受入登記の請求ができる」と。
- 振あて郵政庁は、口座への振替金の受入登記について徴収する料金を定めることができること。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二年十一月十一日

内閣総理大臣 海部 俊樹

- 本約定は、平成三年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有することになっている。

よって政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

- 本件の議決理由

本約定を締結することは、我が国と他の締約

国との間の郵便小切手業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、適切な措置で

あると認め、本件は承認すべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第四条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。

第二十条第一項第一号の次に次の三号を加える。

る。

一の二 スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体を

第三十五条の次に次の一条を加える。
(スポーツ振興基金)

第三十五条の二 センターは、第二十条第一項第

一号の二から第一号の四までの業務及びこれら

に附帯する業務に係る経理」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

金」という。)を設け、第四条第一項後段の規定

により政府が示した金額と基金に充てることを

条件として政府以外の者から出えんされた金額

一の三 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るために活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは実際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

第三十二条中「センターは」の下に「、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十五条の二 センターは、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

金」という。)を設け、第四条第一項後段の規定

により政府が示した金額と基金に充てることを

条件として政府以外の者から出えんされた金額

一の二 スポーツに関する競技水準の向上を図るために計画的かつ継続的に行う合宿その他の

イ スポーツに関する競技水準の向上を図るために計画的かつ継続的に行う合宿その他の

活動

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「運営」の下に「、スポーツに関する競

技水準の向上等のために必要な援助」を加える。

日本体育・学校健康センター法の一部を改

正する法律

日本体育・学校健康センター法の一部を改

正する法律

日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法

日本体育・学校健康センター法の一部を改

正する法律

(外) 報 告 号

の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、基金の運用について準用す

る。この場合において、同条第三号中「金銭信

託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約

があるもの」と読み替えるものとする。

第五十一条第四号中「運用した」を「運用し、又は第三十五条の二第二項において準用する第三十五条の規定に違反して基金を運用した」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

競技水準の向上等のために必要な援助を行うことを追加すること。

2 センターの業務に、次に掲げる活動等に対し資金の支給その他必要な援助を行う業務を追加すること。

(一) スポーツ団体が行う競技水準の向上を図

るための合宿その他の活動及び国際的又は

全国的な規模のスポーツの競技会等の開催。

本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助の業務を行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(二) 優秀なスポーツ選手等が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツ

日本体育・学校健康センター法の一部を改

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国のスポーツの一層の振興を図

るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助の業務を行わせようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本体育・学校健康センター(以下「センターア」という。)の目的に、スポーツに関する

2 この法律は、公布の日から施行すること。

3 センターは、前記2の業務に必要な経費の

4 この法律は、公布の日から施行すること。

5 センターは、前記2の業務に必要な経費の

6 この法律は、公布の日から施行すること。

7 この法律は、公布の日から施行すること。

8 この法律は、公布の日から施行すること。

9 この法律は、公布の日から施行すること。

10 この法律は、公布の日から施行すること。

11 この法律は、公布の日から施行すること。

12 この法律は、公布の日から施行すること。

13 この法律は、公布の日から施行すること。

14 この法律は、公布の日から施行すること。

右報告する。

選手が受ける職業等に必要な能力を育成す

るための教育。

(三) 國際的に卓越したスポーツ活動を行う計

衆議院議長 櫻内 義雄殿
文教委員長 船田 元
〔別紙〕

日本体育・学校健康センター法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議

平成二年十一月十八日

文教委員長 船田 元

衆議院議長 櫻内 義雄殿

文教委員長 船田 元

四 スポーツ振興基金の援助対象の認定について
は、公正かつスポーツ団体の自主性を尊重して

行うこと。なお、その審査機関の委員の選任に

当たっては、広く関係者の意見が反映されるよ

う配慮すること。

五 日本体育・学校健康センターが、生涯スポー

ツ、国民の健康増進等に寄与してきたことにな

んが、スポーツ振興基金を所管することによ

りて従来の性格が失われないように留意する

こと。またこのために、当該センターに必要な

人員の確保及び適正配置並びに業務区分の明確

化に十分配慮すること。

官 報 (号外)

平成二年十二月十八日

提出者

議院運営委員長 山下 徳夫

理 由

特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議長等に支給される期末手当の算出の基礎額について改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準月額」を「期末手当基礎額」に改め、同条第四項を

同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

右の議案を提出する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

払込みます。

に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在において同項に規定する者が受けるべき給料

月額」を「期末手当基礎額」に改め、同条第四項を

同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

次の一項を加える。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準月額」を「期末手当基礎額」に改め、同条第四項を

同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

次の一項を加える。

官報(号外)

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

別表第二(第三条関係)

級	号 級	給 料 月 額
三	二	一 二三六、九〇〇円 二四六、七〇〇円
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	一 二八四、六〇〇円 二九二、〇〇〇円 二九九、四〇〇円 三一四、三〇〇円
三	二	一 三四三、五〇〇円 三五一、八〇〇円 三六〇、一〇〇円 三六八、四〇〇円 三七四、〇〇〇円

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十一日
郵便物送可

平成二年十二月十八日 衆議院会議録第四号(上)

九六

発行所 〒105 東京都港区虎門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4302
定価 一本一一部
税 九円を含む